

株式の併合に関する事前開示書面
(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める書面)

2024年2月20日

株式会社IJTT

神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7
株式会社IJTT
代表取締役社長 瀬戸 貢一

株式の併合に関する事前開示事項

当社は、2024年2月5日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、2024年3月6日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案（以下「本議案」といいます。）を付議することを決議いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の2第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の9に定める事項は以下のとおりです。

1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

(1) 併合の割合

当社株式20,261,828株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2024年3月27日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数4株

2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式20,261,828株を1株に併合するものです。当社は、下記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合が当社の株主をいすゞ自動車（下記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」において定義します。）のみとすることを目的として行われるものであること、下記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」に記載の経緯を経て本取引（下記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」において定義します。）の一環として行われた本公開買付け（下記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」において定義します。）が成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 株式併合を行う目的及び理由

2023年11月10日付で当社が公表しました「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、ARTS-1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（但し、当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ自動車」といいます。）が所有する当社株式（所有株式数：20,261,828株、所有割合（注1）：43.19%、以下「本不応募株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式（以下「本自己株式」といいます。）を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、2023年11月13日より実施いたしました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2023年11月10日付けで公表した「2024年3月期第2四

半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（49,154,282株）から、本自己株式数（2,240,945株）を控除した株式数（46,913,337株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

その後、2023年12月25日付「（変更）「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」（以下「本意見表明変更プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に考慮し、当社の株主の皆様に、本意見表明プレスリリースに記載した買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立の確度を高めるため、同日、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を812円から850円に変更すること（以下「本買付価格変更」といいます。）、及び法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2023年12月25日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年1月15日まで延長することを決定しております。

そして、当社が2024年1月16日付で公表いたしました「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は2023年11月13日から2024年1月15日まで本公開買付けを行い、その結果、2024年1月23日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式12,013,491株（所有割合：25.61%）を保有するに至りました。

本公開買付け並びに当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとするための株式併合を含む本取引の目的及び経緯の詳細について、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたが、以下に改めてご説明申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者が公表した情報及び公開買付者から受けた説明に基づいております。

本意見表明プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、スパークス・グループ株式会社（以下「スパークス」といい、関係会社及びその他の関連事業体と併せて、以下「スパークスグループ」と総称します。）が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。）が発行済株式の全てを所有する2023年4月10日に設立された株式会社とのことであり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式を取得、所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。

本取引は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしていたところでは、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に当社が行う本株式併合を通じて、当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすること、③本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として当社によって実施される自己株式取得（以下「当社自己株式取得」といいます。）を実行するための資金を確保することを目的として、公開買付者が当社に対して、当社自己株式取得に係る対価に充てる資金を提供すること、④いすゞ自動車が、本不応募株式を、当社自己株式取得によって売却すること、並びに、⑤当社自己株式取得後に実施される、公開買付者に対するいすゞ自動車からの出資（以下「本再出資」といいます。）にて構成され、公開買付者は、最終的に、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が株主となった公開買付者による当社の完全子会社化を企図しているとのことでした。また、公開買付者は、本取引の完了後に、当社との間で吸収合併を実施することを予定しているとのことです（以下「本合併」といいます。なお、本日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と当社のいずれを吸

取合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、今後検討を行い、当社と協議の上で決定する予定です。) 。

その後、当社の株主（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）の保有する当社株式の株式数の合計が公開買付者の保有する当社株式の株式数を上回る状況等を踏まえ、公開買付者は、本取引の目的を達成するために、上記②に関して、本株式併合後に予定されている会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条に定める端数処理手続完了後の当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすることの確度を高めるため、本株式併合を通じて、当社の株主をいすゞ自動車のみとした上で、会社法第235条その他の関係法令に定める手続に従い、本株式併合をすることにより生じる株式の数に1株に満たない端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を、本端数合計株式の公開買付者への任意売却許可の申立てについて、裁判所の許可が得られたことを条件に、公開買付者に売却することによって、当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすること（以下「本スキーム変更」といいます。）を企図しているとのことです。当社は、2024年2月5日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、本株式併合を通じて当社の株主をいすゞ自動車のみとすること、その後、いすゞ自動車及び公開買付者は当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとするために必要な措置を実施すべく最大限努力することを内容とする三者間契約書変更合意書を締結しています。

本端数合計株式の売却価格については、本意見表明プレスリリース及び本意見表明変更プレスリリースにてお知らせしたと同様、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）に交付される金銭の額が、買付価格変更後の本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

裁判所の許可に基づく本端数合計株式の公開買付者への売却によって、当社の株主がいすゞ自動車及び公開買付者のみとなった後、当社は、いすゞ自動車が保有する当社株式の全てを取得する当社自己株式取得を実施すること予定しております。なお、公開買付者によれば、当該当社自己株式取得の効力発生の後、いすゞ自動車は公開買付者に対する出資を行い、最終的に、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が株主となった公開買付者による当社の完全子会社化を企図しているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2023年11月10日付で、いすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないことを含む、本取引に関する事項について定めた二者間契約書（以下「本二者間契約書」といいます。）を締結しているとのことです。また、当社は、2023年11月10日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、①本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、及び、②いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び当社自己株式取得後に本再出資を行うことを含む、本取引に係る諸条件について定めた三者間契約書を締結しており、その後、本買付価格変更に伴い、2023年12月25日付で、本買付価格変更に伴う当社自己株式取得における自己株式取得の対価（以下「当社自己株式取得価格」といいます。）の変更について合意することを内容とする三者間契約書変更合意書を締結しております。さらに、その後、2024年2月5日付で、本株式併合を通じて当社の株主をいすゞ自動車のみとすること、その後、いすゞ自動車及び公開買付者は当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとするために必要な措置を実施すべく最大限努力すること等を内容とする三者間契約書変更合意

書を締結しております。

本意見表明プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、2022年2月10日に、スパークスからいすゞ自動車に対して、本取引の実施による、当社株式の非公開化の意義に関する初期的な提案を行ったとのことであり、その後、いすゞ自動車内での検討が進められたとのことです。当社においては、いすゞ自動車から当該初期的提案についての情報共有を受け、2022年7月中旬以降、同提案に対する当社の対応方針を継続検討して参りました。そして、2022年8月22日にいすゞ自動車も同席の下で、スパークスから当社に対して直接、非公開化に係る初期的な提案が実施されました。これを受け、当社は、スパークスとの協働の可能性をより具体的に検討するため、2022年9月21日に、スパークス及びいすゞ自動車との間で機密保持契約を締結しました。その後、2022年11月10日に、スパークスから当社及びいすゞ自動車に対して、当社の経営計画の内容等をもとに、2022年8月22日に実施した提案をさらに具体化した内容の再提案がされました。

そして、2022年12月28日に、当社、いすゞ自動車及びスパークス間にて協議を行い、スパークスグループによる本取引後の経営方針等について説明を受け、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、当社からスパークスに対して、当社としても本取引の実施の可能性につき、検討する旨を回答しました。これを受け、スパークスは、2023年1月31日付で、当社に対して、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書（以下「本初期的提案書」といいます。）を提出いたしました。本初期的提案書においては、本買付価格変更前の本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的提案書の内容を精査し、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023年1月31日より、本取引の検討を開始しました。

その後、当社は、2023年2月10日に開催された定例取締役会において、（a）公開買付者との取引条件の協議や各種手続等について助言を受けること及び当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をスパークスグループ、公開買付者、当社及びいすゞ自動車（以下「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして（注2）、（b）本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、T&K法律事務所を公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任するとともに（注3）、（c）本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、特別委員会（以下「旧特別委員会」といいます。）を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。旧特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

（注2）みずほ証券は公開買付関連当事者の関連当事者には該当しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は公開買付者に対して買付融資等を行うことを予定している他、日本モノづくり未来ファンドの有限責任組合員及び当社の株主たる地位を有しており、また、当社、いすゞ自動車及びスパークスに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しております。みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、いすゞ自動車に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しております。もっとも、みずほ

証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主並びにみずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人としての地位とは独立した立場で当社の株式価値算定を行っているとのことです。当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に加え、みずほ証券と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること等を鑑み、本取引におけるフィナンシャル・アドバイザーとして職務を行うにあたり十分な独立性が確保されており、当社がみずほ証券に対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し、特段の問題はないと判断しております。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(注3) 本取引に係るアドバイザーを正式に選任するにあたっては一定の費用が発生することから、当社は、スパークスから本初期的提案書の提出を受けたことをもって、2023年2月10日に開催された当社の定例取締役会においてフィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてT&K法律事務所を選任することを決議いたしました。2022年7月中旬にスパークスからの初期的な提案に対する当社の対応方針の検討を開始して以降、本取引に係るアドバイザーが正式に選任されるまでの間も、みずほ証券及びT&K法律事務所に対して、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

スパークスは、2023年2月上旬から2023年4月下旬までの間、本取引の実現可能性の精査のため、当社に対するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）や当社の経営陣との面談等を実施していたところ、当社は、みずほ証券及びT&K法律事務所の助言を受けながら、本デュー・ディリジェンスにおける質問事項に対する回答等の対応を行いながら、上記の期間、スパークス及びいすゞ自動車と本取引の実施及び取引ストラクチャーの詳細を含めた取引条件について協議・交渉を重ねるとともに、旧特別委員会における検討を行ってまいりました。そして、2023年4月7日、スパークスから、本デュー・ディリジェンス、当社の事業計画及び市場株価を踏まえ、当社株式の株式価値総額を約263億円とし、具体的な本買付価格変更前の本公開買付価格及び当社自己株式取得価格については当社及びいすゞ自動車から提供された資料等に基づき、別途提示する旨を提案されました。また、本公開買付けの開始は2023年5月中旬の予定とする旨も併せて提案されました。当該提案を受けて2023年4月10日に開催された旧特別委員会において、スパークスからの提案内容を検討した結果、旧特別委員会としては、株式価値総額での提示ではなく、本買付価格変更前の本公開買付価格と当社自己株式取得価格が区別された上で、本買付価格変更前の本公開買付価格そのものの提案（以下「本公開買付価格提案」といいます。）を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨の意見が示されたため、当社からスパークスに対し、旧特別委員会の当該意見を踏まえ、本公開買付価格提案を要請する旨の連絡をいたしました。これに対し、スパークスは、本公開買付価格提案にあたっては、さらなる検討期間を確保する必要があると考えたとのことです。そして、2023年4月下旬、当社及びいすゞ自動車は、スパークスより、当初2023年5月中旬に予定していた本公開買付けの開始を2023年8月に予定されている当社の四半期決算公表時に延期することについての伝達を受け、これに同意する旨の連絡をいたしました。

その後も、スパークスにおいて取引ストラクチャーを含む取引条件について検討を進めていたとのことですが、スパークスから当社に対して、延期後の想定スケジュールどおりに本公開買付価格提案がなされず、本取引の検討が延期後の想定より長期化していました。当社としては、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関連部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られる可能性があると考えられたため、本取引を前向きに検討する意向がありました。一方で、スパークスから本公開買付価格提案がなされないまま本取引の検討が長期化していたことに伴い、当社の情報管理の観点から、さらに本取引の検討を延長することは難しかったため、本取引の検討を終了せざるを得ないと判断し、当社は、2023年8月9日に開催された定例取締役会において本取引の検討を終了する旨を決定し、2023年8月10日、スパークスに対し、本取引の検討を終了した旨の連絡をしました。

その後、当社は、2023年8月21日にスパークスから取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を受け、検討の再開を依頼されました。これを受け、当社は、本取引の検討再開を行うためには、少なくとも、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書の再提出を受け、改めて当社の検討体制を整備する必要があるという考えの下、2023年9月5日、スパークスに対し、かかる初期的な提案書の再提出を要請いたしました。その後、2023年9月14日、スパークスから、初期的な提案書（以下「本初期的再提案書」といいます。）を再度受領いたしました。本初期的再提案書においては、本買付価格変更前の本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的再提案書の内容を精査し、スパークスが提案する本取引のスキームに相応の合理性と実現可能性があることと判断し、また、上記のとおり、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023年9月28日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開を決定するとともに、（a）公開買付者との取引条件の協議や各種手続等について助言を受けること及び当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、みずほ証券を公開買付関連当事者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして、（b）本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、T&K法律事務所を公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任し（注4）、また、（c）本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、本特別委員会（下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に定義します。以下同じです。）を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

（注4）本取引に係るアドバイザーを正式に選任するにあたっては一定の費用が発生することから、当社は、スパークスから本初期的再提案書の提出を受けたことをもって、2023年9月28日に開催された定例取締役会においてフィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてT&K法律事務所を選任することを決議いたしました。2023年8月9日に開催された定例取締役会において本取引の検討を終了する旨の決定がされて以降も、2023年8月21日にスパークスから取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を

受け、検討の再開を依頼されたことを受け、2023年9月28日までの間、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

その後、当社は、スパークスに対し、2023年9月28日、本取引の再検討を行う旨の連絡をし、スパークス及びいすゞ自動車との協議・交渉を重ねておりましたところ、2023年10月16日、スパークスより、本買付価格変更前の本公開買付価格を730円とする初回の提案を受けました。初回の提案価格は提案の前営業日である2023年10月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値669円に対して9.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値666円に対して9.61%、直近3ヶ月間の終値単純平均値615円に対して18.70%、直近6ヶ月間の終値単純平均値577円に対して26.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、2023年10月16日、スパークスは、本買付価格変更前の本公開買付価格の最大化の観点から、当社の借入余力について検討し、今後の設備投資計画及び資金調達も鑑み、当社の借入余力が最大限に活用される、融資を活用した本取引の取引ストラクチャーが最良であると判断したとのことです。スパークスは、当該ストラクチャーを採用することで投資ファンドとしてのスパークスの投資リターンに対する責任を確保しつつ、本買付価格変更前の本公開買付価格の最大化に繋げることが可能となると考えているとのことです。その後、初回の提案について、2023年10月20日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券による、2023年10月20日時点における、当社株式価値の試算結果や、類似事例におけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十分な価格に至っていないとして、公開買付価格の再提案の要請をいたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年10月20日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を760円とする2回目の提案を実施いたしました。2回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値638円に対して19.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値663円に対して14.63%、直近3ヶ月間の終値単純平均値618円に対して22.98%、直近6ヶ月間の終値単純平均値580円に対して31.03%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。2回目の提案について、2023年10月25日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月25日時点における、当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）のレンジの相当程度上方の価格とする必要性、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準である30%~40%を超える水準を確保する必要性及び可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する必要性があるとして、公開買付価格の再提案を要請いたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年10月27日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を785円とする3回目の提案を実施いたしました。3回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月26日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値622円に対して26.21%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値653円に対して20.21%、直近3ヶ月間の終値単純平均値620円に対して26.61%、直近6ヶ月間の終値単純平均値584円に対して34.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。3回目の提案について、2023年10月31日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月31日時点における当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性、提案の前営業日、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値、直近6ヶ月間の終値単純平均値の全ての期間において、それぞれの参照期間に対して30%程度のプレミアム水準を確保し、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準に比して遜色ない水準とする必要性があるとして、公開買付価格として835円とするべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を

受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月2日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を805円とする4回目の提案を実施いたしました。4回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値679円に対して18.56%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値649円に対して24.04%、直近3ヶ月間の終値単純平均値623円に対して29.21%、直近6ヶ月間の終値単純平均値588円に対して36.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。4回目の提案について、2023年11月6日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として825円以上とするべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月7日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を808円とする5回目の提案を実施いたしました。5回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値691円に対して16.93%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値653円に対して23.74%、直近3ヶ月間の終値単純平均値627円に対して28.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値590円に対して36.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。5回目の提案について、2023年11月8日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として815円以上とするべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月8日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を812円とする6回目の提案を実施いたしました。6回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値693円に対して17.17%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値655円に対して23.97%、直近3ヶ月間の終値単純平均値629円に対して29.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値591円に対して37.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、2023年11月10日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本買付価格変更前の本公開買付価格を812円、本買付価格変更前の当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、当社や当社のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーから都度報告を受け、本公開買付けの条件について意見を述べることにより交渉過程に実質的に関与しました。また、スパークスから提示された本買付価格変更前の本公開買付価格の確認及び当該価格に対する意見の申述等を行った他、当社が作成した当社の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容及び作成経緯等について確認を行い、その合理性について確認しました。また、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券は、スパークスとの交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、スパークスから提案・要請に対する回答を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行いました。

当社は、このような協議・検討の過程において、みずほ証券に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2023年11月9日付でみずほ証券から株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しました。当社株式価値算定書の詳細は、下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。また、当社は、T&K法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当

社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2023年11月9日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

以上の経緯の下で、当社は、2023年11月10日開催の当社取締役会において、T&K法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本買付価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、今後、成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を慎重に検討した結果、本公開買付けを含む本取引により、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られるものと判断しました。特に、鋳鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、産業機械・産業用ロボット等向け鋳造品の環境配慮型新工場の建設をはじめ多くの関連領域でのあらたな知見の獲得の支援をスパークスから得られると判断しました。当社といたしましては、上記を背景に産業機械・産業用ロボット等向けの鋳造事業を成長戦略の柱として注力して参ります。当社は、以上の点を踏まえ、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。さらに、本取引に伴い、親会社であるいすゞ自動車当社自己株式取得の実施後一時的に当社の直接の株主でなくなることが予定されておりますが、当社としては、いすゞ自動車は、本再出資により、当社の完全親会社となる予定の公開買付けの普通株式を保有することを通じて実質的に当社の株主として残存し、公開買付け及び当社が本合併を行うことで当社の株式を直接に保有することになる想定であることを踏まえ、資本関係を含むいすゞ自動車との従前の取引関係を維持しつつ、いすゞ自動車の連結子会社ではなく、他の自動車製造事業者向けにも開けた会社となることによる当社の企業価値の向上がいすゞ自動車の利益にも繋がることから、本取引後においても、いすゞ自動車から当社の経営に対する協力・協働を期待することができると考えており、いすゞ自動車が一時的に当社の直接の株主でなくなることが当社の企業価値向上にとってデメリットになるものではないと考えております。

また、本買付価格変更前の本公開買付価格（812円）は、（a）下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、（b）本買付価格変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である2023年11月10日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、（c）下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（d）上記措置がとられた上で、スパークスと当社との

間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本買付価格変更前の本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本買付価格変更前の本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額(1,767円)を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます(具体的には当社の貸借対照表(2023年9月30日現在)上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等(総資産152,966百万円の内、26.9%相当)に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。)。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました(その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率(PBR)が0.41倍であったところ、本買付価格変更前の本公開買付価格に基づく株価純資産倍率(PBR)は0.46倍となっております。)、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2023年11月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、2023年12月25日に公開買付者より本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受け、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。そして、当社は、公開買付者が本買付価格変更を決定したことを受けて、本買付価格変更及び本特別委員会の同日付の答申書(以下「2023年12月25日付答申書」といいます。)を踏まえ、2023年12月25日開催の取締役会において、(i)本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となること等から、本買付価格変更後の本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至ったことから、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、本意見表明プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。本買付価格変更後の本公開買付価格(850円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して24.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値657円に対して29.38%、直近3か月間の終値単純平均値631円に対して34.71%、直近6か月間の終値単純平均値593円に対して43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、また、公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値841円に対して1.07%、更に、本公開買付けの公表日である2023年11月10日から公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日までの間の終値単純平均値828円に対して2.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となることとです。

なお、本買付価格変更後の当社自己株式取得価格は、当社株式1株当たり704円となる予定とのことです。

その後、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得することができず、2024年2月1日に、当社に対して本スキーム変更に係る提案をしたことを踏まえ、当社は、本特別委員会において本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないとの見解であることの確認が得られたことから、本取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をいすゞ自動車のみとするために、下記「2. 株式併合の要旨」に記載のとおり、本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本株式併合により、いすゞ自動車以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社及び公開買付者は、公開買付者と当社の支配株主（親会社）であるいすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを含む本二者間契約書が締結されていること、及び、当社において本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施すること等が想定されていること等から、いすゞ自動車と当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、公開買付者及び当社は以下の措置を講じております。なお、公開買付者は、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社の親会社であるいすゞ自動車が当社株式20,261,828株（所有割合：43.19%）を所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると本公開買付けの成立が不安定なものとなり、かえって本公開買付けへの応募を希望する当社の少数株主の皆様の利益に資さない可能性があると考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定しないことといたしました。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、公開買付者に関する記載は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本買付価格変更前の本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本買付価格変更前の本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しております。

当社は、本公開買付けに係る買付条件等の変更に関する意見表明を検討するにあたり、当社株式価値算定書において前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得していません。

なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していません。また、当社は、本「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないよ

うに留意した事項」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引における公正性が十分に担保されていると判断したことから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

当社株式価値算定書の概要は以下のとおりです。

みずほ証券は、本公開買付けにおける当社株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値算定を行いました。みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法を採用して、当社株式の価値を算定しております。みずほ証券が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	593円から685円
類似企業比較法	217円から565円
DCF法	556円から839円

市場株価基準法では、2023年11月9日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の普通取引の基準日における終値685円、直近1ヶ月間の終値単純平均値657円、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値593円をもとに、当社株式の1株当たりの価値の範囲を593円から685円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似性があると判断される事業を営む上場企業の市場株価及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を217円から565円までと算定しております。

DCF法では、本事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として2024年3月期第二四半期以降に当社が将来創出されると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、第二四半期以降に一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を556円から839円と算定しております。

なお、本事業計画については、本特別委員会が当社との間で質疑応答を行うとともに、本特別委員会がその内容や前提条件等の合理性を確認しました。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していません。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社取締役会は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するために、2023年9月28日に開催された当社定例取締役会決議により、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役であり、本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断される織田秀明氏、土屋市郎氏及び川本英利氏、並びに公開買付関連当事者から独立性を有し、本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断される鈴木健太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）及び松本久幸氏（公認会計士、株式会社Stand by C）の5名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、互選により、本特別委員会の委員長として鈴木健太郎氏を選定しております。本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額により又は時間単位の報酬を支払うものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用していません。

そして、当社は、同取締役会において、本特別委員会に対し、本公開買付けに対して当

社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。以下同じです。）、(ii) 本取引の取引条件（本取引により当社の株主に交付される対価を含みます。以下同じです。）の妥当性、(iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。以下同じです。）、(iv) (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本取引の実施（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。以下同じです。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否か（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問し、これらの点に対する本答申書を当社取締役会に提出することを囑託するとともに、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議しました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、(i) 本諮問事項についての判断及び検討に必要な情報を収集・受領する権限、(ii) 本特別委員会が必要と判断する場合には自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限、(iii) 本取引の取引条件等に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、並びに、当社及び当社の一般株主の利益を図る観点から、本特別委員会が必要と認める場合に、当該交渉を直接行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与する権限（以下、「本権限」と総称します。）を付与することを決議しました。

本特別委員会は、2023年10月10日から2023年11月8日まで合計6回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行いました（注）。

（注）なお、当社は、上記「2.（1）株式併合を行う目的及び理由」のとおり、2023年8月9日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定しましたが、2023年2月10日に開催された定例取締役会において、本特別委員会と同様の委員から構成され、本権限を有する旧特別委員会を設置し、本諮問事項を諮問する旨を決議しており、旧特別委員会は、2023年2月10日から2023年7月12日まで合計8回開催され、当社及びスパークスの事業内容、本取引後の当社の経営方針、本事業計画の内容等について慎重に協議及び検討を行っており、本特別委員会は、旧特別委員会における検討状況を踏まえて、本諮問事項に関する協議及び検討を行っております。

具体的には、本特別委員会は、まず初回の本特別委員会において、当社が選任したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券は、上記「2.（1）株式併合を行う目的及び理由」のとおり、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間で本取引に関する情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築しており、独立性及び専門性に問題がなく、リーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所についても、独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ当社のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。その上で、本特別委員会は、当社から提出を受けた資料等の検討を行うとともに、当社から、当社の事業内容、業績及び財務状況、経営課題、本事業計画の策定過程及び内容、本取引の意義、目的及び背景、並びに本取引による当社事業への影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、スパークスから、本取引の検討・実施に至った経緯及び背景、本取引の目的及び意義、当社の完全子会社化が必要であるとする理由、本取引の実施により期待できる当社の企業価値の向上の内容、並びに本取引後に予定している経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社から、スパークスと当社との間における本取引に係る交渉の経緯及び内容等の状況につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本買付価格変更前の本公開買付価格につき、スパークスから812円という最終的な提案を受けるに至るまで、スパークスとの交渉過程

に実質的に関与しております。また、本特別委員会は、みずほ証券による当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所から当社が得た、当社における本公開買付けを含む本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容についての法的助言についても説明を受け、検討をしております。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2023年11月9日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

- (i) 本諮問事項に対する本特別委員会の答申（結論）
 - (a) 本取引の目的には正当性・合理性が認められる（諮問事項（i）に対する意見）。
 - (b) 本取引に係る交渉過程等の手續には公正性が認められる（諮問事項（iii）に対する意見）。
 - (c) 本取引の取引条件の妥当性が認められる（諮問事項（ii）に対する意見）。
 - (d) 本取引の実施が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる（諮問事項（iv）に対する意見）。
- (ii) 意見の理由及び検討内容について
 - (a) 諮問事項（i）本取引の目的の正当性・合理性
 - (ア) 本取引の理由及び背景

当社が本取引を実施する理由及び背景の概要は以下のとおりである。

- ・ 当社は、2023年11月9日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、連結子会社4社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成され、自動車、建設機械並びに産業車輛・機械業界等を需要先とした鍛造品、鋳造品及び機械加工・組立品の製造、販売を主な事業としている。
- ・ 当社グループを取り巻く経営環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少、段階的な経済・社会活動の回復が進んだものの、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクに加え、中国経済の減速、資源価格・原材料高騰や物流費等のコスト上昇の影響による経済下振れリスクや金融資本市場の動向に注視する必要がある、依然として予断を許さない状況が続いている。一方、自動車業界においては100年に1度の大変革と言われているCASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）の動きが加速している。足下の業績については、エネルギー・資材費用の高騰に加え、世界的な半導体不足に起因する得意先計画ボリュームの急激な変動、生産要員の確保に伴う労務費負担増により、十分な収益性を確保することが困難な状況である。これらの経営課題を解決するためには、機動的な資金調達、外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠と認識している。他方で、これらの施策を実施することにより、先行費用や大規模な設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、短期的には当社の利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性が考えられ、上場を維持したままで同様の施策を実施すれば、一時的に当社株式の価値に悪影響を及ぼすこと等も想定される。そのため、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施することは当社株主が負担するリスクが増大することも懸念されるため、相応の困難が伴うと考えている。
- ・ 以上を踏まえて、当社株主が短期的な悪影響を被ることなく当社株式を売却できる機会を提供するとともに、当社が短期的な業績にとらわれず中長期的

な視点に立脚した成長戦略を実現するためには、当社は、非公開化し経営の改革を進めていくことが最適と認識している。

- ・スパークスは、上記のような当社を取り巻く現在の事業環境を踏まえた検討の結果、素材加工一貫体制の強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上、海外拠点を活用した商用車部品事業の海外展開に加え、産業機械・産業用ロボット向け casting 品の拡販に向けた大規模先行投資を通じて競争優位性を確立し、鑄造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要があるとの認識に基づき、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的なM&Aの実施等が必要であると考えている。スパークスは、これらの施策の実施には先行費用や設備投資等相応の時間及び資金を要し、当社が上場を維持したままでは株価や配当の観点から既存株主に負担となる可能性があることも認識している。
- ・当社は、上記のようなスパークスの説明及びスパークスとの度重なる協議を踏まえて、今後、成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を慎重に検討した結果、本公開買付けを含む本取引により、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られることが期待できると判断した。特に、鑄鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、産業機械・産業用ロボット等向け casting 品の環境配慮型新工場の建設をはじめ多くの関連領域でのあらたな知見の獲得の支援をスパークスから得られると判断した。さらに、本取引に伴い、当社自己株式取得の実施後、一時的に、いすゞ自動車は当社の直接の株主でなくなるが、本取引後においてもいすゞ自動車から当社の経営に対する協力・協働を期待できると考えている。

(イ) 検討

本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る当社担当者による説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。とりわけ、当社の経営課題を解決するためには機動的な資金調達、外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠との前提で、当社及びスパークスが当社の課題及び今後の事業運営の方向性について共通認識を有していることを踏まえると、本取引が当社の企業価値向上に資するとの当社の判断は合理的であると考えられる。

なお、旧特別委員会は第3回特別委員会（2023年3月17日開催）において、また、本特別委員会は第2回特別委員会（2023年10月17日開催）において、それぞれ、スパークスの担当者に対するインタビューを実施し、大要、①スパークスの概要、②本取引の概要・背景、③当社に対する評価、④本取引後の経営戦略、⑤公開買付け価格に関する方針、⑥資金調達、⑦本デュー・ディリジェンスを踏まえた当社の経営面に対する評価、⑧全社共通の具体的な施策と戦略の方向性及び⑨事業毎の環境認識と想定する戦略の方向性について説明を受けた。これらの説明中、本取引の実施にあたり指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらなかった。

(ウ) 小括

以上より、本取引の目的には正当性・合理性が認められると考えられる。

(b) 諮問事項 (iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性

本取引の取引条件の妥当性の前提として、まず本取引に係る交渉過程等の手

続の公正性について検討する。

(ア) 独立した特別委員会の設置・運用

本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当せず、かつ、いわゆるマネジメント・バイアウト取引にも該当しない。しかし、当社株式の非公開化後にいすゞ自動車から公開買付者に再出資することが予定されており、いすゞ自動車と当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることも踏まえ、当社では、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として特別委員会である本特別委員会を設置したものである。当社の取締役会は、本特別委員会を設置するにあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないとは判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議している。

また、本特別委員会は、公開買付者又はスパークスとの間の協議及び交渉の方針について、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から適時に説明を受けた。本特別委員会は、本特別委員会において確認された方針に沿って当社と公開買付者及びスパークスとの間の交渉が行われたものと判断した。

その他、本買付価格変更前の本公開買付価格に至る交渉過程への本特別委員会の関与の形態及び実質について指摘すべき事項や懸念は特に見当たらない。

(イ) 当社担当者による協議、検討及び交渉に対する本特別委員会の評価

以下のとおり、当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社並びにいすゞ自動車からの独立性が認められるフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及びリーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所から助言等を受けながら、当社の立場から当社の少数株主にも配慮しつつ、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、当社の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本取引の一連の手続の公正性といった点についても慎重に検討しているものと認められる。

- ・ 当社担当者は、スパークスとの間で、2022年9月以降、多数回にわたって本取引についての協議及び検討を重ねてきたところ、2023年4月7日付で、スパークスから、当社担当者に対して、当社株式の株式価値総額が約263億円であること、具体的な本買付価格変更前の本公開買付価格については改めて提示する旨の提案（以下「旧提案」という。）がなされた（2023年4月7日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・ 旧特別委員会は、当社担当者より、第5回特別委員会（2023年4月10日開催）において、旧提案について意見を求められた。その際旧特別委員会は、株式価値総額での提示ではなく、本公開買付価格提案を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。しかしながら、スパークスからは本公開買付価格提案はなされず、2023年8月9日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定した。
- ・ 2023年9月28日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開が決定された後、2023年10月16日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を730円とする提案書（以下「第1回提案」という。）が示された（2023年10月16日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・ 本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月17日に開催された第2回特別委員会において、第1回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、第1回提案に係る価格は、当社の第三者算定機関であるみずほ証券による当社株式価値の試算結果や、類似事例に

おけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十分な価格に至っていないため、類似事例におけるプレミアム水準を十分に意識した公開買付価格の再提示を求めることが相当である旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。当社は、これを受けて、2023年10月20日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格の再提示を求めるよう申し入れた（2023年10月20日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- 上記の当社からの申し入れを受けて、2023年10月20日付で、スパークスから、当社担当者に對して、本買付価格変更前の本公開買付価格を760円とする提案書（以下「第2回提案」という。）が示された（2023年10月20日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- 本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月25日に開催された第3回特別委員会において、第2回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、①みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの相当程度上方の価格とする必要性及び②市場株価基準法に係る算定基準日、当該算定基準日からの1ヶ月平均、同3ヶ月平均及び同6ヶ月平均の4つの期間のそれぞれに対しても類似事例におけるプレミアム水準である30%~40%を超える水準を確保する必要性があり、これらを満たす水準の公開買付価格の再提示を求めるべきである旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月25日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格の再提示を求めるよう申し入れた（2023年10月25日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- 上記の当社からの申し入れを受けて、2023年10月27日付で、スパークスから、当社担当者に對して、本買付価格変更前の本公開買付価格を785円とする提案書（以下「第3回提案」という。）が示された（2023年10月27日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- 本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月30日に開催された第4回特別委員会において、第3回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、①みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性及び②市場株価基準法に係る算定基準日、当該算定基準日からの1ヶ月平均、同3ヶ月平均及び同6ヶ月平均の4つの全ての期間において、30%程度のプレミアム水準を確保し、類似事例におけるプレミアムに比して遜色ない水準とする必要性に鑑み、本買付価格変更前の本公開買付価格を835円とする提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月31日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を835円とするよう申し入れた（2023年10月31日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- 上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月2日付で、スパークスから、当社担当者に對して、本買付価格変更前の本公開買付価格を805円とする提案書（以下「第4回提案」という。）が示された（2023年11月2日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- 本特別委員会は、当社担当者より、2023年11月6日に開催された第5回特別委員会において、第4回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、本公開買付けの公表日を間近に控えていることも踏まえ、足元の株式市場全体及び当社株価推移のトレンドも鑑み、本買付価格変更前の本公開買付価格を825円以上とする旨の最終提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年11月6日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を825円以上とするよう申し入れた（2023年11月6日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月7日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を808円とする提案書（以下「第5回提案」という。）が示された（2023年11月7日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年11月8日に開催された第6回特別委員会において、第5回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、足元の株式市場全体及び当社株価推移のトレンドも鑑み、本買付価格変更前の本公開買付価格を815円以上とする旨の最終提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。
- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月8日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を812円とする提案書（以下「最終提案」という。）が示された（2023年11月8日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、最終提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、最終提案に係る価格が、みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、DCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%にあり、かつ、市場株価基準法に係る算定基準日からの3ヶ月平均、同6ヶ月平均に対して、概ね30%程度のプレミアムを加えた価格となっていることから、少数株主の利益保護の観点から妥当であると評価可能な水準を超えていると思料される旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。
- ・以上の経過により、本買付価格変更前の本公開買付価格を最終提案に係る価格である812円とするとの結論に至った。かかる結論に至るまでの当社担当者による公開買付者及びスパークスとの協議、検討及び交渉について指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、公開買付者から本取引に関する提案書を受領してから、本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するまでの間に、当社は、本取引の検討を終了し、その後、検討が再開されているが、本特別委員会はこれは、もっぱらスパークス側の事情で当初の想定スケジュールとおりに本買付価格変更前の本公開買付価格の提案がなされなかったことが原因と理解しており、当社が殊更に手続を遅延させた事情は関知していない。

(ウ) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に価値算定を依頼した。みずほ証券は、当社の事業の現状を反映した最新の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の1株当たりの株式価値の分析を行った。その結果は、当社株式価値算定書にまとめられている。当社は、みずほ証券から本買付価格変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していない。

当社株式価値算定書の作成過程、提出に至るまでの当社担当者によるみずほ証券との協議及び検討、みずほ証券の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

(エ) 当社による独立した法律事務所からの助言の取得

当社担当者は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立したリーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所を選任した。当社は、T&K法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定の留意点について、日本法の観点から法的助言（いわゆる公正性担保措置及び利益相反回避措置に係る助言を含む。）を得ている。

2023年11月9日に至るまでの当社担当者によるT&K法律事務所との協議及び検討、T&K法律事務所の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

(オ) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与、当社担当者の検討過程における不当な影響及び干渉の不存在

本特別委員会は、当社が開催を予定している本取引を承認する取締役会について、当社の取締役7名のうち、過去にいすゞ自動車の役職員の地位を有していた瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏の2名を除く5名の取締役が審議し、その全員の賛成により決議を行うものと理解している。

なお、当社の取締役のうち、瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏が本取引の交渉過程に関与し、又は当社担当者の検討過程に対して不当な影響又は干渉を与えたとの事実は認められない。

(カ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの期間を2023年11月13日（月曜日）から2023年12月25日（月曜日）までの30営業日に設定していた。これは法に定められた公開買付け期間の最短期間（20営業日）よりも長い期間であるが、その趣旨は、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本買付価格変更前の本公開買付け価格の適正性を担保することを企図したものと考えられ、上記公開買付け期間は妥当であると考えられる。

また、当社と公開買付者の間には、当社が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は存在しないものと認められる。

(キ) 二段階買収に係る強圧性の排除

本取引では、本公開買付けの決済完了後速やかに、当社株式の非公開化を目的に、当社の全部の株式（但し、本不応募株式及び本自己株式を除く。）の取得を目的として、公開買付者は、本臨時株主総会の開催を当社に要請することが予定されている。その際、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。）に対しては、最終的に金銭を交付することが予定されており、かつ、当該株主に交付される金額は、本買付価格変更前の本公開買付け価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されている。また、株式併合に反対する株主には、会社法上、株式買取請求権や価格決定申立ての権利が認められている。以上より、いわゆる二段階買収に係る強圧性が排除又は軽減されていると評価することが可能である。

その他、本取引において二段階買収に係る強圧性をうかがわせる事情は特に見当たらない。

(ク) 小括

以上のとおり、本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利

益相反を回避するための措置が採られていることが認められる他、本取引の諸条件について、当社の少数株主の利益保護の観点から慎重に協議及び交渉が行われたことが認められる。また、二段階買収に係る強圧性の懸念は特に見当たらない。したがって、本取引に係る交渉過程の手続には公正性が認められると考える。

(c) 諮問事項 (ii) 本取引の取引条件の妥当性

(ア) 当社株式価値算定書との整合性

当社株式価値算定書によれば、当社株式1株当たりの株式価値は、市場株価基準法（算定基準日：2023年11月9日）で593円～685円、類似会社比較法で217円～565円、DCF法で556円～839円とされている。本買付価格変更前の本公開買付価格である812円は、上記算定方式のうち最も高いレンジを示しているDCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%に収まっている（第3四分位数を超過している）こと、及び類似会社比較法に基づく株式価値の上限よりも相当高い価格であることが確認できる。

本特別委員会は、みずほ証券及び当社の各担当者から、前提となる当社の事業計画の内容、株式価値評価に用いられた算定方法の他、株式の株式価値の算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受け議論及び検討したが、特に不合理な点は認められなかった。

なお、みずほ証券のグループ会社であるみずほ銀行は、公開買付者に対して買付資金等に係る融資の実施を予定している他、日本モノづくり未来ファンドの有限責任組合員及び当社株主であり、また、当社、いすゞ自動車及びスパークスに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことである。さらに、みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行は、いすゞ自動車に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことである。本特別委員会は、これらの点について、みずほ証券から法令等に基づき情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築していることの説明を受けた。その他、みずほ証券と公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車の間に、本取引に関する特別の利害関係は見当たらない。

(イ) 本公開買付価格のプレミアム

本買付価格変更前の本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券の当社株式の株式価値の算定結果において最も高いレンジを示しているDCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%にあり、かつ、上記(ア)のとおり、当該算定結果と整合している。

また、本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して、18.54%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本(イ)において株価に対するプレミアムの数値について同じ。）を加えた価格であり、直近1ヶ月間の終値単純平均値657円（小数点以下を四捨五入。以下、本(イ)において終値単純平均値の計算において同じ。）に対して23.59%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して、28.68%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムを加えた価格であり、このうち、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日における当社株式の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率を取り上げると、他の類似事案におけるプレミアム水準に照らして、必ずしも高い水準であるとは言い難いものの、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月

間の終値単純平均値に対するプレミアムは概ね30%程度であることから、本買付価格変更前の本公開買付価格は相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

以上より、当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本買付価格変更前の本公開買付価格に適切に反映されていると評価して差し支えないと考えられる。

(ウ) 交渉による本公開買付価格の引上げ及び交渉過程の手続の公正性

当社は、本特別委員会において確認された交渉方針に沿って公開買付者又はスパークスとの間で交渉を行い、その結果、第1回提案に係る価格(730円)から最終提案に係る価格(812円)に至るまで、82円(第1回提案に係る価格の11.23%(小数点以下第三位を四捨五入))の引上げを実現した。

上記(b)のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本買付価格変更前の本公開買付価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、当社担当者と公開買付者又はスパークスとの間の真摯な交渉を経て決定されたものと評価できると考えられる。

(エ) その他の取引条件

上記(b)(キ)のとおり、本株式併合で本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。)に対して交付される金銭の額は、本買付価格変更前の本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されており、相当と評価できる。

また、本買付価格変更前の当社自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるいすゞ自動車について、(i)当社自己株式取得価格にて当社自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にいすゞ自動車が本買付価格変更前の本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額となる金額を基準として設定されている。この点、本特別委員会は、いすゞ自動車が当社自己株式取得により、少数株主が受領する対価を上回る経済的利益を得るものではないという意味において当社自己株式取得価格は妥当な価格と評価できると考える。なお、当社自己株式取得資金を公開買付者が当社に対して提供することは、実質的には公開買付者からいすゞ自動車への資金移動であるが、当社自己株式取得価格を前提とする限り、また、少数株主をスクイズアウトした後の企業間取引であることから、本特別委員会から特に付言することはない。

(オ) 小括

以上のとおり、(I) 当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本買付価格変更前の本公開買付価格が適切に反映されていること、(II) 当社は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、公開買付者又はスパークスとの真摯な交渉を行い、その結果本買付価格変更前の本公開買付価格の引上げを実現したこと、並びに(III) (i) 本株式併合において株主に交付される金銭の額が相当であること、及び(ii) 当社自己株式取得について特に指摘すべき点がないことを踏まえると、結論として本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

(d) 諮問事項 (iv) 当社の取締役会が本取引の実施を決定することが少数株主に不利益なものでないか否か

上記(a)乃至(c)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

本公開買付けではいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority

of Minority) の買付予定数の下限設定はなされていない。これは、いすゞ自動車の当社株式所有割合が43.19% (2023年3月末日時点) であることから、本公開買付けにおけるかかる下限設定が公開買付の成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があることと当社が考えたことによるとのことである。この点、(i) 当社は、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、上記(b)記載の各手段を採用しており、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると評価し得ること、(ii) 上記(c)のとおり、本買付価格変更前の最終の本公開買付価格が妥当な水準にあると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定をしないことが不合理とはいえない。

結論として、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

その後、当社は、本公開買付けの開始以降、当社株式の市場株価が本買付価格変更前の本公開買付価格を上回って推移しており、公開買付者から本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされる場合を想定し、本特別委員会に対して、公開買付者から本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされた場合でも、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かにつき諮問を行う予定である旨を伝えたところ、本特別委員会は、2023年12月14日及び同月21日に特別委員会を開催し、本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされた場合を想定した検討を実施いたしました。その後、公開買付者が、2023年12月25日に当社に対して本買付価格変更を行う旨の意向を示し、本買付価格変更の提案をしたことを受け、当社は、本特別委員会に対して、本買付価格変更を前提とした場合でも、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かにつき正式に諮問を行ったところ、本特別委員会は、同日、特別委員会を開催して検討を行い、委員全員の一致により、本買付価格変更を踏まえても、本答申書の内容に関して特段の変更の必要はない旨の意見に至り、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2023年12月25日付答申書を提出しております。

(i) 諮問事項に対する本特別委員会の答申 (結論)

本買付価格変更を前提としても、本取引の実施の決定は当社の少数株主にとって不利益なものでない。

(ii) 意見の理由及び検討内容について

本答申書に記載のとおり、本取引の目的の正当性・合理性及び本取引に係る交渉過程の手続の公正性が認められるが、本答申書の提出以降、今般の2023年12月25日付答申書提出までの間に、これらの点に反する事情は特段生じていない。

また、(i)本答申書の提出以降、当社が作成した当社の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更はない他、当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となることを踏まえると、引き続き、本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

上記の他、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、その後、公開買付者が、2024年2月1日に当社に対して本スキーム変更に係る提案をしたことを受け、当社は、本特別委員会に対して、本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かにつき検討を求めたところ、本特別委員会は、2024年2月2日、本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨を確認しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2023年9月28日に開催された定例取締役会において、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてT&K法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、T&K法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。T&K法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、T&K法律事務所から受けた法的助言及びみずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びにみずほ証券から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は2023年11月10日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、公開買付者より、本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、本特別委員会の2023年12月25日付答申書を踏まえ、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。その結果、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2023年12月25日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、本意見表明プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

また、上記取締役会において、出席した監査役（監査役4名中、2023年11月10日開催の取締役会では出席監査役4名（うち社外監査役2名）、2023年12月25日開催の取締役会では出席監査役3名（うち社外監査役1名））のうち浅原健一氏以外の監査役はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役である瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏は、いすゞ自動車の出身者であることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、上記各取締役会に出席したものの、審議及び決議には参加しておりません。また、当社の監査役である浅原健一氏は、いすゞ自動車の執行役員としての地位を有しているため、本取引における利益相反の問題による影響を受ける可能性を排除する観点から、上記各取締役会の審議には一切参加しておらず、当該取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えております。また、2023年11月10日時点及び

同年12月25日時点において、当社の監査役である浅原健一氏以外には当社といたすゞ自動車を兼務する役員はおらず、当社といたすゞ自動車を兼務する役員は当社の立場においてスパークスとの協議及び交渉に参加しておりません。

⑤ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（公開買付者、いたすゞ自動車及び当社を除きます。）が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付け期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付け期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付け価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付け価格の公正性を担保することも企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業若しくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更若しくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付者は、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、いたすゞ自動車以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、本買付け価格変更後の本公開買付け価格と同額である850円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

また、当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、本公開買付へ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をし、さらに本買付価格変更及び本特別委員会の意見を踏まえ、2023年12月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議した後、2024年2月5日に至るまでに、本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないことを確認しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
ARTS-1 株式会社

③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、みずほ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、みずほ銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却に係る代金の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後、端数相当株式の売却に係る代金の支払いに支障を及ぼす事象の発生は見込まれていないとのことです。したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年4月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年4月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2024年6月下旬を目途に、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却によって得られた代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(4) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「(1) 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本買付価格変更後の本公開買付価格と同額である850円を乗じた金額となる予定です。

す。また、本買付価格変更前の本公開買付価格（812円）は、（a）上記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、（b）本買付価格変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である2023年11月10日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、（c）上記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（d）上記措置がとられた上で、スパークスと当社との間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、（e）下記「（2）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本買付価格変更前の本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本買付価格変更前の本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額（1,767円）を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます（具体的には当社の貸借対照表（2023年9月30日現在）上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等（総資産152,966百万円の内、26.9%相当）に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。）。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました（その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率（PBR）が0.41倍であったところ、本買付価格変更前の本公開買付価格に基づく株価純資産倍率（PBR）は0.46倍となっております。）、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2023年11月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、2023年12月25日に公開買付者より本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受け、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。そして、当社は、公開買付者が本買付価格変更を決定したことを受けて、本買付価格変更及び本特別委員会の2023年12月25日付答申書を踏まえ、2023年12月25日開催の取締役会において、(i)本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となること等から、本買付価格変更後の本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様が

享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至ったことから、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、本意見表明プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。本買付価格変更後の本公開買付価格（850円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して24.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値657円に対して29.38%、直近3か月間の終値単純平均値631円に対して34.71%、直近6か月間の終値単純平均値593円に対して43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、また、公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値841円に対して1.07%、更に、本公開買付けの公表日である2023年11月10日から公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日までの間の終値単純平均値828円に対して2.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

その後、本臨時株主総会の招集を決議した本取締役会の開催時点に至るまでに、本買付価格変更後の本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上の次第ですので、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 本公開買付けの成立

上記「2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(1) 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2023年11月13日から2024年1月15日までの40営業日を公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、2024年1月23日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社株式12,013,491株（所有割合25.61%）を保有するに至っております。

(2) 自己株式の消却

当社は、本取締役会において、2024年3月26日付で、2024年1月30日時点において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、当社が、2024年1月30日時点で保有する自己株式数は2,241,848株です。

以上



各 位

2023年11月10日

会社名 株式会社 IJTT
 代表者 代表取締役社長 瀬戸 貢一
 (東証 スタンダード市場 コード番号7315)
 問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
 (TEL 045 - 777 - 5560)

ARTS-1 株式会社による当社株式に対する 公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、ARTS-1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ARTS-1 株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区港南一丁目 2 番70号品川シーズンテラス	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 水谷 光太	
(4) 事 業 内 容	当社株式を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること	
(5) 資 本 金	50,000円（2023年11月10日現在）（注）	
(6) 設 立 年 月 日	2023年 4 月10日	
(7) 大株主及び持株比率	日本モノづくり未来投資事業有限責任組合	100.00%
	（2023年11月10日現在）	
(8) 上場会社と公開買付者との関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 公開買付者は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後、本公開買付けに係る決済開始日前に、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、スパークス・グループ株式会社（以下「スパークス」といい、関係会社及びその他の関連事業体と併せて、以下「スパークスグループ」と総称します。）が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。）から、6,670,000,000 円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済み株式の総数は増加する予定とのことです。なお、

公開買付者は、日本モノづくり未来ファンドからの出資と同時に又はそれ以降に、資本金の額を1億円に減少することを予定しているとのことです。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金812円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載は、公開買付者から受けた説明に基づいて記載しております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、日本モノづくり未来ファンドが発行済株式の全てを所有する2023年4月10日に設立された株式会社とのことであり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している当社株式を取得、所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。なお、本日現在、公開買付者、スパークス及び日本モノづくり未来ファンドは当社株式を所有していないとのことです。

スパークスは、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務としているとのことです。1989年7月の会社創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、現在では株式投資に留まらず、再生可能エネルギー発電所等の実物資産投資、未来創生ファンドに代表されるベンチャーキャピタル投資等、投資領域を広げてきたとのことです。現在では、コーポレート・ミッションとして投資を通じて「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」ことを掲げているとのことです。

公開買付者は、本日付で、当社株式の全て（但し、当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ自動車」といいます。）が所有する当社株式（所有株式数：20,261,828株、所有割合（注1）：43.19%、以下「本不応募株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式（以下「本自己株式」といいます。）を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを、2023年11月13日から開始することを決定したとのことです。

（注1）「所有割合」とは、当社が本日付で公表した「2024年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（49,154,282株）から、本自己株式数（2,240,945株）を控除した株式数（46,913,337株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった

場合に当社が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を通じて、当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすること、③本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として当社によって実施される自己株式取得（以下「当社自己株式取得」といいます。）を実行するための資金を確保することを目的として、公開買付者が当社に対して、当社自己株式取得に係る対価に充てる資金を提供すること（以下「本資金提供」といいます。）、④いすゞ自動車が、本不応募株式を、当社自己株式取得によって売却すること、並びに、⑤当社自己株式取得後に実施される、公開買付者に対するいすゞ自動車からの出資（以下「本再出資」といいます。）にて構成され、最終的に、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が株主となった公開買付者による当社の完全子会社化を企図しているとのことです。なお、本株式併合の詳細につきましては下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。また、公開買付者は、本取引の完了後に、当社との間で吸収合併を実施することを予定しているとのことです（以下「本合併」といいます。なお、本日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と当社のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、当社と協議の上で決定する予定です。）。

なお、当社自己株式取得においては、いすゞ自動車に法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にいすゞ自動車が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として当社自己株式取得の対価を設定することを想定しているとのことです。当社自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、当社自己株式取得における当社株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。また、本公開買付価格を当社自己株式取得における当社株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、当社株式の全ての取得に要する資金を当社の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、当社の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としているとのことです。

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、いすゞ自動車からの本再出資を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が公開買付者の株式の全てを所有する予定とのことであり、それぞれの出資割合は、日本モノづくり未来ファンドが66.7%、いすゞ自動車が33.3%となる予定とのことです（注2）。詳細は、下記「(iii) 本公開買付けの実施後」の「(D) 本再出資（2024年3月頃（予定））」をご参照ください。

（注2）本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である812円（但し、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）にする予定とのことであり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるいすゞ自動車による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株主であるいすゞ自動車が当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に関与することを目的として実施されるものであり、いすゞ自動車による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、いすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないことを含む、本取引に関する事項について定めた二

者間契約書（以下「本二者間契約書」といいます。）を締結しているとのことです。また、当社は、本日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、①本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、及び、②いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び当社自己株式取得後に本再出資を行うことを含む、本取引に係る諸条件について定めた三者間契約書（以下「本三者間契約書」といいます。）を締結しております。さらに、公開買付者の株主である日本モノづくり未来ファンドは本日付で、いすゞ自動車との間で、本再出資後の公開買付者及び当社の運営に関して定めた株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しているとのことです。

本二者間契約書、本三者間契約書及び本株主間契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限（注3）を11,013,772株（所有割合：23.48%）と設定しており、本公開買付けに応募された当社株式（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限（11,013,772株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,013,772株）以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

（注3）本公開買付けにおける買付予定数の下限（11,013,772株、所有割合23.48%）は、当社決算短信に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（49,154,282株）から、本自己株式数（2,240,945株）を控除した株式数（46,913,337株）に係る議決権の数（469,133個）の3分の2（312,756個）（小数点以下を切上げ）に、当社の単元株式数である100株を乗じた数（31,275,600株）から、本不応募株式の数（20,261,828株）を控除した株式数に設定しているとのことです。これは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、公開買付者及びいすゞ自動車が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるよう設定したものととのことです。

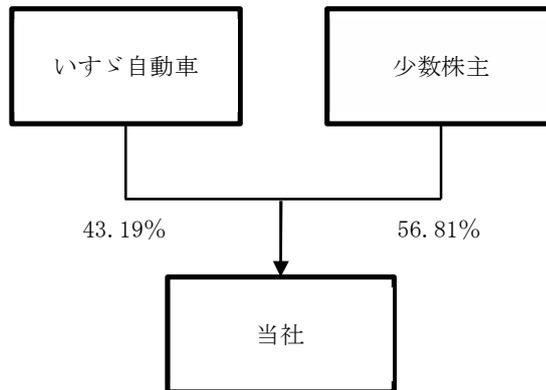
公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに日本モノづくり未来ファンドより6,670,000,000円を上限として出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）から28,600,000,000円を限度として借入れを行うことを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより公開買付者が当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者及びいすゞ自動車のみとするために、当社の株主を公開買付者及びいすゞ自動車のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請することを予定しているとのことです。

なお、本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなるとのことです。

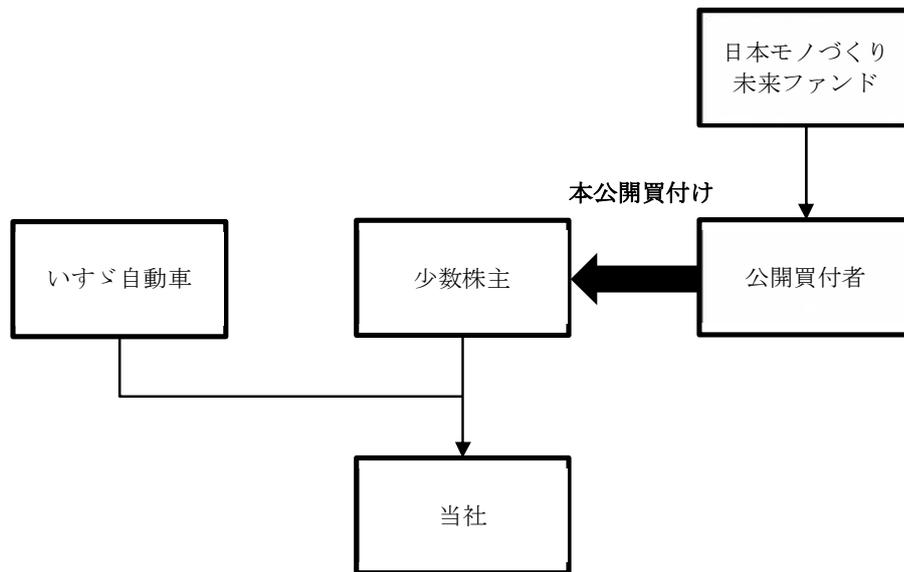
（i）本公開買付けの実施前

本日現在において、いすゞ自動車が 20,261,828 株（所有割合：43.19%）、少数株主が残りの 26,651,509 株（所有割合：56.81%）を所有しております。



(ii) 本公開買付け（2023年11月13日～12月25日（予定））

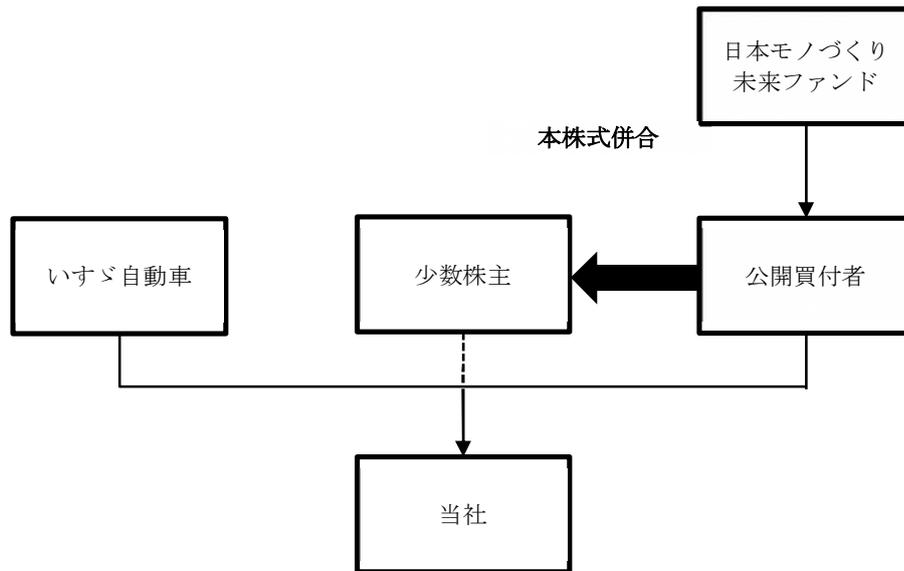
公開買付者は当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施します。



(iii) 本公開買付けの実施後

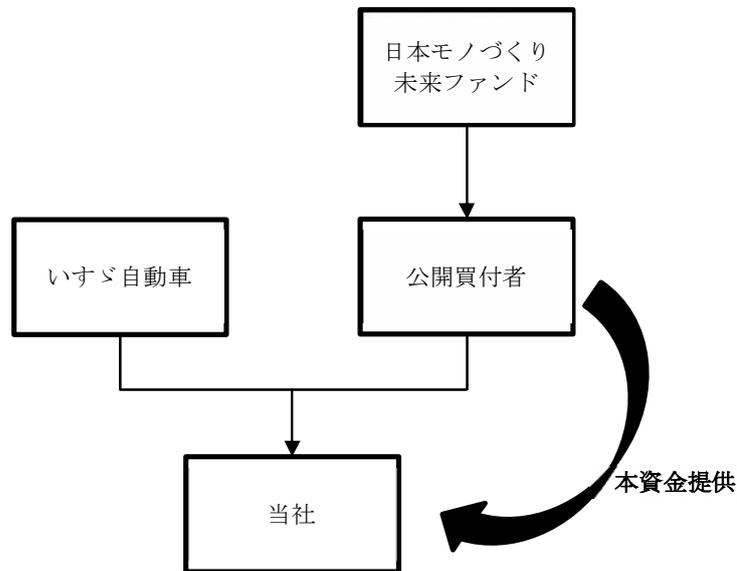
(A) 本株式併合（2024年3月頃（予定））

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、本スクイーズアウト手続を実施します。



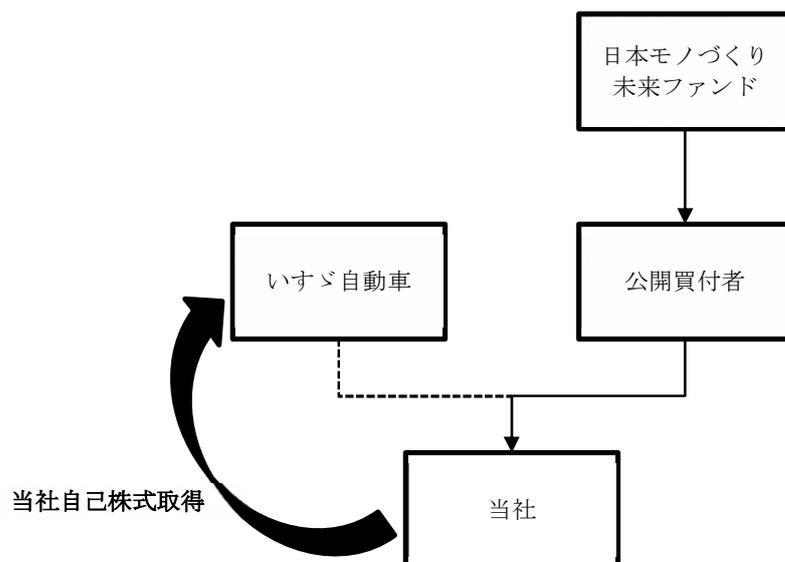
(B) 本資金提供 (2024年3月頃 (予定))

当社株式の上場廃止及び本株式併合の効力発生後に、当社が当社自己株式取得に必要な資金を確保するために、公開買付者は、みずほ銀行から借り入れた資金を原資とする当社に対する貸付けにより本資金提供を実施します。



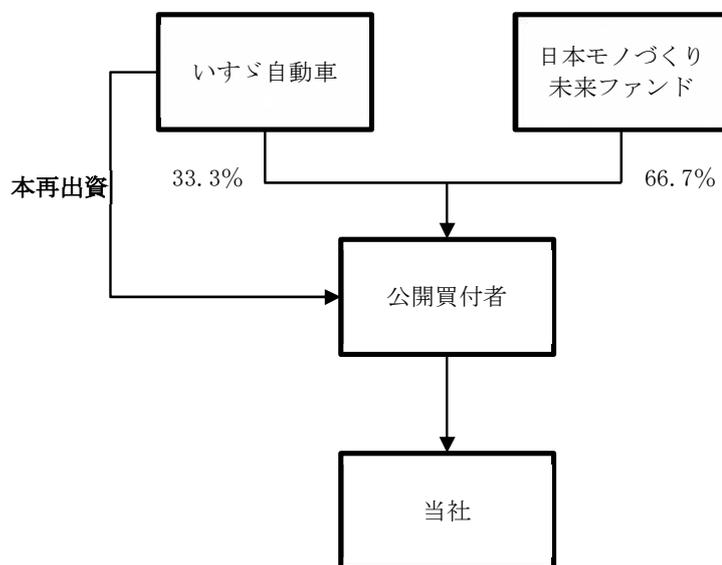
(C) 当社自己株式取得 (2024年3月頃 (予定))

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施します。なお、当社自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にいすゞ自動車が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社株式1株当たり 677 円 (以下「当社自己株式取得価格」といいます。) を予定しているとのことです。



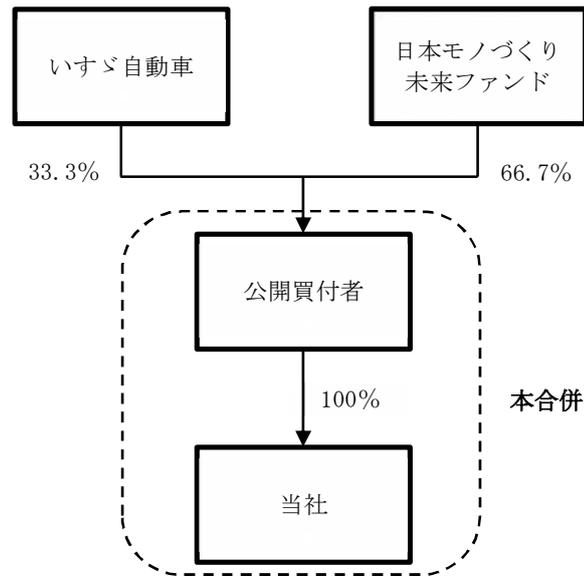
(D) 本再出資 (2024年3月頃(予定))

いすゞ自動車は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施します。なお、本再出資におけるいすゞ自動車による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である812円(但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)にする予定とのことです。



(iv) 本合併 (実施時期未定)

本取引の完了後、公開買付者及び当社は、本合併を行う予定とのことです。



② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、公開買付者に関する記載は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(A) 当社を取り巻く経営環境等

当社は、2013年10月1日に、株式会社アイメタルテクノロジー（以下「アイメタルテクノロジー」といいます。）、テーデーエフ株式会社（以下「テーデーエフ」といいます。）及び自動車部品工業株式会社（以下「自動車部品工業」といいます。）により株式移転の方法により共同持株会社であるIJTテクノロジーホールディングス株式会社として設立され、東京証券取引所市場第二部に株式上場しました。その後、意思決定を迅速にし、当社並びにその子会社及び持分法適用会社の経営資源の有効活用と経営の効率化を図り、経営基盤をより強固にするため、当社は、2019年4月1日に、当社を吸収合併存続会社として、当社の完全子会社であるアイメタルテクノロジー（2015年6月に株式会社いすゞテクノサンドを、2016年12月に株式会社三栄製作所を、2018年8月に東北三和金属株式会社をそれぞれ吸収合併）、テーデーエフ及び自動車部品工業を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、事業会社へと移行し、商号を「株式会社IJTT」に変更するとともに（以下、当社、その全ての子会社及び関連会社を併せて「当社グループ」といいます。）、本社を神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7に移転いたしました。そして、2019年6月、本店所在地を神奈川県横浜市へと変更後、2022年4月3日の東京証券取引所における新市場区分への移行を経て、現在は東京証券取引所スタンダード市場へ上場しております。

【事業の内容】

当社グループは、本日現在、当社、連結子会社4社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成されており、自動車、建設機械並びに産業車輛・機械業界等を需要先とした鍛造品、鋳造品及び機械加工・組立品の製造、販売を主な事業としております。各事業の概要は以下のとおりです。

(a) 鋳造事業

国内外4拠点（茨城県土浦市、茨城県北茨城市、岩手県北上市及びインドネシア共和国西ジャワ州）にて、主に商用車・SUV車（注1）向けエンジン部品・シャシー部品、建設機械向

けエンジン部品・油圧機器部品及び産業ロボット向け減速機部品・躯体部品を製造、販売しております。

(b) 鍛造事業

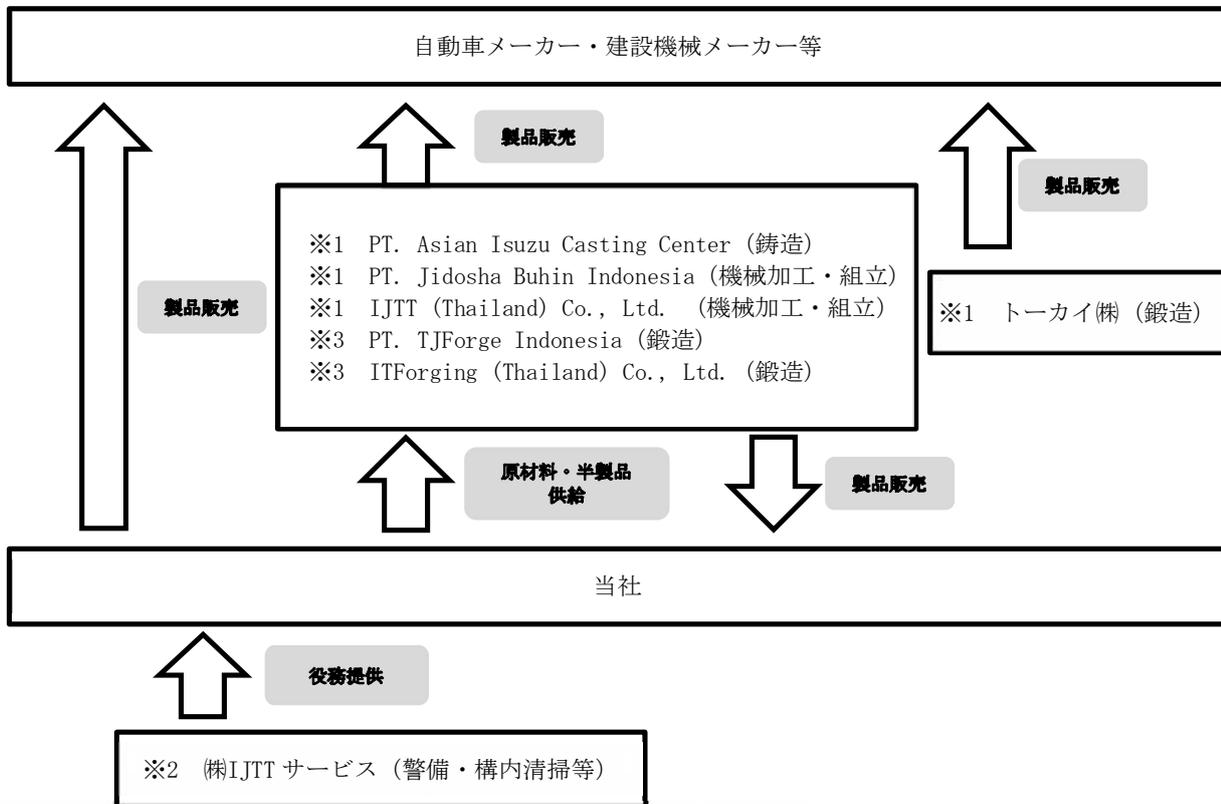
国内外4拠点（宮城県柴田郡村田町、岐阜県関市、インドネシア共和国西ジャワ州及びタイ国ラヨン県）にて、主に乗用車・商用車向けエンジン部品・シャシー部品及び産業ロボット向け減速機部品を製造、販売しております。

(c) 機械加工・組立事業

国内外4拠点（神奈川県海老名市、栃木県真岡市、インドネシア共和国西ジャワ州及びタイ国チョンブリ県）にて、主に商用車・SUV車（注1）向け駆動部品・エンジン部品及び建設機械向けエンジンを製造、販売しております。

（注1）「SUV」とは、スポーツ・ユーティリティ・ビークル（Sport Utility Vehicle）の略称で、スポーツ用多目的車を意味します。

以上に述べた事項の概要図は次のとおりです。



※1 は連結子会社、※2 は非連結子会社、※3 は関連会社を表します。

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(a) 基本的な経営方針

当社グループは、以下の経営理念を念頭に行動指針に則して、経営戦略及び諸施策を推進し、企業価値の向上に努めて参ります。

(ア) 経営理念

私たちは、“うごくモノ”を力強く支え、輝かしい未来の実現に貢献します。

- － “革新的な技術”で世界中のモノづくりの最先端を走ります
- － “最高の品質”で世界中の人々に安心・安全を提供します

- － “最強のチームワーク” で英知を集め、新しい価値を創出し続けます
- － “継続的な成長・変化” を通じ、創造・革新への挑戦を重ねます

(イ) 行動指針

- － 挑戦 Challenge 私は、自ら挑戦し、挑戦する人を尊重します
- － 責任 Commitment 私は、目標の達成に向けて、責任を持って行動します
- － 協働 Cooperation 私は、多様な考え方や意見を尊重し、前向きにコミュニケーションを取ります
- － 継続 Continuity 私は、やるべきことに正しく、真面目に取り組み続けます

(b) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少、段階的な経済・社会活動の回復が進んだものの、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクに加え、中国経済の減速、資源価格・原材料高騰や物流費等のコスト上昇の影響による経済下振れリスクや金融資本市場の動向に注視する必要があり、依然として予断を許さない状況が続いております。一方、自動車業界においては 100 年に 1 度の大変革と言われている CASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）の動きがますます加速されております。

当社が部品提供しているディーゼル・トラック市場におきましては、国外需要は、人口増加の著しいインドやインドネシア等 ASEAN（東南アジア諸国連合）を中心に引き続き堅調な新興国需要に支えられ、増加していくものと捉えております。一方で、建設機械市場におきましては中国市場の不透明感が依然として継続するものと見込んでおります。

このような状況下、当社グループではお客様のニーズや期待に沿えるよう、SQCD（注 1）のさらなる改善による競争力強化を通じ拡販に努めて参ります。また、新たな材料開発や電動化商品開発に積極的に取り組んで参ります。さらには将来にわたって勝ち残るための事業構造の変革や経営の効率化に取り組み、事業拡大を通じ企業価値向上を果たしていく所存です。同時に、鋳鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、環境配慮型の新工場建設等持続可能な社会の実現に向け、全社一丸となって取り組んで参ります。

しかしながら、足下の業績につきましては、エネルギー・資材費用の高騰に加え、世界的な半導体不足に起因する得意先計画ボリュームの急激な変動、生産要員の確保に伴う労務費負担増により、十分な収益性を確保することが困難な状況となりました。

（注 1）「SQCD」とは、S（Safety、安全）、Q（Quality、品質）、C（Cost、コスト）、D（Delivery、納期）という、当社グループのものづくりにおける最も基本的かつ重要な要素を指します。

つきましては、電動化の進展に伴う内燃機関の減少といった事業環境の変化に対応し、上記の経営課題を解決するためには、当社の素材加工一貫体制の強みを活かした鋳鍛造コストリーダーシップの確立による既存製品の圧倒的競争力の維持・向上、海外拠点を活用した商用車部品事業の海外展開に加え、産業用ロボット向け鋳造品の拡販に向けた大規模先行投資を通じて競争優位性を確立し、鋳造事業ポートフォリオの再構築を行っていくことが必要と認識しております。そのためには、新工場建設等環境配慮型事業への転換のための生産設備の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発に加え、DX（注 2）領域への投資や将来を見据えた人材への投資に係る機動的な資金調達が必要であるとともに、適宜機動的な M&A 取引の実施等による、複数の事業を有機的に展開する上でのリソース不足を補う外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠と認識しております。他方で、これらの施策を実施することにより、先行費用や大規模な設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、短期的には当社の利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性が考えられ、上場を維持したままで同様の施策を実施すれば、一時的に当社株式の価値に悪影響を及ぼすこと等も想定されます。そのため、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施することは、株主の皆様の負担するリスクが増大することも懸念されるため、相応

の困難が伴うと考えております。

(注2)「DX」とは、デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称で、データとデジタル技術を融合して、製品・サービス・ビジネスモデルをはじめとしたあらゆるものを変革し、競争優位性を確立することを意味します。以下同じです。

以上を踏まえて、株主の皆様が短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、当社が短期的な業績にとらわれず中長期的な視点に立脚した成長戦略を実現するためには、当社株式を非公開化して当社の経営の改革を進めていくことが最適と判断いたしました。

(B) スパークス及び公開買付者、当社並びにいすゞ自動車との協議、公開買付者による意思決定の過程

スパークスが無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人財・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として設立されたとのこと。一方で、当社の親会社であるいすゞ自動車は、上記「(A) 当社を取り巻く経営環境等」の下、親子上場に該当する当社との資本関係の在り方について、中長期的な事業戦略及びガバナンス体制の強化の観点からあるべき姿を継続的に見直してきたとのこと。日本モノづくり未来ファンドは、ファンドの理念に合致する投資候補先企業を探索する中、当社はファンド活用による企業価値向上の余地がある企業の1つであると判断し、2021年4月中旬に、従前から日本モノづくり未来ファンドの潜在的な投資候補先について継続的に議論を行っていた三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対して当社の親会社であるいすゞ自動車への紹介を依頼したとのこと。その後、いすゞ自動車は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から2022年1月下旬にスパークスを紹介され、当社に対する思いが合致していたことを背景として、スパークスといすゞ自動車の間で当社についての協議を開始したとのこと。

かかる協議を通じ、スパークスは、当社が電動化進展に伴う内燃機関の減少といった事業環境の変化に対応するためには、素材加工一貫体制の強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上、海外拠点を活用した商用車部品事業の海外展開に加え、産業機械・産業用ロボット向け casting 品の拡販に向けた大規模先行投資を通じて競争優位性を確立し、鑄造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要があると認識し、当該方針の達成のためには、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的なM&Aの実施等が必要であると考えに至ったとのこと。他方で、これらの施策の実施は、先行費用や設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施することは、株価や配当の観点から既存株主にとって負担になる可能性も想定され、また、当社は2013年10月の東京証券取引所市場第二部への上場以来、知名度のさらなる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力向上による取引先の拡大等、上場会社として様々なメリットを享受してきた一方、当社のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大きいと考えられ、上場を維持するための相応の負担と比較して、継続して株式の上場を維持することのメリットは大きくないものと考えに至ったとのこと。

上記検討を踏まえ、スパークスは、2022年2月10日に、いすゞ自動車に対して、本取引の実施による、当社株式の非公開化の意義に関する初期的な提案を行ったとのことであり、その後、いすゞ自動車内での検討が進められたとのこと。当社においては、いすゞ自動車から当該初期的提案についての情報共有を受け、2022年7月中旬以降、同提案に対する当社の対応方針を継続検討して参りました。その後、2022年8月22日にいすゞ自動車も同席の下で、スパークスから当社に対して直接、非公開化に係る初期的な提案が実施されました。これを受け、当社は、スパークスとの協働の可能性をより具体的に検討するため、2022年9月21日に、スパークス及びいすゞ自動

車との間で機密保持契約を締結しました。また、スパークスは、2022年9月中旬、スパークスグループ、公開買付者、当社及びいすゞ自動車（以下「公開買付関連当事者」といいます。）のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所（現・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）を、2022年11月上旬、公開買付関連当事者のいずれからも独立したフィナンシャル・アドバイザーとして野村証券株式会社を、それぞれ選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。その後、2022年11月10日に、スパークスから当社及びいすゞ自動車に対して、当社の経営計画の内容等をもとに、2022年8月22日に行った提案をさらに具体化した内容の再提案がされました。

そして、2022年12月28日に、当社、いすゞ自動車及びスパークス間にて協議を行い、当社は、スパークスに対し、本取引の実施の可能性につき、検討する旨の回答をいたしました。これを受け、スパークスは、2023年1月31日付で、当社に対して、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書（以下「本初期的提案書」といいます。）を提出いたしました。

スパークスは、本初期的提案書において、①日本モノづくり未来ファンドが出資する買収目的会社による当社株式に対する公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続を通じた当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）の取得、②本不応募株式の当社による自己株式としての取得、並びに③いすゞ自動車から公開買付者に対する再出資により、日本モノづくり未来ファンドが当該買収目的会社を通じて当社株式の3分の2以上を所有することとなる取引スキームを提案いたしました。

その後、スパークスは、2023年2月上旬から2023年4月下旬までの間、本取引の実現可能性の精査のため、当社に対するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）や当社の経営陣との面談等を実施いたしました。本デュー・ディリジェンス及び各種分析を通じて、スパークスは、当社及びいすゞ自動車と議論していた、当社の課題や将来の成長戦略について確認するとともに、当社株式を非公開化した上で経営管理や生産管理の体制強化を起点とした事業変革を実施することが当社の経営課題の克服と中長期的な成長、さらなる企業価値向上に資すると判断するに至ったとのことです。

このような検討の結果等を踏まえ、スパークスは、2023年2月中旬から2023年4月中旬までの間、当社及びいすゞ自動車と本取引の実施及び取引ストラクチャーの詳細を含めた取引条件について協議・交渉を重ね、2023年4月7日、当社に対して、本デュー・ディリジェンス、当社の事業計画、市場株価の動向並びにスパークスにおける当社株式の試算結果及びスパークスの投資リターンに対する責任の観点から、当社株式の株式価値総額を約263億円とし、株式価値総額を前提に本公開買付価格の最大化及び株主間の公平性の観点から、当社自己株式取得においていすゞ自動車にて適用が見込まれる法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定を踏まえ、仮にいすゞ自動車が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と、いすゞ自動車が当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、本公開買付価格及び当社自己株式取得価格を設定することを想定しており、具体的な本公開買付価格及び当社自己株式取得価格については当社及びいすゞ自動車から提供された資料等に基づき、別途提示する旨を提案いたしました。また、本公開買付けの開始は2023年5月中旬の予定とする旨も併せて提案いたしました。その後、当該提案を受けて2023年4月10日に開催された旧特別委員会（下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i)公開買付者からの提案、検討体制の構築及び検討・交渉の経緯」において定義します。以下同じです。）において、スパークスからの提案内容を検討した結果、旧特別委員会としては、株式価値総額での提示ではなく、本公開買付価格と当社自己株式取得価格が区別された上で、本公開買付価格そのものの提案（以下「本公開買付価格提案」といいます。）を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨の意見が示されたため、当社からスパークスに対し、旧特別委員会の当該意見を踏まえ、本公開買付価格提案を要請する旨の連絡をいたしました。これに対し、スパークスは、本公開買付価格提案にあたっては、さらなる検討期間を確保する必要があると考えたとのことです。そして、2023年4月下旬、当社及びいすゞ自動車は、スパ

ークスより、当初 2023 年 5 月中旬に予定していた本公開買付けの開始を 2023 年 8 月に予定されている当社の四半期決算公表時に延期することについての伝達を受け、これに同意する旨の連絡をしました。

その後も、スパークスにおいて取引ストラクチャーを含む取引条件について検討を進めていたとのことですが、スパークスから当社に対して、延期後の想定スケジュールどおりに本公開買付価格提案がなされず、本取引の検討が延期後の想定より長期化していました。当社としては、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られる可能性があると考えられたため、本取引を前向きに検討する意向がありました。一方で、スパークスから本公開買付価格提案がなされないまま本取引の検討が長期化していたことに伴い、当社の情報管理の観点から、さらに本取引の検討を延長することは難しかったため、本取引の検討を終了せざるを得ないと判断し、2023 年 8 月 9 日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定し、2023 年 8 月 10 日、スパークスに対し、本取引の検討を終了した旨の連絡をしました。

当社は、2023 年 8 月 21 日、スパークスから、取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を受け、検討の再開を依頼されました。これを受け、当社は、本取引の検討再開を行うためには、少なくとも、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書の再提出を受け、改めて当社の検討体制を整備する必要があるという考えの下、2023 年 9 月 5 日、スパークスに対し、かかる初期的な提案書の再提出を要請いたしました。その後、2023 年 9 月 14 日、スパークスから、初期的な提案書（以下「本初期的再提案書」といいます。）を再度受領いたしました。本初期的再提案書においては、本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的再提案書の内容を精査し、スパークスが提案する本取引のスキームに相応の合理性と実現可能性があるかと判断し、また、上記のとおり、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023 年 9 月 28 日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開を決定しました。

その後、当社は、スパークスに対し、2023 年 9 月 28 日、本取引の再検討を行う旨の連絡をし、スパークス及びいすゞ自動車との協議・交渉を重ねておりましたところ、2023 年 10 月 16 日、スパークスより、本公開買付価格を 730 円とする初回の提案を受けました。初回の提案価格は提案の前営業日である 2023 年 10 月 13 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 669 円に対して 9.12%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値について同じです。）のプレミアムを加えた価格、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 666 円に対して 9.61%（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 615 円に対して 18.70%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 577 円に対して 26.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、2023 年 10 月 16 日、スパークスは、本公開買付価格の最大化の観点から、当社の借入余力について検討し、今後の設備投資計画及び資金調達も鑑み、当社の借入余力が最大限に活用される、融資を活用した本取引の取引ストラクチャーが最良であると判断したとのことです。スパークスは、当該ストラクチャーを採用することで投資ファンドとしてのスパークスの投資リターンに対する責任を確保しつつ、本公開買付価格の最大化に繋げることが可能となると考えているとのことです。その後、初回の提案について、2023 年 10 月 20 日、当社及び本特別委員会（下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に定義します。以下同じです。）は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）による、2023 年 10 月 20 日時点における、当社株式価値の試算結果や、類似事例におけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十

分な価格に至っていないとして、公開買付価格の再提案の要請をいたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年10月20日、当社に対して、本公開買付価格を760円とする2回目の提案を実施いたしました。2回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値638円に対して19.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値663円に対して14.63%、直近3ヶ月間の終値単純平均値618円に対して22.98%、直近6ヶ月間の終値単純平均値580円に対して31.03%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。2回目の提案について、2023年10月25日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月25日時点における、当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）のレンジの相当程度上方の価格とする必要性、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準である30%~40%を超える水準を確保する必要性及び可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する必要性があるとして、公開買付価格の再提案を要請いたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年10月27日、当社に対して、本公開買付価格を785円とする3回目の提案を実施いたしました。3回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月26日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値622円に対して26.21%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値653円に対して20.21%、直近3ヶ月間の終値単純平均値620円に対して26.61%、直近6ヶ月間の終値単純平均値584円に対して34.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。3回目の提案について、2023年10月31日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月31日時点における、当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性、提案の前営業日、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値、直近6ヶ月間の終値単純平均値の全ての期間において、それぞれの参照期間に対して30%程度のプレミアム水準を確保し、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準に比して遜色ない水準とする必要性があるとして、公開買付価格として835円とするべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月2日、当社に対して、本公開買付価格を805円とする4回目の提案を実施いたしました。4回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値679円に対して18.56%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値649円に対して24.04%、直近3ヶ月間の終値単純平均値623円に対して29.21%、直近6ヶ月間の終値単純平均値588円に対して36.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。4回目の提案について、2023年11月6日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として825円以上とするべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月7日、当社に対して、本公開買付価格を808円とする5回目の提案を実施いたしました。5回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値691円に対して16.93%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値653円に対して23.74%、直近3ヶ月間の終値単純平均値627円に対して28.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値590円に対して36.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。5回目の提案について、2023年11月8日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として815円以上とするべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月8日、当社に対して、本公開買付価格を812円とする6回目の提案を実施いたしました。6回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値693円に対して17.17%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値655円に対して23.97%、直近3ヶ月間の終値単純平均値629円に対して

29.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値 591 円に対して 37.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、本日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本公開買付価格を812円、当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

(ii) 本取引後の経営方針

スパークスは、本取引の完了後においては、国内外の企業等への投資経験を基に、当社グループの経営リソースが不足している領域を中心に、スパークスグループ及びその投資先ネットワークの投資実績に基づく知見を最大限活用し、当社のさらなる企業価値向上に資する支援を実施する予定とのことです。

具体的には当社の各事業において、以下の施策を計画しているとのことです。

(A) 鋳造事業

公開買付者は、鋳造事業においては、EV化（注1）による商用車向けビジネスの縮小が予想されると考えており、カーボンニュートラル対応や、生産ラインの自動化及び省力化への対応が可能な事業者による市場の寡占化が進むものと考えているとのことです。そのような事業環境において、公開買付者は、当社グループが有する研究開発から製造まで一貫した鋳造技術及び日本の鋳造業界におけるトップクラスの規模の生産能力を背景としたコスト競争力を活かし、寡占市場における占有率を高めて規模を維持することにより、いわゆる「残存者利益」の確保を目指すとのことです。また、公開買付者は、成長産業である産業機械・産業用ロボット市場を新たな収益の柱とするとともに、選択と集中を進め、事業ポートフォリオの再構築に取り組む方針であり、当社の北上工場において、産業機械・産業用ロボット製品専用の新工場・大型造型ライン新設も予定しており、EV化による商用車向けビジネスの縮小・カーボンニュートラル等の環境問題への対応を見据えた将来の成長のための生産体制・拡販活動を目指すとのことです。公開買付者は、当社の北上工場の立上げに際しては、スパークスグループの有するネットワークを活かした、専門家の紹介やスタートアップとの協業も検討するとのことです。具体的には、公開買付者は、北上工場の生産ラインの自動化及び省力化を企図した製造設備レイアウトの検討や、カーボンニュートラル達成に向けた計画策定・実行についての外部アドバイザーの知見活用、温室効果ガス排出削減に有効な技術の探索等の支援を想定しているとのことです。

（注1）「EV」とは、エレクトリックビークル（Electric Vehicle）の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する電気自動車を意味するとのことです。

(B) 鍛造事業

公開買付者は、当社グループは、乗用車用の小型部品から商用車用の大型部品まで幅広くカバーすることが可能な多種多様な設備を有していると考えており、商用車用の大型部品においては大型プレス機活用による効率生産を追求することでコスト競争力を強化し、また顧客の電動化対応に追随し、HV（注2）及びEV向けの電動化商品の受注拡大を目指すとのことです。さらに、公開買付者は、自動車産業向け製品開発で培った競争力を活かした他分野への参入を目指しており、産業用ロボット向け部品の受注拡大にも取り組む方針とのことです。

（注2）「HV」とは、ハイブリッドビークル（Hybrid Vehicle）の略称で、エンジンとモーター、2つの動力を搭載し走行するハイブリッド自動車を意味するとのことです。

(C) 機械加工・組立事業

公開買付者は、当社グループによる、駆動系を中心とした自社開発ユニット製品の拡販を推し進めるとともに、商用車向け e-Axle（注3）及び e-PTO（注4）の開発を加速させ、高効率化・モジュール化による高付加価値商品でEV関連事業の創出及び環境規制対応の推進を目指すとのことです。公開買付者は、より効果的かつ早期の推進のため、スパークスグループの有するネットワークを活かした、専門家の紹介や、スパークスの投資先を含めた有力企業との事業提携、その他、当社を主体とした業界内での協業やM&Aの活用も検討するとのことです。また、公開買付者は、人材面においてはモーター・インバータ開発に係る人材獲得が注力課題となると考えているとのことであり、人材派遣を受けることも検討するとのことです。また、公開買付者は、素材開発においてはパワー半導体や高性能モーターを手掛けるスタートアップとの協業を想定しているとのことです。

（注3）「e-Axle」とは、EV等モーターを主動力とする自動車向けのモーター、インバータ、ギア、冷却機構等を組み合わせたシステムとして、パッケージ化した電動駆動モジュールを意味するとのことです。

（注4）「e-PTO」とは、エレクトリックパワーテイクオフ（Electric Power Take Off）の略称で、エンジンやモーターからの動力取り出し装置を意味するとのことです。

また、公開買付者は、いすゞ自動車向けの既存事業の深化を通じて培われる電動化ユニットの競争力やモジュール提案力を梃とした商圏の拡大や、国内商用車サプライヤー再編や協業の中核としてM&Aを積極的に実施していくことで、グローバルに競争力のある商用車サプライヤーとしての地位拡大を目指すとのことです。なお、公開買付者は、ロボットプログラミング、ソフトウェア活用、データ分析、AI技術活用等のデジタルトレーニングをはじめとした人材への投資を必要に応じて検討するとのことであり、従業員のモチベーションの維持・向上や優秀な人材の採用に繋げていくことが、事業変革を推進する上で重要であると想定しているとのことです。

また、現時点で、スパークスとしては、本取引の完了後において、日本モノづくり未来ファンドが指名する者6名を当社の取締役として選任すること、日本モノづくり未来ファンドが指名する者1名を当社の代表取締役として選定すること、及び、日本モノづくり未来ファンドが指名する者1名を当社の監査役として選任することを予定しておりますが、その具体的な候補者等については未定とのことです。また、公開買付者は、本株主間契約に基づいて、本取引の完了後に、いすゞ自動車が指名する者3名を当社の取締役として選任することを予定しておりますが、その具体的な候補者等については未定とのことです。本株主間契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。なお、本取引の完了後における当社の従業員の雇用は原則として維持する方針とのことです。現時点で決定している事項はなく、本取引の完了後、当社との間で協議・検討の上、方針を決定する予定とのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 公開買付者からの提案、検討体制の構築及び検討・交渉の経緯

上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(B) スパークス及び公開買付者、当社並びにいすゞ自動車との協議、公開買付者による意思決定の過程」に記載のとおり、2022年2月10日に、スパークスからいすゞ自動車に対して、本取引の実施による、当社株式の非公開化の意義に関する初期的な提案を行ったとのことであり、その後、いすゞ自動車内での検討が進められたとのことです。当社においては、いすゞ自動車から当該初期的提案についての情報共有を受け、2022年7月中旬以降、同提案に対する当社の対応方針を継続検討して参りました。そして、2022年8月22日にいすゞ自動車も同席の下で、スパークスから当社に対して直接、非公開化に係る初期的な提案が実施されました。

これを受け、当社は、スパークスとの協働の可能性をより具体的に検討するため、2022年9月21日に、スパークス及びいすゞ自動車との間で機密保持契約を締結しました。その後、2022年11月10日に、スパークスから当社及びいすゞ自動車に対して、当社の経営計画の内容等をもとに、2022年8月22日に実施した提案をさらに具体化した内容の再提案がされました。

そして、2022年12月28日に、当社、いすゞ自動車及びスパークス間にて協議を行い、スパークスグループによる本取引後の経営方針等について説明を受け、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、当社からスパークスに対して、当社としても本取引の実施の可能性につき、検討する旨を回答しました。これを受け、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(B) スパークス及び公開買付者、当社並びにいすゞ自動車との協議、公開買付者による意思決定の過程」に記載のとおり、スパークスは、2023年1月31日付で、当社に対して、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の本初期的提案書を提出いたしました。本初期的提案書においては、本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的提案書の内容を精査し、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023年1月31日より、本取引の検討を開始しました。

その後、当社は、2023年2月10日に開催された定例取締役会において、(a) 公開買付者との取引条件の協議や各種手続等について助言を受けること及び当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、みずほ証券を公開買付関連当事者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして(注1)、(b) 本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、T&K法律事務所を公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任するとともに(注2)、(c) 本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、特別委員会(以下「旧特別委員会」といいます。)を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。旧特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

(注1) みずほ証券は公開買付関連当事者の関連当事者には該当しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は公開買付者に対して買付融資等を行うことを予定している他、日本モノづくり未来ファンドの有限責任組合員及び当社の株主たる地位を有しており、また、当社、いすゞ自動車及びスパークスに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しております。みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社(以下「みずほ信託銀行」といいます。)は、いすゞ自動車に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しております。もっとも、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。)第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主並びにみずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人としての地位とは独立した立場で当社の株式価値算定を行っているとのことです。当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に加え、みずほ証券と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること等を鑑み、本取引におけるフィナンシャル・アドバイザーとして職務を行うにあたり十分な独立性が確保されており、当社がみずほ証券に対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し、特段の問題はないと判断しております。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上

記の報酬体系によりみずほ証券を当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(注2) 本取引に係るアドバイザーを正式に選任するにあたっては一定の費用が発生することから、当社は、スパークスから本初期的提案書の提出を受けたことをもって、2023年2月10日に開催された当社の定例取締役会においてフィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてT&K法律事務所を選任することを決議いたしました。2022年7月中旬にスパークスからの初期的な提案に対する当社の対応方針の検討を開始して以降、本取引に係るアドバイザーが正式に選任されるまでの間も、みずほ証券及びT&K法律事務所に対して、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

当社は、みずほ証券及びT&K法律事務所の助言を受けながら、本デュー・ディリジェンスにおける質問事項に対する回答等の対応を行いながら、2023年2月中旬から2023年4月中旬までの間、スパークス及びいすゞ自動車と本取引の実施及び取引ストラクチャーの詳細を含めた取引条件について協議・交渉を重ねるとともに、旧特別委員会における検討を行ってまいりました。そして、2023年4月7日、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(B) スパークス及び公開買付者、当社並びにいすゞ自動車との協議、公開買付者による意思決定の過程」に記載のとおり、スパークスから、本デュー・ディリジェンス、当社の事業計画及び市場株価を踏まえ、当社株式の株式価値総額を約263億円とし、具体的な本公開買付価格及び当社自己株式取得価格については当社及びいすゞ自動車から提供された資料等に基づき、別途提示する旨を提案されました。また、本公開買付けの開始は2023年5月中旬の予定とする旨も併せて提案されました。当該提案を受けて2023年4月10日に開催された旧特別委員会において、スパークスからの提案内容を検討した結果、旧特別委員会としては、株式価値総額での提示ではなく、本公開買付価格と当社自己株式取得価格が区別された上で、本公開買付価格提案を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨の意見が示されたため、当社からスパークスに対し、旧特別委員会の当該意見を踏まえ、本公開買付価格提案を要請する旨の連絡をいたしました。これに対し、スパークスは、本公開買付価格提案にあたっては、さらなる検討期間を確保する必要があると考えたとのことです。そして、2023年4月下旬、当社及びいすゞ自動車は、スパークスより、当初2023年5月中旬に予定していた本公開買付けの開始を2023年8月に予定されている当社の四半期決算公表時に延期することについての伝達を受け、これに同意する旨の連絡をいたしました。

その後も、スパークスにおいて取引ストラクチャーを含む取引条件について検討を進めていたとのことですが、スパークスから当社に対して、延期後の想定スケジュールどおりに本公開買付価格提案がなされず、本取引の検討が延期後の想定より長期化していました。当社としては、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られる可能性があると考えられたため、本取引を前向きに検討する意向がありました。一方で、スパークスから本公開買付価格提案がなされないまま本取引の検討が長期化していたことに伴い、当社の情報管理の観点から、さらに本取引の検討を延長することは難しかったため、本取引の検討を終了せざるを得ないと判断し、当社は、2023年8月9日に開催された定例取締役会において本取引の検討を終了する旨を決定し、2023年8月10日、スパークスに対し、本取引の検討を終了した旨の連絡をいたしました。

その後、当社は、2023年8月21日にスパークスから取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を受け、検討の再開を依頼されました。これを受け、当社は、本取引の検討再開を行うためには、少なくとも、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書の再提出を受け、改めて当社の検討体制を整備する必要があるという考えの下、2023年9月5日、スパークスに対し、かかる初期的な提案書の再提出を要請いたしました。その後、2023年9月14日、スパークスから、本初期的再提案書を再度受領いたしました。本初期的再

提案書においては、本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的再提案書の内容を精査し、スパークスが提案する本取引のスキームに相応の合理性と実現可能性があると判断し、また、上記のとおり、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023年9月28日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開を決定するとともに、(a) 公開買付者との取引条件の協議や各種手続等について助言を受けること及び当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、みずほ証券を公開買付関連当事者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして、(b) 本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、T&K 法律事務所を公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任し(注3)、また、(c) 本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、本特別委員会を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

(注3) 本取引に係るアドバイザーを正式に選任するにあたっては一定の費用が発生することから、当社は、スパークスから本初期的再提案書の提出を受けたことをもって、2023年9月28日に開催された定例取締役会においてフィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてT&K 法律事務所を選任することを決議いたしました。2023年8月9日に開催された定例取締役会において本取引の検討を終了する旨の決定がされて以降も、2023年8月21日にスパークスから取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を受け、検討の再開を依頼されたことを受け、2023年9月28日までの間、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

その後、当社は、スパークスに対し、2023年9月28日、本取引の再検討を行う旨の連絡をし、スパークス及びいすゞ自動車との協議・交渉を重ねておりましたところ、2023年10月16日、スパークスより、本公開買付価格を730円とする初回の提案を受けました。初回の提案価格は提案の前営業日である2023年10月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値669円に対して9.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値666円に対して9.61%、直近3ヶ月間の終値単純平均値615円に対して18.70%、直近6ヶ月間の終値単純平均値577円に対して26.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、2023年10月16日、スパークスは、本公開買付価格の最大化の観点から、当社の借入余力について検討し、今後の設備投資計画及び資金調達も鑑み、当社の借入余力が最大限に活用される、融資を活用した本取引の取引ストラクチャーが最良であると判断したとのことです。スパークスは、当該ストラクチャーを採用することで投資ファンドとしてのスパークスの投資リターンに対する責任を確保しつつ、本公開買付価格の最大化に繋げることが可能となると考えているとのことです。その後、初回の提案について、2023年10月20日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券による、2023年10月20日時点における、当社株式価値の試算結果や、類似事例におけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十分な価格に至っていないとして、公開買付価格の再提案の要請をいたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年10月20日、当社に対して、本公開買付価格を760円とする2回目の提案を実施いたしました。2回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値638円に対して19.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値663円に対して14.63%、直近3ヶ月間の終値単純平均値618円に対して22.98%、直近6ヶ月間の終値単純平均値580円に対して31.03%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。2回目の提案について、2023年10月25日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月25日時点における、当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの相当程度上方の価格とする必要性、本取引に類似する他社事例におけるプレ

ミアム水準である 30%~40%を超える水準を確保する必要性及び可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する必要性があるとして、公開買付価格の再提案を要請いたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年10月27日、当社に対して、本公開買付価格を785円とする3回目の提案を実施いたしました。3回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月26日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値622円に対して26.21%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値653円に対して20.21%、直近3ヶ月間の終値単純平均値620円に対して26.61%、直近6ヶ月間の終値単純平均値584円に対して34.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。3回目の提案について、2023年10月31日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月31日時点における当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性、提案の前営業日、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値、直近6ヶ月間の終値単純平均値の全ての期間において、それぞれの参照期間に対して30%程度のプレミアム水準を確保し、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準に比して遜色ない水準とする必要性があるとして、公開買付価格として835円とすべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月2日、当社に対して、本公開買付価格を805円とする4回目の提案を実施いたしました。4回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値679円に対して18.56%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値649円に対して24.04%、直近3ヶ月間の終値単純平均値623円に対して29.21%、直近6ヶ月間の終値単純平均値588円に対して36.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。4回目の提案について、2023年11月6日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として825円以上とすべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月7日、当社に対して、本公開買付価格を808円とする5回目の提案を実施いたしました。5回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値691円に対して16.93%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値653円に対して23.74%、直近3ヶ月間の終値単純平均値627円に対して28.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値590円に対して36.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。5回目の提案について、2023年11月8日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として815円以上とすべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023年11月8日、当社に対して、本公開買付価格を812円とする6回目の提案を実施いたしました。6回目の提案価格は提案の前営業日である2023年11月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値693円に対して17.17%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値655円に対して23.97%、直近3ヶ月間の終値単純平均値629円に対して29.09%、直近6ヶ月間の終値単純平均値591円に対して37.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、本日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本公開買付価格を812円、当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、当社や当社のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーから都度報告を受け、本公開買付けの条件について意見を述べることにより交渉過程に実質的に関与しました。また、スパークスから提示された本公開買付価格の確認及び当該価格に対する意見の申述等を行った他、当社が作成した当社の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」という。）の内容及び作成経緯等について確認を行い、その合理性について確認しました。また、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ

証券は、スパークスとの交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、スパークスから提案・要請に対する回答を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行いました。

当社は、このような協議・検討の過程において、下記「(3) 算定に関する事項」の「① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、みずほ証券に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2023年11月9日付でみずほ証券から株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しました。当社株式価値算定書の詳細は、下記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。また、当社は、T&K 法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2023年11月9日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

(ii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯の下で、当社は、本日開催の当社取締役会において、T&K 法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、今後、成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を慎重に検討した結果、本公開買付けを含む本取引により、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られるものと判断しました。特に、鋳鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、産業機械・産業用ロボット等向け鋳造品の環境配慮型新工場の建設をはじめ多くの関連領域でのあらたな知見の獲得の支援をスパークスから得られると判断しました。当社といたしましては、上記を背景に産業機械・産業用ロボット等向けの鋳造事業を成長戦略の柱として注力して参ります。当社は、以上の点を踏まえ、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。さらに、本取引に伴い、親会社であるいすゞ自動車当社自己株式取得の実施後一時的に当社の直接の株主でなくなることが予定されておりますが、当社としては、いすゞ自動車は、本再出資により、当社の完全親会社となる予定の公開買付者の普通株式を保有することを通じて実質的に当社の株主として残存し、公開買付者及び当社が本合併を行うことで当社の株式を直接に保有することになる想定であることを踏まえ、資本関係を含むいすゞ自動車との従前の取引関係を維持しつつ、いすゞ自動車の連結子会社ではなく、他の自動車製造事業者向けにも開けた会社となることによる当社の企業価値の向上がいすゞ自動車の利益にも繋がることから、本取引後においても、いすゞ自動車から当社の経営に対する協力・協働を期待することができると考えており、いすゞ自動車が一時的に当社の直接の株主でなくなることが当社の企業価値向上にとってデメリットになるものではないと考えております。

また、本公開買付価格（812円）は、(a) 下記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、(b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である本日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付され

ていると考えられること、(c) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記措置がとられた上で、スパークスと当社との間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額(1,767円)を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます(具体的には当社の貸借対照表(2023年9月30日現在)上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等(総資産152,966百万円の内、26.9%相当)に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。)。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました(その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率(PBR)が0.41倍であったところ、本公開買付価格に基づく株価純資産倍率(PBR)は0.46倍となっております。)、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しました。

なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引における公正性が十分に担保されていると判断したことから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 算定の概要

みずほ証券は、本公開買付けにおける当社株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値算定を行いました。みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法を採用して、当社株式の価値を算定しております。みずほ証券が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	593円から685円
類似企業比較法	217円から565円
DCF法	556円から839円

市場株価基準法では、2023年11月9日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の普通取引の基準日における終値685円、直近1ヶ月間の終値単純平均値657円、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値593円をもとに、当社株式の1株当たりの価値の範囲を593円から685円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似性があると判断される事業を営む上場企業の市場株価及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を217円から565円までと算定しております。

DCF法では、本事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として2024年3月期第二四半期以降に当社が将来創出されると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、第二四半期以降に一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を556円から839円と算定しております。

なお、本事業計画については、本特別委員会が当社との間で質疑応答を行うとともに、本特別委員会がその内容や前提条件等の合理性を確認しました。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式に係る本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2024年2月頃に開催することを、本公開買付けの決済完了後速やかに当社に要請する予定であるとのことです。当社は、当該要請に応じる予定です。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会をできるだけ

早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在では、2024年1月上旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びいすゞ自動車は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。また、当社株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者及びいすゞ自動車のみが当社株式の全て（但し、本自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当該株式併合に反対する当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本株式併合に係る各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です（仮に公開買付者の所有する当社株式数を上回る株式を所有する株主が出現した場合には、公開買付者は、いすゞ自動車等と協議の上、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「①本公開買付けの概要」の「(iii)本公開買付けの実施後」に記載した本取引後の資本関係を実現すべく、対応する予定であるとのことです。)

本株式併合が2024年6月30日までに効力発生することが見込まれる場合には、公開買付者は、当社に対し、本株式併合の効力が発生していることを条件として2024年3月期に係る当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することができる株主を、本株式併合の効力発生後の本定時株主総会の時点における株主とするため、定時株主総会の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことです。そのため、当社の2024年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使することができない可能性があるとのことです。

本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株

主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、公開買付者は、本取引の完了後に、本合併を実施することを予定しているとのことです。なお、本合併の具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、公開買付者と当社の支配株主（親会社）であるいすゞ自動車との間で、いすゞ自動車の本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを含む本二者間契約書が締結されていること、及び、当社において本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施すること等が想定されていること等から、いすゞ自動車と当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、公開買付者及び当社は以下の措置を講じております。なお、公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の親会社であるいすゞ自動車が当社株式 20,261,828 株（所有割合：43.19%）を所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると本公開買付けの成立が不安定なものとなり、かえって本公開買付けへの応募を希望する当社の少数株主の皆様の利益に資さない可能性があると考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定しないことといたしました。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、公開買付者に関する記載は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」の「① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しております。

当社株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社取締役会は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するために、2023年9月28日に開催された当社定例取締役会決議により、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役であり、本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断される織田秀明氏、土屋市郎氏及び川本英利氏、並びに公開買付関連当事者から独立性を有し、本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断される鈴木健太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）及び松本久幸氏（公認会計士、株式会社Stand by C）の5名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、互選により、本特別委員会の委員長として鈴木健太郎氏を選定しております。本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額により又は時間単位の報酬を支払う

ものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用しておりません。

そして、当社は、同取締役会において、本特別委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。以下同じです。）、(ii) 本取引の取引条件（本取引により当社の株主に交付される対価を含みます。以下同じです。）の妥当性、(iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。以下同じです。）、(iv) (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本取引の実施（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。以下同じです。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否か（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問し、これらの点に対する本答申書を当社取締役会に提出することを囑託するとともに、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないとは判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議しました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、(i) 本諮問事項についての判断及び検討に必要な情報を収集・受領する権限、(ii) 本特別委員会が必要と判断する場合には自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限、(iii) 本取引の取引条件等に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、並びに、当社及び当社の一般株主の利益を図る観点から、本特別委員会が必要と認める場合に、当該交渉を直接行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与する権限（以下「本権限」と総称します。）を付与することを決議しました。

本特別委員会は、2023年10月10日から2023年11月8日まで合計6回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行いました（注）。

（注）なお、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針 (i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (B) スパークス及び公開買付者、当社並びにいすゞ自動車との協議、公開買付者による意思決定の過程」のとおり、2023年8月9日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定しましたが、2023年2月10日に開催された定例取締役会において、本特別委員会と同様の委員から構成され、本権限を有する旧特別委員会を設置し、本諮問事項を諮問する旨を決議しており、旧特別委員会は、2023年2月10日から2023年7月12日まで合計8回開催され、当社及びスパークスの事業内容、本取引後の当社の経営方針、本事業計画の内容等について慎重に協議及び検討を行っており、本特別委員会は、旧特別委員会における検討状況を踏まえて、本諮問事項に関する協議及び検討を行っております。

具体的には、本特別委員会は、まず初回の本特別委員会において、当社が選任したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間で本取引に関する情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築しており、独立性及び専門性に問題がなく、リーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所についても、独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ当社のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。その上で、本特別委員会は、当社から提出を受けた資料等の検討を行うとともに、当社から、当社の事業内容、業績及び財務状況、経営課題、本事業計画の策定過程及び内容、本取引の意義、目的及び背景、並びに本取引による当社事業への影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、スパークスから、本取引の検討・実施に至った経緯及び背景、本取引の目的及び意義、当社の完全子会社化が必要であるとする理由、本取引の実施により期待できる当社の企業価値の向上の内容、並びに本取引後に予定している経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社から、スパークスと当社との間における本取引に係る交渉の経緯及び内

容等の状況につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、スパークスから 812 円という最終的な提案を受けるに至るまで、スパークスとの交渉過程に実質的に関与しております。また、本特別委員会は、みずほ証券による当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである T&K 法律事務所から当社が得た、当社における本公開買付けを含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容についての法的助言についても説明を受け、検討をしております。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2023 年 11 月 9 日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(i) 本諮問事項に対する本特別委員会の答申（結論）

- (a) 本取引の目的には正当性・合理性が認められる（諮問事項（i）に対する意見）。
- (b) 本取引に係る交渉過程等の手続には公正性が認められる（諮問事項（iii）に対する意見）。
- (c) 本取引の取引条件の妥当性が認められる（諮問事項（ii）に対する意見）。
- (d) 本取引の実施が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる（諮問事項（iv）に対する意見）。

(ii) 意見の理由及び検討内容について

- (a) 諮問事項（i）本取引の目的の正当性・合理性
- (ア) 本取引の理由及び背景

当社が本取引を実施する理由及び背景の概要は以下のとおりである。

- ・当社は、2023 年 11 月 9 日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、連結子会社 4 社、非連結子会社 1 社及び関連会社 2 社で構成され、自動車、建設機械並びに産業車輻・機械業界等を需要先とした鍛造品、鋳造品及び機械加工・組立品の製造、販売を主な事業としている。
- ・当社グループを取り巻く経営環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少、段階的な経済・社会活動の回復が進んだものの、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクに加え、中国経済の減速、資源価格・原材料高騰や物流費等のコスト上昇の影響による経済下振れリスクや金融資本市場の動向に注視する必要がある、依然として予断を許さない状況が続いている。一方、自動車業界においては 100 年に 1 度の大変革と言われている CASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）の動きが加速している。足下の業績については、エネルギー・資材費用の高騰に加え、世界的な半導体不足に起因する得意先計画ボリュームの急激な変動、生産要員の確保に伴う労務費負担増により、十分な収益性を確保することが困難な状況である。これらの経営課題を解決するためには、機動的な資金調達、外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠と認識している。他方で、これらの施策を実施することにより、先行費用や大規模な設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、短期的には当社の利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性が考えられ、上場を維持したままで同様の施策を実施すれば、一時的に当社株式の価値に悪影響を及ぼすこと等も想定される。そのため、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施することは当社株主が負担するリスクが増大することも懸念されるため、相応の困難が伴うと考えている。

- ・以上を踏まえて、当社株主が短期的な悪影響を被ることなく当社株式を売却できる機会を提供するとともに、当社が短期的な業績にとらわれず中長期的な視点に立脚した成長戦略を実現するためには、当社は、非公開化し経営の改革を進めていくことが最適と認識している。
- ・スパークスは、上記のような当社を取り巻く現在の事業環境を踏まえた検討の結果、素材加工一貫体制の強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上、海外拠点を活用した商用車部品事業の海外展開に加え、産業機械・産業用ロボット向け鋳造品の拡販に向けた大規模先行投資を通じて競争優位性を確立し、鋳造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要性があるとの認識に基づき、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的な M&A の実施等が必要であると考えている。スパークスは、これらの施策の実施には先行費用や設備投資等相応の時間及び資金を要し、当社が上場を維持したままでは株価や配当の観点から既存株主に負担となる可能性があることも認識している。
- ・当社は、上記のようなスパークスの説明及びスパークスとの度重なる協議を踏まえて、今後、成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を慎重に検討した結果、本公開買付けを含む本取引により、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られることが期待できると判断した。特に、鋳鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、産業機械・産業用ロボット等向け鋳造品の環境配慮型新工場の建設をはじめ多くの関連領域でのあらたな知見の獲得の支援をスパークスから得られると判断した。さらに、本取引に伴い、本自己株式取得の実施後、一時的に、いすゞ自動車は当社の直接の株主でなくなるが、本取引後においてもいすゞ自動車から当社の経営に対する協力・協働を期待できると考えている。

(イ) 検討

本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る当社担当者による説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。とりわけ、当社の経営課題を解決するためには機動的な資金調達、外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠との前提で、当社及びスパークスが当社の課題及び今後の事業運営の方向性について共通認識を有していることを踏まえると、本取引が当社の企業価値向上に資するとの当社の判断は合理的であると考えられる。

なお、旧特別委員会は第3回特別委員会（2023年3月17日開催）において、また、本特別委員会は第2回特別委員会（2023年10月17日開催）において、それぞれ、スパークスの担当者に対するインタビューを実施し、大要、①スパークスの概要、②本取引の概要・背景、③当社に対する評価、④本取引後の経営戦略、⑤公開買付価格に関する方針、⑥資金調達、⑦本デュー・ディリジェンスを踏まえた当社の経営面に対する評価、⑧全社共通の具体的な施策と戦略の方向性及び⑨事業毎の環境認識と想定する戦略の方向性について説明を受けた。これらの説明中、本取引の実施にあたり指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらなかった。

(ウ) 小括

以上より、本取引の目的には正当性・合理性が認められると考えられる。

(b) 諮問事項 (iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性

本取引の取引条件の妥当性の前提として、まず本取引に係る交渉過程等の手続の公正性について検討する。

(ア) 独立した特別委員会の設置・運用

本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当せず、かつ、いわゆるマネジメント・バイアウト取引にも該当しない。しかし、当社株式の非公開化後にいすゞ自動車が開買付者に再出資することが予定されており、いすゞ自動車と当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることも踏まえ、当社では、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として特別委員会である本特別委員会を設置したものである。当社の取締役会は、本特別委員会を設置するにあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議している。

また、本特別委員会は、公開買付者又はスパークスとの間の協議及び交渉の方針について、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から適時に説明を受けた。本特別委員会は、本特別委員会において確認された方針に沿って当社と公開買付者及びスパークスとの間の交渉が行われたものと判断した。

その他、本公開買付価格に至る交渉過程への本特別委員会の関与の形態及び実質について指摘すべき事項や懸念は特に見当たらない。

(イ) 当社担当者による協議、検討及び交渉に対する本特別委員会の評価

以下のとおり、当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社並びにいすゞ自動車からの独立性が認められるフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及びリーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所から助言等を受けながら、当社の立場から当社の少数株主にも配慮しつつ、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、当社の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本取引の一連の手続の公正性といった点についても慎重に検討しているものと認められる。

- ・ 当社担当者は、スパークスとの間で、2022年9月以降、多数回にわたって本取引についての協議及び検討を重ねてきたところ、2023年4月7日付で、スパークスから、当社担当者に対して、当社株式の株式価値総額が約263億円であること、具体的な本公開買付価格については改めて提示する旨の提案（以下「旧提案」という。）がなされた（2023年4月7日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・ 旧特別委員会は、当社担当者より、第5回特別委員会（2023年4月10日開催）において、旧提案について意見を求められた。その際旧特別委員会は、株式価値総額での提示ではなく、本公開買付価格提案を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。しかしながら、スパークスからは本公開買付価格提案はなされず、2023年8月9日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定した。
- ・ 2023年9月28日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開が決定された後、2023年10月16日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本公開買付価格を730円とする提案書（以下「第1回提案」という。）が示された（2023年10月16日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・ 本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月17日に開催された第2回特別委員会において、第1回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、第1回提案に係る価格は、当社の第三者算定機関であるみずほ証券による当社株式価値の試算結果や、類似事例におけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十分な価格に至っていないため、類似事例におけるプレミアム水準を十

分に意識した公開買付価格の再提示を求めることが相当である旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月20日付で、スパークスに対して、本公開買付価格の再提示を求めるよう申し入れた（2023年10月20日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年10月20日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本公開買付価格を760円とする提案書（以下「第2回提案」という。）が示された（2023年10月20日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月25日に開催された第3回特別委員会において、第2回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、①みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの相当程度上方の価格とする必要性及び②市場株価基準法に係る算定基準日、当該算定基準日からの1ヶ月平均、同3ヶ月平均及び同6ヶ月平均の4つの期間のそれぞれに対しても類似事例におけるプレミアム水準である30%~40%を超える水準を確保する必要性があり、これらを満たす水準の公開買付価格の再提示を求めるべきである旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月25日付で、スパークスに対して、本公開買付価格の再提示を求めるよう申し入れた（2023年10月25日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年10月27日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本公開買付価格を785円とする提案書（以下「第3回提案」という。）が示された（2023年10月27日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月30日に開催された第4回特別委員会において、第3回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、①みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性及び②市場株価基準法に係る算定基準日、当該算定基準日からの1ヶ月平均、同3ヶ月平均及び同6ヶ月平均の4つの全ての期間において、30%程度のプレミアム水準を確保し、類似事例におけるプレミアムに比して遜色ない水準とする必要性に鑑み、本公開買付価格を835円とする提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月31日付で、スパークスに対して、本公開買付価格を835円とするよう申し入れた（2023年10月31日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月2日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本公開買付価格を805円とする提案書（以下「第4回提案」という。）が示された（2023年11月2日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年11月6日に開催された第5回特別委員会において、第4回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、本公開買付けの公表日を間近に控えていることも踏まえ、足元の株式市場全体及び当社株価推移のトレンドも鑑み、本公開買付価格を825円以上とする旨の最終提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年11月6日付で、スパークスに対して、本公開買付価格を825円以上とするよう申し入れた（2023年11月6日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月7日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本公開買付価格を808円とする提案書（以下「第5回提案」という。）が示され

た（2023年11月7日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。

- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年11月8日に開催された第6回特別委員会において、第5回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、足元の株式市場全体及び当社株価推移のトレンドも鑑み、本公開買付価格を815円以上とする旨の最終提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。
- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月8日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本公開買付価格を812円とする提案書（以下「最終提案」という。）が示された（2023年11月8日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、最終提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、最終提案に係る価格が、みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、DCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%にあり、かつ、市場株価基準法に係る算定基準日からの3ヶ月平均、同6ヶ月平均に対して、概ね30%程度のプレミアムを加えた価格となっていることから、少数株主の利益保護の観点から妥当であると評価可能な水準を超えていると思料される旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。
- ・以上の経過により、本公開買付価格を最終提案に係る価格である812円とするとの結論に至った。かかる結論に至るまでの当社担当者による公開買付者及びスパークスとの協議、検討及び交渉について指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、公開買付者から本取引に関する提案書を受領してから、本公開買付価格を検討するまでの間に、当社は、本取引の検討を終了し、その後、検討が再開されているが、本特別委員会はこれは、もっぱらスパークス側の事情で当初の想定スケジュールとおりに本公開買付価格の提案がなされなかったことが原因と理解しており、当社が殊更に手続を遅延させた事情は関知していない。

（ウ）当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に価値算定を依頼した。みずほ証券は、当社の事業の現状を反映した最新の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の1株当たりの株式価値の分析を行った。その結果は、当社株式価値算定書にまとめられている。当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していない。

当社株式価値算定書の作成過程、提出に至るまでの当社担当者によるみずほ証券との協議及び検討、みずほ証券の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

（エ）当社による独立した法律事務所からの助言の取得

当社担当者は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立したリーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所を選任した。当社は、T&K法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定の留意点について、日本法の観点から法的助言（いわゆる公正性担保措置及び利益相反回避措置に係る助言を含む。）を得ている。

2023年11月9日に至るまでの当社担当者によるT&K法律事務所との協議及び検討、T&K法律事務所の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

(オ) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与、当社担当者の検討過程における不当な影響及び干渉の不存在

本特別委員会は、当社が開催を予定している本取引を承認する取締役会について、当社の取締役7名のうち、過去にいすゞ自動車の役職員の地位を有していた瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏の2名を除く5名の取締役が審議し、その全員の賛成により決議を行うものと理解している。

なお、当社の取締役のうち、瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏が本取引の交渉過程に関与し、又は当社担当者の検討過程に対して不当な影響又は干渉を与えたとの事実は認められない。

(カ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの期間を2023年11月13日(月曜日)から2023年12月25日(月曜日)までの30営業日に設定している。これは法に定められた公開買付期間の最短期間(20営業日)よりも長い期間であるが、その趣旨は、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図したものと考えられ、上記公開買付期間は妥当であると考えられる。

また、当社と公開買付者の間には、当社が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は存在しないものと認められる。

(キ) 二段階買収に係る強圧性の排除

本取引では、本公開買付けの決済完了後速やかに、当社株式の非公開化を目的に、当社の全部の株式(但し、本不応募株式及び本自己株式を除く。)の取得を目的として、公開買付者は、本臨時株主総会の開催を当社に要請することが予定されている。その際、本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。)に対しては、最終的に金銭を交付することが予定されており、かつ、当該株主に交付される金額は、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されている。また、株式併合に反対する株主には、会社法上、株式買取請求権や価格決定申立ての権利が認められている。以上より、いわゆる二段階買収に係る強圧性が排除又は軽減されていると評価することが可能である。

その他、本取引において二段階買収に係る強圧性をうかがわせる事情は特に見当たらない。

(ク) 小括

以上のとおり、本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が採られていることが認められる他、本取引の諸条件について、当社の少数株主の利益保護の観点から慎重に協議及び交渉が行われたことが認められる。また、二段階買収に係る強圧性の懸念は特に見当たらない。したがって、本取引に係る交渉過程の手続には公正性が認められると考える。

(c) 諮問事項 (ii) 本取引の取引条件の妥当性

(ア) 当社株式価値算定書との整合性

当社株式価値算定書によれば、当社株式1株当たりの株式価値は、市場株価基準法(算定基準日:2023年11月9日)で593円~685円、類似会社比較法で217円~565円、DCF法で556円~839円とされている。本公開買付価格である812円は、上記算定方式のうち最も高いレンジを

示している DCF 法に基づく株式価値のレンジの上位 25%に収まっている（第 3 四分位数を超過している）こと、及び類似会社比較法に基づく株式価値の上限よりも相当高い価格であることが確認できる。

本特別委員会は、みずほ証券及び当社の各担当者から、前提となる当社の事業計画の内容、株式価値評価に用いられた算定方法の他、株式の株式価値の算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受け議論及び検討したが、特に不合理な点は認められなかった。

なお、みずほ証券のグループ会社であるみずほ銀行は、公開買付者に対して買付資金等に係る融資の実施を予定している他、日本モノづくり未来ファンドの有限責任組合員及び当社株主であり、また、当社、いすゞ自動車及びスパークスに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことである。さらに、みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行は、いすゞ自動車に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことである。本特別委員会は、これらの点について、みずほ証券から法令等に基づき情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築していることの説明を受けた。その他、みずほ証券と公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車の間、本取引に関する特別の利害関係は見当たらない。

(イ) 本公開買付価格のプレミアム

本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券の当社株式の株式価値の算定結果において最も高いレンジを示している DCF 法に基づく株式価値のレンジの上位 25%にあり、かつ、上記 (ア) のとおり、当該算定結果と整合している。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2023 年 11 月 9 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 685 円に対して、18.54%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本（イ）において株価に対するプレミアムの数値について同じ。）を加えた価格であり、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 657 円（小数点以下を四捨五入。以下、本（イ）において終値単純平均値の計算において同じ。）に対して 23.59%のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 631 円に対して、28.68%のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 593 円に対して 36.93%のプレミアムを加えた価格であり、このうち、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日における当社株式の終値、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率を取り上げると、他の類似事案におけるプレミアム水準に照らして、必ずしも高い水準であるとは言いがたいものの、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは概ね 30%程度であることから、本公開買付価格は相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

以上より、当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本公開買付価格に適切に反映されていると評価して差し支えないと考えられる。

(ウ) 交渉による本公開買付価格の引上げ及び交渉過程の手続の公正性

当社は、本特別委員会において確認された交渉方針に沿って公開買付者又はスパークスとの間で交渉を行い、その結果、第 1 回提案に係る価格（730 円）から最終提案に係る価格（812 円）に至るまで、82 円（第 1 回提案に係る価格の 11.23%（小数点以下第三位を四捨五入））の引上げを実現した。

上記 (b) のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付

価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、当社担当者と公開買付者又はスパークスとの間の真摯な交渉を経て決定されたものと評価できると考えられる。

(エ) その他の取引条件

上記 (b) (キ) のとおり、本株式併合で本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。）に対して交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されており、相当と評価できる。

また、本自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるいすゞ自動車について、(i) 本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii) 仮にいすゞ自動車が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額となる金額を基準として設定されている。この点、本特別委員会は、いすゞ自動車が本自己株式取得により、少数株主が受領する対価を上回る経済的利益を得るものではないという意味において本自己株式取得価格は妥当な価格と評価できると考える。なお、本自己株式取得資金を公開買付者が当社に対して提供することは、実質的には公開買付者からいすゞ自動車への資金移動であるが、本自己株式取得価格を前提とする限り、また、少数株主をスクイーズアウトした後の企業間取引であることから、本特別委員会から特に付言することはない。

(オ) 小括

以上のとおり、(I) 当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本公開買付価格が適切に反映されていること、(II) 当社は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、公開買付者又はスパークスとの真摯な交渉を行い、その結果本公開買付価格の引上げを実現したこと、並びに(III) (i) 本株式併合において株主に交付される金銭の額が相当であること、及び (ii) 本自己株式取得について特に指摘すべき点がないことを踏まえると、結論として本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

(d) 諮問事項(iv) 当社の取締役会が本取引の実施を決定することが少数株主に不利益なものではないか否か

上記 (a) 乃至 (c) までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

本公開買付けではいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定はなされていない。これは、いすゞ自動車の当社株式所有割合が 43.19% (2023 年 3 月末日時点) であることから、本公開買付けにおけるかかる下限設定が公開買付の成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があることと当社が考えたことによるとのことである。この点、(i) 当社は、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、上記 (b) 記載の各手段を採用しており、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると評価し得ること、(ii) 上記 (c) のとおり、最終の本公開買付価格が妥当な水準にあると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定をしないことが不合理とはいえない。

結論として、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2023年9月28日に開催された定例取締役会において、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして T&K 法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、T&K 法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。T&K 法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、T&K 法律事務所から受けた法的助言及びみずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びにみずほ証券から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は本日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

また、上記取締役会において、出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名（うち社外監査役2名））のうち浅原健一氏以外の監査役はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役である瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏は、いずれも自動車の出身者であることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当該取締役会に出席したものの、審議及び決議には参加しておりません。また、当社の監査役である浅原健一氏は、いずれも自動車の執行役員としての地位を有しているため、本取引における利益相反の問題による影響を受ける可能性を排除する観点から、当該取締役会の審議には一切参加しておらず、当該取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えております。また、本日現在、当社の監査役である浅原健一氏以外には当社といずれも自動車を兼務する役員はおらず、当社といずれも自動車を兼務する役員は当社の立場においてスパークスとの協議及び交渉に参加しておりません。

⑤ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、いずれも自動車及び当社を除きます。）が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することも企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業若しくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更若しくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付者は、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

(1) 本二者間契約書

公開買付者は、いすゞ自動車との間で本日付で本二者間契約書を締結し、本不応募株式(20,261,828株、所有割合:43.19%)について本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。

但し、本二者間契約書においては、公開買付期間末日までに、公開買付者以外の第三者から、本公開買付価格を超える金額に相当する取得対価により当社株式を取得する旨の申出(以下「対抗提案」といいます。)がなされた場合には、いすゞ自動車は、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、公開買付者が当該申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は公開買付期間満了日の前日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付者が、(a)本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価を超える金額に変更し、かつ(b)本三者間契約書に定める本自己株式取得価格を対抗提案に係る取得対価及びそれぞれの税効果を考慮して実質的に同額以上の金額に変更しないときには(但し、いすゞ自動車が対抗提案を受けた場合の公開買付者への通知義務に違反しない場合に限り)、いすゞ自動車は、本不応募株式の不応募義務を負わないことも合意しているとのことです。

なお、本二者間契約書においては、本公開買付けの条件に係る事項、本公開買付けの前提条件、いすゞ自動車による本公開買付けを開始しないことの請求権に関する事項、いすゞ自動車が対抗提案を受けた場合の公開買付者への通知義務、公開買付者及びいすゞ自動車の表明保証事項、公開買付者及びいすゞ自動車が本二者間契約書又は本三者間契約書に基づく自らの義務の不履行又は表明保証事項に違反した場合の補償義務、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等を合意しているとのことです。

(2) 本三者間契約書

公開買付者は、当社及びいすゞ自動車との間で本日付で、本三者間契約書を締結し、(i)本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、(ii)本スクイーズアウト手続が完了した日以降に、当社が、当社自己株式取得の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、(iii)いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び公開買付者が本資金提供を行うこと又は当社をして当社自己株式取得に必要な資金を調達させること、並びに(iv)いすゞ自動車が当社自己株式取得後に本再出資を行うことを合意しております。

また、本三者間契約書においては、公開買付者、いすゞ自動車及び当社の表明保証事項、公開買付者、いすゞ自動車及び当社が本三者間契約書に基づく自らの義務の不履行又は表明保証事項に違反

した場合の補償義務（但し、公開買付者及びいすゞ自動車の間におけるものを除きます。）、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等を合意しております。

（3）本株主間契約

公開買付者の株主である日本モノづくり未来ファンドは、いすゞ自動車との間で本日付で本再出資後の公開買付者及び当社の運営に関する本株主間契約を締結しているとのことです。

本株主間契約においては、公開買付者及び当社の取締役の指名権（注1）、いすゞ自動車による一定の範囲の事前承諾事項（注2）及び事前協議事項（注3）、本合併後の存続会社（本合併前においては公開買付者。以下本「③本株主間契約」について同じです。）の株式の3年間の譲渡制限、譲渡制限期間経過後の自己の保有する本合併後の存続会社の株式の譲渡時における相手方の優先交渉権（日本モノづくり未来ファンド又はいすゞ自動車が当該譲渡をする際に、第三者との交渉前に相手方が優先的に交渉できる権利）、日本モノづくり未来ファンドによる本合併後の存続会社の株式の第三者への譲渡時における日本モノづくり未来ファンドの強制売却請求権（日本モノづくり未来ファンドが、いすゞ自動車の保有する本合併後の存続会社の株式も併せて譲渡予定先に譲渡するよう請求する権利）及びいすゞ自動車の売却参加請求権（いすゞ自動車が、自らの保有する本合併後の存続会社株式も併せて譲渡予定先に譲渡するよう請求する権利）、デッドロック（注4）の場合の誠実協議義務について合意しているとのことです。

（注1）公開買付者については、日本モノづくり未来ファンドが2名、いすゞ自動車が1名の取締役指名権を、当社及び本合併後の存続会社については、日本モノづくり未来ファンドが6名、いすゞ自動車が3名の取締役指名権を有するとのことです。

（注2）事前承諾事項としては、本取引において企図されたものを除く、当社又は公開買付者における(a)定款又は取締役会規程の改廃（いすゞ自動車の権利に悪影響を及ぼさないもの及び法令等の変更に伴い必要となるものを除きます。）、(b)株式等の発行、(c)いすゞ自動車の議決権保有割合に変動が生じる株式の併合、(d)持分会社への組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付、(e)重要な事業の全部又は一部の譲渡（但し、譲渡する事業に含まれる資産の帳簿価額の合計が10億円以上の場合に限ります。）、(f)子会社の異動を伴う株式又は持分の処分、(g)解散、清算、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する法的倒産手続又は私的整理手続の申立て、(h)日本モノづくり未来ファンド又はその関係者を一方当事者とし、当社又は公開買付者を他方当事者とする契約の締結、変更又は解除、(i)中期経営計画の策定又は変更、(j)重要な財産の処分（但し、処分する資産の帳簿価額が10億円以上の場合に限ります。）が規定されているとのことです。

（注3）事前協議事項としては、本取引において企図されたものを除く、当社又は公開買付者における(a)発行する株式に係るIPOの申請、(b)重要な業務上の提携若しくは資本提携又はその変更若しくは解消、(c)新規事業の開始又は既存事業の廃止、(d)事業計画又は年間予算の策定又は変更が規定されているとのことです。

（注4）デッドロックとは、上記事前承諾事項について、いすゞ自動車が書面による承諾を行わない場合をいうとのことです。

なお、本株主間契約においては、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車による義務の不履行の場合の補償義務、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等についても合意しているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社、当社の支配株主（親会社）であるいすゞ自動車及び公開買付者との間で、本日付で本三者間契約書が締結されており、本取引の一環として、本公開買付けの成立及び本株式会社併合後に当社自己取得及び本再出資を予定して本公開買付けが行われる予定であることから、当社取締役会における本公開買付けに関する意見表明は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に準じるものと当社は判断しております。

なお、当社は、当社が2023年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」において、「当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社は当社の製品の主要な取引先ではありますが、当社と同社との取引については、購買契約に従い市場価格を考慮した取引条件を交渉により合意し、所定の社内決裁を得ることと少数株主の権利を害することがないように努めております。」と記載しております。当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社は、公開買付関連当事者から独立した本特別委員会より、2023年11月9日付で、(i) 本取引の目的には正当性・合理性が認められる旨、(ii) 本取引に係る交渉過程等の手続には公正性が認められる旨、(iii) 本取引の取引条件に妥当性が認められる旨及び(iv) 本取引の実施（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨を内容とする答申書を入手しております。

11. その他

(1) 「2024年3月期期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2024年3月期の配当予想を修正し、2024年3月期の期末配当を行わないことを決議しました。詳細については、当社が本日付で公表した「2024年3月期期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(参考資料) 本日付「ARTS-1株式会社による株式会社 I J T T（証券コード：7315）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添）

本プレスリリースを米国内（領土及び占有地、米国内の全ての州及びコロンビア特別区を含みます。）において発表、配布、頒布又は米国へ郵送してはいけません。本プレスリリースは、本公開買付けを米国内で行うことを意図するものではありません。

公開買付者から受けた説明によれば、本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもないとのことです。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできないとのことです。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできないとのことです。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしないとのことです。



2023年11月10日

各 位

会社名 株式会社 I J T T
代表者名 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(コード番号 7315 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
TEL (045) 777-5560

会社名 ARTS-1 株式会社
代表者名 代表取締役 水谷 光太

**ARTS-1 株式会社による株式会社 I J T T (証券コード: 7315) の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

ARTS-1 株式会社は、本日、株式会社 I J T T の普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、ARTS-1 株式会社（公開買付者）が株式会社 I J T T（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2023 年 11 月 10 日付「株式会社 I J T T (証券コード: 7315) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2023年11月10日

各位

会社名 ARTS-1株式会社
代表者名 代表取締役 水谷 光太

株式会社IJTT（証券コード：7315）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ARTS-1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社IJTT（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、コード番号：7315。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社IJTT

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2023年11月13日（月曜日）から2023年12月25日（月曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、812円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
26,651,509（株）	11,013,772（株）	—（株）

(6) 決済の開始日

2024年1月5日（金曜日）

(7) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、スパークス・グループ株式会社（以下「スパークス」といいます。）が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。）が発行済株式の全てを所有する2023年4月10日に設立された株式会社であり、株式会社東京証券取引所

(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の発行済みの普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得、所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。なお、本日現在、公開買付者、スパークス及び日本モノづくり未来ファンドは対象者株式を所有しておりません。

スパークスは、資産運用業(投資顧問業・投資信託委託業)を中核業務としております。1989年7月の会社創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、現在では株式投資に留まらず、再生可能エネルギー発電所等の実物資産投資、未来創生ファンドに代表されるベンチャーキャピタル投資等、投資領域を広げて参りました。現在では、コーポレート・ミッションとして投資を通じて「世界を豊かに、健やかに、そして幸せにする」ことを掲げております。

公開買付者は、本日、対象者株式の全て(ただし、対象者の親会社であるいすゞ自動車株式会社(以下「いすゞ自動車」といいます。)が所有する対象者株式(所有株式数:20,261,828株、所有割合(注):43.19%、以下「本不応募株式」といいます。)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、本公開買付けを、2023年11月13日から開始することを決定いたしました。

(注)「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2024年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数49,154,282株から、対象者が所有する自己株式数(2,240,945株)を控除した株式数(46,913,337株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

なお、本公開買付けの成立及び本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に対象者が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)の効力発生を条件として対象者によって実施される自己株式取得(以下「対象者自己株式取得」といいます。)においては、いすゞ自動車に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にいすゞ自動車が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付け価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付け価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

3. 本公開買付けの目的等

スパークスは、対象者が電動化進展に伴う内燃機関の減少といった事業環境の変化に対応するためには、素材加工一貫体制の強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上、海外拠点を活用した商用車部品事業の海外展開に加え、産業機械・産業用ロボット向け鋳造品の拡販に向けた大規模先行投資を通じて競争優位性を確立し、鋳造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要があると認識し、当該方針の達成のためには、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的なM&Aの実施等が必要であると考えに至りました。他方で、これらの施策の実施は、先行費用や設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施することは、株価や配当の

観点から既存株主にとって負担になる可能性も想定され、また、対象者は2013年10月の東京証券取引所市場第二部への上場以来、知名度のさらなる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力向上による取引先の拡大等、上場会社として様々なメリットを享受してきた一方、対象者のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大いと考えられ、上場を維持するための相応の負担と比較して、継続して株式の上場を維持することのメリットは大きくないものと考えに至りました。

(注)「DX」とは、デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称で、データとデジタル技術を融合して、製品・サービス・ビジネスモデルをはじめとしたあらゆるものを変革し、競争優位性を確立することを意味します。

このような考えのもと、スパークスは、対象者と協議を重ねた結果、対象者株式を非公開化することを目的として、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2023年11月13日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

本プレスリリースを米国内（領土及び占有地、米国内の全ての州及びコロンビア特別区を含みます。）において発表、配布、頒布又は米国へ郵送してはいけません。本プレスリリースは、本公開買付けを米国内で行うことを意図するものではありません。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。



各 位

2023年12月25日

会社名 株式会社 IJTT
代表者 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(東証 スタンダード市場 コード番号7315)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
(TEL 045 - 777 - 5560)

(変更)「ARTS-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について

ARTS-1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、公開買付者の要請により金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づき当社が公表した本日付「ARTS-1 株式会社による株式会社 IJTT(証券コード:7315)の普通株式に対する公開買付けの買付条件等の変更等に関するお知らせ」(以下「変更後当社プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、公開買付者が、本日、本公開買付けに係る買付条件等の変更を行うことを決定したことを受け、当社は、本日開催の取締役会において2023年11月10日付で公表いたしました「ARTS-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしております、本公開買付けへ賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。これに伴い、当社プレスリリースの内容に一部変更が生じておりますので、下記の通りお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金812円(以下「本公開買付価格」といいます。)

(変更後)

普通株式1株につき、金850円(以下「本公開買付価格」といいます。)

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(変更前)

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、当社が2023年12月25日に公表した変更後当社プレスリリースのとおり、当社は、公開買付者より、本買付価格変更（以下に定義します。以下同じです。）を行う旨の意向を示されたことを受けて、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行い、同日開催の取締役会において、本買付価格変更後の本公開買付けについても、引き続き、当社プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本日付で、当社株式の全て（但し、当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ自動車」といいます。）が所有する当社株式（所有株式数：20,261,828株、所有割合（注1）：43.19%、以下「本不応募株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式（以下「本自己株式」といいます。）を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを、2023年11月13日から開始することを決定したとのことです。

（注1）「所有割合」とは、当社が本日付で公表した「2024年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（49,154,282株）から、本自己株式数（2,240,945株）を控除した株式数（46,913,337株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

<中略>

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、いすゞ自動車からの本再出資を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が公開買付者の株式の全てを所有する予定とのことであり、それぞれの出資割合は、日本モノづくり未来ファンドが66.7%、いすゞ自動車が33.3%となる予定とのことです（注2）。詳細は、下記「(iii)本公開買付けの実施後」の「(D)本再出資（2024年3月頃（予定））」をご参照ください。

（注2）本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である812円（但し、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）にする予定とのことであり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるいすゞ自動車による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株

主であるいすゞ自動車当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に
関与することを目的として実施されるものであり、いすゞ自動車による本公開買付けへの
応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第
27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、いすゞ自動車との間で、いすゞ自動車本不
応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないことを含む、本取引に関する事項について
定めた二者間契約書（以下「本二者間契約書」といいます。）を締結しているとのことです。
また、当社は、本日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、①本公開買付けが成
立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株
主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使する
こと、及び、②いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを
当社に売り渡すこと、及び当社自己株式取得後に本再出資を行うことを含む、本取引
に係る諸条件について定めた三者間契約書（以下「本三者間契約書」といいます。）を
締結しております。さらに、公開買付者の株主である日本モノづくり未来ファンドは本
日付で、いすゞ自動車との間で、本再出資後の公開買付者及び当社の運営に関して定
めた株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しているとのことです。

<中略>

(ii) 本公開買付け（2023年11月13日～12月25日（予定））

<中略>

(iii) 本公開買付けの実施後

(C) 当社自己株式取得（2024年3月頃（予定））

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不
応募株式を取得する当社自己株式取得を実施します。なお、当社自己株式取得にお
ける自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考
慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの
検討結果を踏まえて、仮にいすゞ自動車が本公開買付けに応募した場合の税引
後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額
となる金額を基準として、当社株式1株当たり 677円（以下「当社自己株式取
得価格」といいます。）を予定しているとのことです。

<中略>

(D) 本再出資（2024年3月頃（予定））

いすゞ自動車は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづく
り未来ファンド及びいすゞ自動車の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう
本再出資を実施します。なお、本再出資におけるいすゞ自動車による公開買付
者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、
本公開買付価格と同一の価格である 812円（但し、本株式併合における当
社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）にする予
定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、2023年11月10日付で、当社株式の全て（但し、当社の親会社
であるいすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ自動車」といいます。）が所有する
当社株式（所有株式数：20,261,828株、所有割合（注1）：43.19%、以下
「本不応募株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式（以下「本自
己株式」といいます。）を除きます。）を取得することにより、当社株式を非
公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一
環として、本公開買付けを、2023年11月13日から開始することを決定した
とのことです。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2023年11月10日付けで公表した「2024年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(49,154,282株)から、本自己株式数(2,240,945株)を控除した株式数(46,913,337株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

また、公開買付者は、本公開買付けの開始時において、本公開買付価格を812円、公開買付期間を2023年11月13日(月曜日)から2023年12月25日(月曜日)まで(30営業日)とそれぞれ定められておりましたが、その後、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に考慮し、当社の株主の皆様の本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立の確度を高めるため、2023年12月25日に当社に対して本買付価格変更を行う旨の意向を示し、同日、本公開買付価格を812円から850円に変更すること(以下「本買付価格変更」といいます。)を決定したとのことです。なお、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を変更しないことの決定をしているとのことです。また、これに伴い、法令に基づき、公開買付期間を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2023年12月25日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年1月15日まで延長することとしたとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、いすゞ自動車からの本再出資を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が公開買付者の株式の全てを所有する予定とのことであり、それぞれの出資割合は、日本モノづくり未来ファンドが66.7%、いすゞ自動車が33.3%となる予定とのことです(注2)。詳細は、下記「(iii) 本公開買付けの実施後」の「(D) 本再出資(2024年3月頃(予定))」をご参照ください。

(注2) 本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である850円(但し、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)にする予定とのことであり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるいすゞ自動車による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株主であるいすゞ自動車が当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に関与することを目的として実施されるものであり、いすゞ自動車による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2023年11月10日付で、いすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないことを含む、本取引に関する事項について定めた二者間契約書(以下「本二者間契約書」といいます。)を締結しているとのことです。また、当社は、2023年11月10日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、①本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、及び、②いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び当社自己株式取得後に本再出資を行うことを含む、本取引に係る諸条件について定めた三者間契約書(以下「本三者間契約書」といいます。)を締結して、その後、本買付価格変更に伴い、2023年12月25日付で「本三者間契約書変更合意書」(以下「本変更合意書」といいます。)を締結しております。さらに、公開買付者の株主である日本モノづくり未来ファンドは2023年11月10日付で、いすゞ自動車との間で、本再出資後の公開買付者及び当社の運営に関して定めた株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結しているとのことです。

<中略>

(ii) 本公開買付け (2023年11月13日～2024年1月15日 (予定))

<中略>

(iii) 本公開買付けの実施後

(C) 当社自己株式取得 (2024年3月頃 (予定))

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施します。なお、当社自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にいずれ自動車¹が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社株式1株当たり 704円 (以下「当社自己株式取得価格」といいます。) を予定しているとのことです。

<中略>

(D) 本再出資 (2024年3月頃 (予定))

いずれ自動車は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来ファンド及びいずれ自動車の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施します。なお、本再出資におけるいずれ自動車による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である 850円 (但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。) にする予定とのことです。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針

(変更前)

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

<中略>

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、本日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本公開買付価格を812円、当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

<後略>

(変更後)

(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

<中略>

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、同月10日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本買付価格変更前の本公開買付価格を812円、本買付価格変更前の当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

その後、公開買付者は、2023年11月13日から本公開買付けを開始しましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に考慮し、当社の株主の皆様の本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立の確度を高めるため、2023年12月25日に当社に対して本買付価格変更を行う旨の意向を示し、同日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価水準を考慮し、本公開買付価格を812円から850円に変更する本買付価格変更を決定したとのことです。なお、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を変更しないことの決定をしたとのことです。また、これに伴い、法令に基づき、公開買付期間を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2023年12月25日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年1月15日まで延長することとしたとのことです。

なお、本買付価格変更後の本公開買付価格(850円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して24.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値657円に対して29.38%、直近3か月間の終値単純平均値631円に対して34.71%、直近6か月間の終値単純平均値593円に対して43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、また、公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値841円に対して1.07%、更に、本公開買付けの公表日である2023年11月10日から公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日までの間の終値単純平均値828円に対して2.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

なお、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していないとのことです。

<後略>

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

(i) 公開買付者からの提案、検討体制の構築及び検討・交渉の経緯

<中略>

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、本日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本公開買付価格を812円、当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

<中略>

(ii) 当社の意思決定の内容

<中略>

また、本公開買付価格(812円)は、(a)下記「(3)算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、(b)本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である本日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(c)下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)上記措置がとられた上で、スパークスと当社との間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e)下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額(1,767円)を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます(具体的には当社の貸借対照表(2023年9月30日現在)上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等(総資産152,966百万円の内、26.9%相当)に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。)。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました(その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率(PBR)が0.41倍であったところ、本公開買付価格に基づく株価純資産倍率(PBR)は0.46倍となっております。)、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法については、下記「(6)本公開買付価格の公正性

を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(i) 公開買付者からの提案、検討体制の構築及び検討・交渉の経緯

<中略>

これらの協議・交渉の結果、2023年11月8日、当社が6回目の提案を受諾したことを受けて、2023年11月10日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本買付価格変更前の本公開買付価格を812円、本買付価格変更前の当社自己株式取得価格を677円とすることで合意に至ったとのことです。

<中略>

(ii) 当社の意思決定の内容

<中略>

また、本買付価格変更前の本公開買付価格（812円）は、(a) 下記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、(b) 本買付価格変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である2023年11月10日の前営業日である同月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(c) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記措置がとられた上で、スパークスと当社との間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本買付価格変更前の本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本買付価格変更前の本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額（1,767円）を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます（具体的には当社の貸借対照表（2023年9月30日現在）上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等（総資産152,966百万円の内、26.9%相当）に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。）。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました（その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率（PBR）が0.41倍であったところ、本買付価格変更前の本公開買付価格に基づく株価純資産倍率（PBR）は0.46倍となっております。）、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2023年11月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2023年12月25日に公開買付者より本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受け、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。そして、当社は、公開買付者が本買付価格変更を決定したことを受けて、本買付価格変更及び本特別委員会の2023年12月25日付答申書（以下に定義します。以下同じです。）を踏まえ、2023年12月25日開催の取締役会において、(i)本買付価格変更前の本公開買付け価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となること等から、本買付価格変更後の本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至ったことから、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、当社プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

(変更前)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しました。

なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引における公正性が十分に担保されていると判断したことから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(変更後)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しました。

当社は、本公開買付けに係る買付条件等の変更に関する意見表明を検討するにあたり、当社株式価値算定書において前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得しておりません。

なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引における公正性が十分に担保されていると判断したことから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（変更前）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき当社株式に係る本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を 2024 年 2 月頃に開催することを、本公開買付けの決済完了後速やかに当社に要請する予定であるとのことです。当社は、当該要請に応じる予定です。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在では、2024 年 1 月上旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びいすゞ自動車は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

<後略>

（変更後）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき当社株式に係る本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を 2024 年 3 月頃に開催することを、本公開買付けの決済完了後速やかに当社に要請する予定であるとのことです。当社は、当該要請に応じる予定です。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在では、2024 年 1 月下旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びいすゞ自動車は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(変更前)

上記「(3) 算定に関する事項」の「① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しております。

当社株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

(変更後)

上記「(3) 算定に関する事項」の「① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しております。

当社は、本公開買付けに係る買付条件等の変更に関する意見表明を検討するにあたり、当社株式価値算定書において前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得していません。

当社株式価値算定書の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(変更前)

(ii) 意見の理由及び検討内容について

(b) 諮問事項 (iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性

(イ) 当社担当者による協議、検討及び交渉に対する本特別委員会の評価

<中略>

- ・以上の経過により、本公開買付価格を最終提案に係る価格である 812 円とするとの結論に至った。かかる結論に至るまでの当社担当者による公開買付者及びスパークスとの協議、検討及び交渉について指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、公開買付者から本取引に関する提案書を受領してから、本公開買付価格を検討するまでの間に、当社は、本取引の検討を終了し、その後、検討が再開されているが、本特別委員会はこれは、もっぱらスパークス側の事情で当初の想定スケジュールとおりに本公開買付価格の提案がなされなかったことが原因と理解しており、当社が殊更に手続を遅延させた事情は関知していない。

(ウ) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に価値算定を依頼した。みずほ証券は、当社の事業の現状を反映した最新の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、市場株価基準法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社株式の 1 株当たりの株式価値の分析を行った。その結果は、当社株式価値算定書にまとめられている。当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していない。

当社株式価値算定書の作成過程、提出に至るまでの当社担当者によるみずほ証券との協議及び検討、みずほ証券の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

<中略>

(c) 諮問事項 (ii) 本取引の取引条件の妥当性

(ア) 当社株式価値算定書との整合性

当社株式価値算定書によれば、当社株式 1 株当たりの株式価値は、市場株価基準法（算定基準日：2023 年 11 月 9 日）で 593 円～685 円、類似会社比較法で 217 円～565 円、DCF 法で 556 円～839 円とされている。本公開買付価格である 812 円は、上記算定方式のうち最も高いレンジを示している DCF 法に基づく株式価値のレンジの上位 25%に収まっている（第 3 四分位数を超過している）こと、及び類似会社比較法に基づく株式価値の上限よりも相当高い価格であることが確認できる。

<中略>

(イ) 本公開買付価格のプレミアム

本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券の当社株式の株式価値の算定結果において最も高いレンジを示している DCF 法に基づく株式価値のレンジの上位 25%にあり、かつ、上記 (ア) のとおり、当該算定結果と整合している。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2023 年 11

月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して、18.54%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、本(イ)において株価に対するプレミアムの数値について同じ。)を加えた価格であり、直近1ヶ月間の終値単純平均値657円(小数点以下を四捨五入。以下、本(イ)において終値単純平均値の計算において同じ。)に対して23.59%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して、28.68%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムを加えた価格であり、このうち、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日における当社株式の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率を取り上げると、他の類似事案におけるプレミアム水準に照らして、必ずしも高い水準であるとは言いがたいものの、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは概ね30%程度であることから、本公開買付け価格は相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

以上より、当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本公開買付け価格に適切に反映されていると評価して差し支えないと考えられる。

(ウ) 交渉による本公開買付け価格の引上げ及び交渉過程の公正性

<中略>

上記(b)のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付け価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、当社担当者と公開買付者又はスパークスとの間の真摯な交渉を経て決定されたものと評価できると考えられる。

(エ) その他の取引条件

上記(b)(キ)のとおり、本株式併合で本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。)に対して交付される金銭の額は、本公開買付け価格に当該株主が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されており、相当と評価できる。

また、本自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるいすゞ自動車について、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にいすゞ自動車が本公開買付け価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額となる金額を基準として設定されている。この点、本特別委員会は、いすゞ自動車が本自己株式取得により、少数株主が受領する対価を上回る経済的利益を得るものではないという意味において本自己株式取得価格は妥当な価格と評価できると考える。なお、本自己株式取得資金を公開買付者が当社に対して提供することは、実質的には公開買付者からいすゞ自動車への資金移動であるが、本自己株式取得価格を前提とする限り、また、少数株主をスクイーズアウトした後の企業間取引であることから、本特別委員会から特に付言することはない。

(オ) 小括

以上のとおり、(I) 当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本公開買付け価格が適切に反映されていること、(II) 当社は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、公開買付者又はスパークスとの真摯な交渉を行い、その結果本公開買付け価格の引上げを実現したこと、並びに(III) (i) 本株式併合において株主に交付される金銭の額が相当であること、及び(ii) 本自己株式取得について特に指摘すべき点がないことを踏まえると、結論として本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

(d) 諮問事項(iv) 当社の取締役会が本取引の実施を決定することが少数株主に不利益なものではないか否か

<中略>

本公開買付けではいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定はなされていない。これは、いすゞ自動車の当社株式所有割合が 43.19% (2023 年 3 月末日時点) であることから、本公開買付けにおけるかかる下限設定が公開買付の成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があることと当社が考えたことによるとのことである。この点、(i) 当社は、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、上記 (b) 記載の各手段を採用しており、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると評価し得ること、(ii) 上記 (c) のとおり、最終の本公開買付価格が妥当な水準にあると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定をしないことが不合理とはいえない。

結論として、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(変更後)

(ii) 意見の理由及び検討内容について

(b) 諮問事項 (iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性

(イ) 当社担当者による協議、検討及び交渉に対する本特別委員会の評価

<中略>

・以上の経過により、本買付価格変更前の本公開買付価格を最終提案に係る価格である 812 円とするとの結論に至った。かかる結論に至るまでの当社担当者による公開買付者及びスパークスとの協議、検討及び交渉について指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、公開買付者から本取引に関する提案書を受領してから、本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するまでの間に、当社は、本取引の検討を終了し、その後、検討が再開されているが、本特別委員会はこれは、もっぱらスパークス側の事情で当初の想定スケジュールとおりに本買付価格変更前の本公開買付価格の提案がなされなかったことが原因と理解しており、当社が殊更に手続を遅延させた事情は関知していない。

(ウ) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に価値算定を依頼した。みずほ証券は、当社の事業の現状を反映した最新の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、市場株価基準法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社株式の 1 株当たりの株式価値の分析を行った。その結果は、当社株式価値算定書にまとめられている。当社は、みずほ証券から本買付価格変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していない。

当社株式価値算定書の作成過程、提出に至るまでの当社担当者によるみずほ証券との協議及び検討、みずほ証券の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

<中略>

(c) 諮問事項 (ii) 本取引の取引条件の妥当性

(ア) 当社株式価値算定書との整合性

当社株式価値算定書によれば、当社株式1株当たりの株式価値は、市場株価基準法（算定基準日：2023年11月9日）で593円～685円、類似会社比較法で217円～565円、DCF法で556円～839円とされている。本買付価格変更前の本公開買付価格である812円は、上記算定方式のうち最も高いレンジを示しているDCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%に収まっている（第3四分位数を超過している）こと、及び類似会社比較法に基づく株式価値の上限よりも相当高い価格であることが確認できる。

<中略>

(イ) 本公開買付価格のプレミアム

本買付価格変更前の本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券の当社株式の株式価値の算定結果において最も高いレンジを示しているDCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%にあり、かつ、上記（ア）のとおり、当該算定結果と整合している。

また、本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して、18.54%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本（イ）において株価に対するプレミアムの数値について同じ。）を加えた価格であり、直近1ヶ月間の終値単純平均値657円（小数点以下を四捨五入。以下、本（イ）において終値単純平均値の計算において同じ。）に対して23.59%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して、28.68%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムを加えた価格であり、このうち、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日における当社株式の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率を取り上げると、他の類似事案におけるプレミアム水準に照らして、必ずしも高い水準であるとは言いがたいものの、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは概ね30%程度であることから、本買付価格変更前の本公開買付価格は相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

以上より、当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本買付価格変更前の本公開買付価格に適切に反映されていると評価して差し支えないと考えられる。

(ウ) 交渉による本公開買付価格の引上げ及び交渉過程の手続の公正性

<中略>

上記（b）のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本買付価格変更前の本公開買付価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、当社担当者と公開買付者又はスパークスとの間の真摯な交渉を経て決定されたものと評価できると考えられる。

(エ) その他の取引条件

上記（b）（キ）のとおり、本株式併合で本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。）に対して交付される金銭の額は、本買付価格変更前の本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されており、相当と評価できる。

また、本買付価格変更前の本自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるいすゞ自動車について、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にいすゞ自動車が本買付価格変更

前の本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額となる金額を基準として設定されている。この点、本特別委員会は、いすゞ自動車¹が本自己株式取得により、少数株主が受領する対価を上回る経済的利益を得るものではないという意味において本自己株式取得価格は妥当な価格と評価できると考える。なお、本自己株式取得資金を公開買付者が当社に対して提供することは、実質的には公開買付者からいすゞ自動車への資金移動であるが、本自己株式取得価格を前提とする限り、また、少数株主をスクイーズアウトした後の企業間取引であることから、本特別委員会から特に付言することはない。

(オ) 小括

以上のとおり、(I) 当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本買付価格変更前の本公開買付価格に適切に反映されていること、(II) 当社は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、公開買付者又はスパークスとの真摯な交渉を行い、その結果本公開買付価格の引上げを実現したこと、並びに(III) (i) 本株式併合において株主に交付される金銭の額が相当であること、及び(ii) 本自己株式取得について特に指摘すべき点がないことを踏まえると、結論として本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

(d) 諮問事項(iv) 当社の取締役会が本取引の実施を決定することが少数株主に不利益なものではないか否か

<中略>

本公開買付けではいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定はなされていない。これは、いすゞ自動車の当社株式所有割合が43.19%(2023年3月末日時点)であることから、本公開買付けにおけるかかる下限設定が公開買付の成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があることと当社が考えたことによるとのことである。この点、(i) 当社は、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、上記(b)記載の各手段を採用しており、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると評価し得ること、(ii) 上記(c)のとおり、本買付価格変更前の最終の本公開買付価格が妥当な水準にあると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定をしないことが不合理とはいえない。

結論として、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

その後、当社は、本公開買付けの開始以降、当社株式の市場株価が本買付価格変更前の本公開買付価格を上回って推移しており、公開買付者から本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされる場合を想定し、本特別委員会に対して、公開買付者から本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされた場合でも、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かにつき諮問を行う予定である旨を伝えたところ、本特別委員会は、2023年12月14日及び同月21日に特別委員会を開催し、本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされた場合を想定した検討を実施いたしました。その後、公開買付者が、2023年12月25日に当社に対して本買付価格変更を行う旨の意向を示し、本買付価格変更の提案をしたことを受け、当社は、本特別委員会に対して、本買付価格変更を前提とした場合でも、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かにつき正式に諮問を行ったところ、本特別委員会は、同日、特別委員会を開催して検討を行い、委員全員の一致により、本買付価格変更を踏まえても、本答申書の内容に関して特段の変更の必要はない旨の意見に至り、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書(以下「2023年12月25日付答申書」といいます。)を提出しております。

(i) 諮問事項に対する本特別委員会の答申（結論）

本買付価格変更を前提としても、本取引の実施の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではない。

(ii) 意見の理由及び検討内容について

本答申書に記載のとおり、本取引の目的の正当性・合理性及び本取引に係る交渉過程の公正性が認められるが、本答申書の提出以降、今般の2023年12月25日付答申書提出までの間に、これらの点に反する事情は特段生じていない。

また、(i)本答申書の提出以降、当社が作成した当社の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更はない他、当社の株式価値の変更を生じさせる事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となることを踏まえると、引き続き、本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

上記の他、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(変更前)

当社取締役会は、T&K法律事務所から受けた法的助言及びみずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びにみずほ証券から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は本日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

また、上記取締役会において、出席した監査役（監査役4名中、出席監査役4名（うち社外監査役2名））のうち浅原健一氏以外の監査役はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役である瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏は、いずれも自動車の出身者であることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当該取締役会に出席したものの、審議及び決議には参加していません。また、当社の監査役である浅原健一氏は、いずれも自動車の執行役員としての地位を有しているため、本取引における利益相反の問題による影響を受ける可能性を排除する観点から、当該取締役会の審議には一切参加しておらず、当該取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えております。また、本日現在、当社の監査役である浅原健一氏以外には当社といずれも自動車を兼務する役員はおらず、当社といずれも自動車を兼務する役員は当社の立場においてスパークスとの協議及び交渉に参加していません。

(変更後)

当社取締役会は、T&K法律事務所から受けた法的助言及びみずほ証券から受けた財務的見地からの

助言並びにみずほ証券から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は2023年11月10日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、公開買付者より、本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、本特別委員会の2023年12月25日付答申書を踏まえ、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2023年12月25日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、当社プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

また、上記各取締役会において、出席した監査役（監査役4名中、2023年11月10日開催の取締役会では出席監査役4名（うち社外監査役2名）、2023年12月25日開催の取締役会では出席監査役3名（うち社外監査役1名））のうち浅原健一氏以外の監査役はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役である瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏は、いすゞ自動車の出身者であることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、上記各取締役会に出席したものの、審議及び決議には参加していません。また、当社の監査役である浅原健一氏は、いすゞ自動車の執行役員としての地位を有しているため、本取引における利益相反の問題による影響を受ける可能性を排除する観点から、上記各取締役会の審議には一切参加しておらず、上記各取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えております。また、2023年11月10日時点及び同年12月25日時点において、当社の監査役である浅原健一氏以外には当社といすゞ自動車を兼務する役員はおらず、当社といすゞ自動車を兼務する役員は当社の立場においてスパークスとの協議及び交渉に参加していません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することも企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業若しくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更若しくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付者は、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(変更後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、40 営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することも企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業若しくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更若しくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付者は、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

4. 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

(2) 本三者間契約書

(変更前)

公開買付者は、当社及びいすゞ自動車との間で本日付で、本三者間契約書を締結し、(i) 本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、(ii) 本スクイーズアウト手続が完了した日以降に、当社が、当社自己株式取得の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、(iii) いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び公開買付者が本資金提供を行うこと又は当社をして当社自己株式取得に必要な資金を調達させること、並びに (iv) いすゞ自動車が当社自己株式取得後に本再出資を行うことを合意しております。

また、本三者間契約書においては、公開買付者、いすゞ自動車及び当社の表明保証事項、公開買付者、いすゞ自動車及び当社が本三者間契約書に基づく自らの義務の不履行又は表明保証事項に違反した場合の補償義務(但し、公開買付者及びいすゞ自動車の間におけるものを除きます。)、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等を合意しております。

(変更後)

公開買付者は、当社及びいすゞ自動車との間で2023年11月10日付で、本三者間契約書を締結し、(i) 本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、(ii) 本スクイーズアウト手続が完了した日以降に、当社が、当社自己株式取得の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、(iii) いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び公開買付者が本資金提供を行うこと又は当社をして当社自己株式取得に必要な資金を調達させること、並びに (iv) いすゞ自動車が当社自己株式取得後に本再出資を行うことを合意しております。

また、本三者間契約書においては、公開買付者、いすゞ自動車及び当社の表明保証事項、公開買付者、いすゞ自動車及び当社が本三者間契約書に基づく自らの義務の不履行又は表明保証事項に違反した場合の補償義務(但し、公開買付者及びいすゞ自動車の間におけるものを除きます。)、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等を合意しております。

さらに、その後、公開買付者は、本買付価格変更に伴い、当社及びいすゞ自動車との間で2023年12月25日付で、本買付価格変更に伴う本自己株式取得価格の変更について合意することを内容とする本変更合意書を締結しております。



各 位

2024年 2 月 5 日

会社名 株式会社 IJTT
代表者 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(東証 スタンダード市場 コード番号7315)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
(TEL 045 - 777 - 5560)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、2024年3月6日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年3月6日から2024年3月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年3月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

1. 開催日時

2024年3月6日（水曜日）10時

2. 開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル宴会棟2階「芙蓉」

3. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

II. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

2023年11月10日付で当社が公表しました「ARTS-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、ARTS-1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（但し、当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ自動車」といいます。）が所有する当社株式（所有株式数：20,261,828株、所有割合（注1）：43.19%、以下「本不応募株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式（以下「本自己株式」といいます。）を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、2023年11月13日より実施いたしました。

(注1)「所有割合」とは、当社が2023年11月10日付けで公表した「2024年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数(49,154,282株)から、本自己株式数(2,240,945株)を控除した株式数(46,913,337株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

その後、2023年12月25日付「(変更)「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」(以下「本意見表明変更プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に考慮し、当社の株主の皆様、本意見表明プレスリリースに記載した買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立の確度を高めるため、同日、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を812円から850円に変更すること(以下「本買付価格変更」といいます。)、及び法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2023年12月25日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年1月15日まで延長することを決定しております。

そして、当社が2024年1月16日付けで公表いたしました「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は2023年11月13日から2024年1月15日まで本公開買付けを行い、その結果、2024年1月23日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式12,013,491株(所有割合:25.61%)を保有するに至りました。

本公開買付け並びに当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとするための株式併合を含む本取引の目的及び経緯の詳細について、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしました。以下に改めてご説明申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者が公表した情報及び公開買付者から受けた説明に基づいております。

本意見表明プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、スパークス・グループ株式会社(以下「スパークス」といい、関係会社及びその他の関連事業体と併せて、以下「スパークスグループ」と総称します。)が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合(以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。)が発行済株式の全てを所有する2023年4月10日に設立された株式会社とのことであり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している当社株式を取得、所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。

本取引は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしていたところでは、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に当社が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を通じて、当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすること、③本公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として当社によって実施される自己株式取得(以下「当社自己株式取得」といいます。)を実行するための資金を確保することを目的として、公開買付者が当社に対して、当社自己株式取得に係る対価に充てる資金を提供すること、④いすゞ自動車が、本不応募株式を、当社自己株式取得によって売却すること、並びに、⑤当社自己株式取得後に実施される、公開買付者に対するいすゞ自動車からの出資(以下「本再出資」といいます。)にて構成され、公開買付者は、最終的に、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が株主となった公開買付者による当社の完全子会社化を企図しているとのことでした。また、公開買付者は、本取引の完了後に、当社との間で吸収合併を実施することを予定しているとのことです(以下「本合併」といいます。なお、本日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と当社のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、今後検討を行い、当社と協議の上で決定する予定です。)

その後、当社の株主(公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。)の保有する当社株式の株式数の合計が公開買付者の保有する当社株式の株式数を上回る状況等を踏まえ、公開買付者は、本取

引の目的を達成するために、上記②に関して、本株式併合後に予定されている会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条に定める端数処理手続完了後の当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすることの確度を高めるため、本株式併合を通じて、当社の株主をいすゞ自動車のみとした上で、会社法第235条その他の関係法令に定める手続に従い、本株式併合をすることにより生じる株式の数に1株に満たない端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を、本端数合計株式の公開買付者への任意売却許可の申立てについて、裁判所の許可が得られたことを条件に、公開買付者に売却することによって、当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとすること（以下「本スキーム変更」といいます。）を企図しているとのことです。当社は、2024年2月5日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、本株式併合を通じて当社の株主をいすゞ自動車のみとすること、その後、いすゞ自動車及び公開買付者は当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとするために必要な措置を実施すべく最大限努力することを内容とする三者間契約書変更合意書を締結しています。

本端数合計株式の売却価格については、本意見表明プレスリリース及び本意見表明変更プレスリリースにてお知らせしたのと同様、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様（公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除きます。）に交付される金銭の額が、買付価格変更後の本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

裁判所の許可に基づく本端数合計株式の公開買付者への売却によって、当社の株主がいすゞ自動車及び公開買付者のみとなった後、当社は、いすゞ自動車が保有する当社株式の全てを取得する当社自己株式取得を実施すること予定しております。なお、公開買付者によれば、当該当社自己株式取得の効力発生の後、いすゞ自動車は公開買付者に対する出資を行い、最終的に、日本モノづくり未来ファンド及びいすゞ自動車が株主となった公開買付者による当社の完全子会社化を企図しているとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2023年11月10日付で、いすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないことを含む、本取引に関する事項について定めた二者間契約書（以下「本二者間契約書」といいます。）を締結しているとのことです。また、当社は、2023年11月10日付で、公開買付者及びいすゞ自動車との間で、①本公開買付けが成立したことを条件に、当社が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びいすゞ自動車は当該議案に賛成の議決権を行使すること、及び、②いすゞ自動車が、当社自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを当社に売り渡すこと、及び当社自己株式取得後に本再出資を行うことを含む、本取引に係る諸条件について定めた三者間契約書を締結しており、その後、本買付価格変更に伴い、2023年12月25日付で、本買付価格変更に伴う当社自己株式取得における自己株式取得の対価（以下「当社自己株式取得価格」といいます。）の変更について合意することを内容とする三者間契約変更合意書を締結しております。さらに、その後、2024年2月5日付で、本株式併合を通じて当社の株主をいすゞ自動車のみとすること、その後、いすゞ自動車及び公開買付者は当社の株主をいすゞ自動車及び公開買付者のみとするために必要な措置を実施すべく最大限努力すること等を内容とする三者間契約変更合意書を締結しております。

本意見表明プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、2022年2月10日に、スパークスからいすゞ自動車に対して、本取引の実施による、当社株式の非公開化の意義に関する初期的な提案を行ったとのことであり、その後、いすゞ自動車内での検討が進められたとのことです。当社においては、いすゞ自動車から当該初期的提案についての情報共有を受け、2022年7月中旬以降、同提案に対する当社の対応方針を継続検討して参りました。そして、2022年8月22日にいすゞ自動車も同席の下で、スパークスから当社に対して直接、非公開化に係る初期的な提案が実施されました。これを受け、当社は、スパークスとの協働の可能性をより具体的に検討するため、2022年9月21日に、スパークス及びいすゞ自動車との間で機密保持契約を締結しました。その後、2022年11月10日に、スパーク

スから当社及びいすゞ自動車に対して、当社の経営計画の内容等をもとに、2022年8月22日に実施した提案をさらに具体化した内容の再提案がされました。

そして、2022年12月28日に、当社、いすゞ自動車及びスパークス間にて協議を行い、スパークスグループによる本取引後の経営方針等について説明を受け、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、当社からスパークスに対して、当社としても本取引の実施の可能性につき、検討する旨を回答しました。これを受け、スパークスは、2023年1月31日付で、当社に対して、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書（以下「本初期的提案書」といいます。）を提出いたしました。本初期的提案書においては、本買付価格変更前の本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的提案書の内容を精査し、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023年1月31日より、本取引の検討を開始しました。

その後、当社は、2023年2月10日に開催された定例取締役会において、(a) 公開買付者との取引条件の協議や各種手続等について助言を受けること及び当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をスパークスグループ、公開買付者、当社及びいすゞ自動車（以下「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして（注2）、(b) 本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、T&K法律事務所を公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任するとともに（注3）、(c) 本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、特別委員会（以下「旧特別委員会」といいます。）を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。旧特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

(注2) みずほ証券は公開買付関連当事者の関連当事者には該当していません。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は公開買付者に対して買付融資等を行うことを予定している他、日本モノづくり未来ファンドの有限責任組員及び当社の株主たる地位を有しており、また、当社、いすゞ自動車及びスパークスに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しております。みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、いすゞ自動車に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しております。もっとも、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の株主並びにみずほ銀行及びみずほ信託銀行の貸付人としての地位とは独立した立場で当社の株式価値算定を行っているとのことです。当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に加え、みずほ証券と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること等を鑑み、本取引におけるフィナンシャル・アドバイザーとして職務を行うにあたり十分な独立性が確保されており、当社がみずほ証券に対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し、特段の問題はないと判断しております。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(注3) 本取引に係るアドバイザーを正式に選任するにあたっては一定の費用が発生することから、当社は、スパークスから本初期的提案書の提出を受けたことをもって、2023年2月10日に開催された当社の定例取締役会においてフィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてT&K法律事務所を選任することを決議いたしました。2022年7月中旬にスパークスからの初期的な提案に対する当社の対応方針の検討を開始して以降、本取引に係るアドバイザーが正式に選任されるまでの間も、みずほ証券及びT&K法律事務所に対して、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

スパークスは、2023年2月上旬から2023年4月下旬までの間、本取引の実現可能性の精査のため、当社に対するデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）や当社の経営陣との面談等を実施していたところ、当社は、みずほ証券及びT&K法律事務所の助言を受けながら、本デュー・ディリジェンスにおける質問事項に対する回答等の対応を行いながら、上記の期間、スパークス及びいすゞ自動車と本取引の実施及び取引ストラクチャーの詳細を含めた取引条件について協議・交渉を重ねるとともに、旧特別委員会における検討を行ってまいりました。そして、2023年4月7日、スパークスから、本デュー・ディリジェンス、当社の事業計画及び市場株価を踏まえ、当社株式の株式価値総額を約263億円とし、具体的な本買付価格変更前の本公開買付価格及び当社自己株式取得価格については当社及びいすゞ自動車から提供された資料等に基づき、別途提示する旨を提案されました。また、本公開買付けの開始は2023年5月中旬の予定とする旨も併せて提案されました。当該提案を受けて2023年4月10日に開催された旧特別委員会において、スパークスからの提案内容を検討した結果、旧特別委員会としては、株式価値総額での提示ではなく、本買付価格変更前の本公開買付価格と当社自己株式取得価格が区別された上で、本買付価格変更前の本公開買付価格そのものの提案（以下「本公開買付価格提案」といいます。）を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨の意見が示されたため、当社からスパークスに対し、旧特別委員会の当該意見を踏まえ、本公開買付価格提案を要請する旨の連絡をいたしました。これに対し、スパークスは、本公開買付価格提案にあたっては、さらなる検討期間を確保する必要があると考えたとのことです。そして、2023年4月下旬、当社及びいすゞ自動車は、スパークスより、当初2023年5月中旬に予定していた本公開買付けの開始を2023年8月に予定されている当社の四半期決算公表時に延期することについての伝達を受け、これに同意する旨の連絡をいたしました。

その後も、スパークスにおいて取引ストラクチャーを含む取引条件について検討を進めていたとのことですが、スパークスから当社に対して、延期後の想定スケジュールどおりに本公開買付価格提案がなされず、本取引の検討が延期後の想定より長期化していました。当社としては、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られる可能性があると考えられたため、本取引を前向きに検討する意向がありました。一方で、スパークスから本公開買付価格提案がなされないまま本取引の検討が長期化していたことに伴い、当社の情報管理の観点から、さらに本取引の検討を延長することは難しかったため、本取引の検討を終了せざるを得ないと判断し、当社は、2023年8月9日に開催された定例取締役会において本取引の検討を終了する旨を決定し、2023年8月10日、スパークスに対し、本取引の検討を終了した旨の連絡をいたしました。

その後、当社は、2023年8月21日にスパークスから取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を受け、検討の再開を依頼されました。これを受け、当社は、本取引の検討再開を行うためには、少なくとも、スパークスが当社株式の取得について関心を有している旨の初期的な提案書の再提出を受け、改めて当社の検討体制を整備する必要があるという考えの下、2023年9月5日、スパークスに対し、かかる初期的な提案書の再提出を要請いたしました。その後、2023年9月14日、スパークスから、初期的な提案書（以下「本初期的再提案書」といいます。）を再度受領いたしました。本初期的再提案書においては、本買付価格変更前の本公開買付価格に関する提案はされず、取引条件については追って提示するとの説明がされておりましたが、当社は、本初期的再提案書の内容を精査し、スパークスが提案する本取引のスキームに相応の合理性と実現可能性がある

と判断し、また、上記のとおり、今後、当社の成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を遂行する上で、スパークスグループのネットワークを活用することが有益である可能性があったことから、2023年9月28日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開を決定するとともに、(a) 公開買付者との取引条件の協議や各種手続等について助言を受けること及び当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、みずほ証券を公開買付関連当事者から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして、(b) 本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、T&K法律事務所を公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして選任し(注4)、また、(c) 本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、本特別委員会(下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に定義します。以下同じです。)を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

(注4) 本取引に係るアドバイザーを正式に選任するにあたっては一定の費用が発生することから、当社は、スパークスから本初期的再提案書の提出を受けたことをもって、2023年9月28日に開催された定例取締役会においてフィナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとして T&K 法律事務所を選任することを決議いたしました。2023年8月9日に開催された定例取締役会において本取引の検討を終了する旨の決定がされて以降も、2023年8月21日にスパークスから取引のストラクチャー及びスケジュールについての検討状況の共有を受け、検討の再開を依頼されたことを受け、2023年9月28日までの間、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

その後、当社は、スパークスに対し、2023年9月28日、本取引の再検討を行う旨の連絡をし、スパークス及びいすゞ自動車との協議・交渉を重ねておりましたところ、2023年10月16日、スパークスより、本買付価格変更前の本公開買付価格を730円とする初回の提案を受けました。初回の提案価格は提案の前営業日である2023年10月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値669円に対して9.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値666円に対して9.61%、直近3ヶ月間の終値単純平均値615円に対して18.70%、直近6ヶ月間の終値単純平均値577円に対して26.52%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるということです。なお、2023年10月16日、スパークスは、本買付価格変更前の本公開買付価格の最大化の観点から、当社の借入余力について検討し、今後の設備投資計画及び資金調達も鑑み、当社の借入余力が最大限に活用される、融資を活用した本取引の取引ストラクチャーが最良であると判断したということです。スパークスは、当該ストラクチャーを採用することで投資ファンドとしてのスパークスの投資リターンに対する責任を確保しつつ、本買付価格変更前の本公開買付価格の最大化に繋げることが可能となると考えているということです。その後、初回の提案について、2023年10月20日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券による、2023年10月20日時点における、当社株式価値の試算結果や、類似事例におけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十分な価格に至っていないとして、公開買付価格の再提案の要請をいたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったということです。2023年10月20日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を760円とする2回目の提案を実施いたしました。2回目の提案価格は提案の前営業日である2023年10月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値638円に対して19.12%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値663円に対して14.63%、直近3ヶ月間の終値単純平均値618円に対して22.98%、直近6ヶ月間の終値単純平均値580円に対して31.03%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるということです。2回目の提案について、2023年10月25日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023年10月25日時点における、当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するディスカунティッド・キャッシュ・フロー

法（以下「DCF 法」といいます。）のレンジの相当程度上方の価格とする必要性、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準である 30%~40%を超える水準を確保する必要性及び可能な限り当社の少数株主の利益に配慮する必要性があるとして、公開買付価格の再提案を要請いたしました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023 年 10 月 27 日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を 785 円とする 3 回目の提案を実施いたしました。3 回目の提案価格は提案の前営業日である 2023 年 10 月 26 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 622 円に対して 26.21%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 653 円に対して 20.21%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 620 円に対して 26.61%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 584 円に対して 34.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。3 回目の提案について、2023 年 10 月 31 日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、みずほ証券が実施した、2023 年 10 月 31 日時点における当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視する DCF 法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性、提案の前営業日、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値の全ての期間において、それぞれの参照期間に対して 30%程度のプレミアム水準を確保し、本取引に類似する他社事例におけるプレミアム水準に比して遜色ない水準とする必要性があるとして、公開買付価格として 835 円とすべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023 年 11 月 2 日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を 805 円とする 4 回目の提案を実施いたしました。4 回目の提案価格は提案の前営業日である 2023 年 11 月 1 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 679 円に対して 18.56%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 649 円に対して 24.04%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 623 円に対して 29.21%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 588 円に対して 36.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。4 回目の提案について、2023 年 11 月 6 日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として 825 円以上とすべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023 年 11 月 7 日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を 808 円とする 5 回目の提案を実施いたしました。5 回目の提案価格は提案の前営業日である 2023 年 11 月 6 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 691 円に対して 16.93%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 653 円に対して 23.74%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 627 円に対して 28.87%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 590 円に対して 36.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。5 回目の提案について、2023 年 11 月 8 日、当社及び本特別委員会は、スパークスに対し、本特別委員会における協議を踏まえ、少数株主の利益へのさらなる配慮の観点、当該時点の株式市場全体及び当社株価推移の状況も鑑み、公開買付価格として 815 円以上とすべきという要請を行いました。当社からのかかる要請を受け、スパークスは本買付価格変更前の本公開買付価格の引き上げについて検討を行ったとのことであり、2023 年 11 月 8 日、当社に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を 812 円とする 6 回目の提案を実施いたしました。6 回目の提案価格は提案の前営業日である 2023 年 11 月 7 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 693 円に対して 17.17%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 655 円に対して 23.97%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 629 円に対して 29.09%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 591 円に対して 37.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

これらの協議・交渉の結果、2023 年 11 月 8 日、当社が 6 回目の提案を受諾したことを受けて、2023 年 11 月 10 日付で、公開買付者はいすゞ自動車との間で本二者間契約書を締結し、本買付価格変更前の本公開買付価格を 812 円、本買付価格変更前の当社自己株式取得価格を 677 円とすることで合意に至ったとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、当社や当社のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーから都度報告を受け、本公開買付けの条件について意見を述べることにより交渉過程に実質的に関与しました。また、スパークスから提示された本買付価格変更前の本公

開買付価格の確認及び当該価格に対する意見の申述等を行った他、当社が作成した当社の2024年3月期から2028年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容及び作成経緯等について確認を行い、その合理性について確認しました。また、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券は、スパークスとの交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、スパークスから提案・要請に対する回答を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行いました。

当社は、このような協議・検討の過程において、みずほ証券に対し、当社株式の価値算定を依頼し、2023年11月9日付でみずほ証券から株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しました。当社株式価値算定書の詳細は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。また、当社は、T&K法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2023年11月9日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

以上の経緯の下で、当社は、2023年11月10日開催の当社取締役会において、T&K法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本買付価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、今後、成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を慎重に検討した結果、本公開買付けを含む本取引により、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られるものと判断しました。特に、鋳鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、産業機械・産業用ロボット等向け鋳造品の環境配慮型新工場の建設をはじめ多くの関連領域でのあらたな知見の獲得の支援をスパークスから得られると判断しました。当社といたしましては、上記を背景に産業機械・産業用ロボット等向けの鋳造事業を成長戦略の柱として注力して参ります。当社は、以上の点を踏まえ、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。さらに、本取引に伴い、親会社であるいすゞ自動車当社自己株式取得の実施後一時的に当社の直接の株主でなくなることが予定されておりますが、当社としては、いすゞ自動車は、本再出資により、当社の完全親会社となる予定の公開買付者の普通株式を保有することを通じて実質的に当社の株主として残存し、公開買付者及び当社が本合併を行うことで当社の株式を直接に保有することになる想定であることを踏まえ、資本関係を含むいすゞ自動車との従前の取引関係を維持しつつ、いすゞ自動車の連結子会社ではなく、他の自動車製造事業者向けにも開けた会社となることによる当社の企業価値の向上がいすゞ自動車の利益にも繋がることから、本取引後においても、いすゞ自動車から当社の経営に対する協力・協働を期待することができると考えており、いすゞ自動車が一時的に当社の直接の株主でなくなることが当社の企業価値向上にとってデメリットになるものではないと考えております。

また、本買付価格変更前の本公開買付価格（812円）は、(a) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、(b) 本買付価格変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表

日である2023年11月10日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(c) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記措置がとられた上で、スパークスと当社との間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本買付価格変更前の本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本買付価格変更前の本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額(1,767円)を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます(具体的には当社の貸借対照表(2023年9月30日現在)上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等(総資産152,966百万円の内、26.9%相当)に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。)。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました(その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率(PBR)が0.41倍であったところ、本買付価格変更前の本公開買付価格に基づく株価純資産倍率(PBR)は0.46倍となっております。)、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2023年11月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、2023年12月25日に公開買付者より本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受け、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。そして、当社は、公開買付者が本買付価格変更を決定したことを受けて、本買付価格変更及び本特別委員会の同日付の答申書(以下「2023年12月25日付答申書」といいます。)を踏まえ、2023年12月25日開催の取締役会において、(i)本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となること等から、本買付価格変更後の本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至ったことから、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、本意見表明プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

本買付価格変更後の本公開買付価格(850円)は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して24.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値657円に対して29.38%、直近3か月間の終値単純平均値631円に対して34.71%、直近6か月間の終値単純平均値593円に対して43.34%のプレミアムをそ

れぞれ加えた価格であり、また、公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値841円に対して1.07%、更に、本公開買付けの公表日である2023年11月10日から公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日までの間の終値単純平均値828円に対して2.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

なお、本買付価格変更後の当社自己株式取得価格は、当社株式1株当たり704円となる予定とのことです。

その後、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本不応募株式及び本自己株式を除きます。）を取得することができず、2024年2月1日に、当社に対して本スキーム変更に係る提案をしたことを踏まえ、当社は、本特別委員会において本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないとの見解であることの確認が得られたことから、本取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をいすゞ自動車のみとするために、下記「2. 株式併合の要旨」に記載のとおり、本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本株式併合により、いすゞ自動車以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	2024年1月9日（火）
本臨時株主総会基準日	2024年1月24日（水）
取締役会決議日	2024年2月5日（月）
本臨時株主総会開催日	2024年3月6日（水）（予定）
整理銘柄指定日	2024年3月6日（水）（予定）
当社株式の売買最終日	2024年3月22日（金）（予定）
当社株式の上場廃止日	2024年3月25日（月）（予定）
株式併合の効力発生日	2024年3月27日（水）（予定）

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式について、20,261,828株を1株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
46,912,433株
(注) 当社は、本取締役会において、2024年3月26日付で自己株式2,241,848株（2024年1月30日時点で当社が保有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
46,912,434株
(注) 当社は、本取締役会において、2024年3月26日付で自己株式2,241,848株（2024年1月30日時点で当社が保有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2024年3月26

日付で消却を行う予定の自己株式（2,241,848株）を控除した株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
1株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
4株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、いすゞ自動車以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、本買付価格変更後の本公開買付価格と同額である850円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

また、当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、本公開買付へ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をし、さらに本買付価格変更及び本特別委員会の意見を踏まえ、2023年12月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議した後、2024年2月5日に至るまでに、本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないことを確認しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないよう留意した事項
当社及び公開買付者は、公開買付者と当社の支配株主（親会社）であるいすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを含む本二者間契約書が締結されていること、及び、当社において本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施すること等が想定されていること等から、いすゞ自動車と当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の措置を講じております。
- ② 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

- i. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法
- A) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」をご参照ください。
- B) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
ARTS-1株式会社
- C) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、みずほ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、みずほ銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却に係る代金の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後、端数相当株式の売却に係る代金の支払いに支障を及ぼす事象の発生は見込まれていないとのことです。したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。
- D) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み
当社は、2024年4月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年4月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2024年6月下旬を目途に、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。
当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却によって得られた代金の株主への交付が行われるものと判断しております。
なお、当該代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。
- ii. 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項
端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2024年3月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本買付価格変更後の本公開買付価格と同額である850円を乗じた金額となる予定です。また、本買付価格変更前の本公開買付価格(812円)は、(a) 下記「3. 株式

併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値算定結果において、市場株価基準法に基づく算定結果の下限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、(b) 本買付価格変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日である2023年11月10日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して18.54%のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値657円に対して23.59%、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して28.68%、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去に行われた完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(c) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記措置がとられた上で、スパークスと当社との間で、協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」とおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本買付価格変更前の本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、本買付価格変更前の本公開買付価格は、当社の2023年9月30日現在の簿価純資産から算出した1株当たり簿価純資産額(1,767円)を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相応な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれます(具体的には当社の貸借対照表(2023年9月30日現在)上、建物及び構築物15,194百万円、機械装置及び運搬具26,025百万円等(総資産152,966百万円の内、26.9%相当)に相当程度の毀損が見込まれます。なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。)。また、上記のとおり、当社は少数株主の利益に最大限配慮する観点より交渉を行いました(その結果、当初の提案価格730円に基づく株価純資産倍率(PBR)が0.41倍であったところ、本買付価格変更前の本公開買付価格に基づく株価純資産倍率(PBR)は0.46倍となっております。)、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の価値算定において重視することは合理的でないと考えております。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2023年11月10日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、2023年12月25日に公開買付者より本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受け、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。そして、当社は、公開買付者が本買付価格変更を決定したことを受けて、本買付価格変更及び本特別委員会の2023年12月25日付答申書を踏まえ、2023年12

月25日開催の取締役会において、(i)本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するにあたり前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がなく、その他当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となること等から、本買付価格変更後の本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断するに至ったことから、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、本意見表明プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。本買付価格変更後の本公開買付価格（850円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して24.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値657円に対して29.38%、直近3か月間の終値単純平均値631円に対して34.71%、直近6か月間の終値単純平均値593円に対して43.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、また、公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値841円に対して1.07%、更に、本公開買付けの公表日である2023年11月10日から公開買付者が本買付価格変更を決定した2023年12月25日の前営業日である2023年12月22日までの間の終値単純平均値828円に対して2.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

その後、本臨時株主総会の招集を決議した本取締役会の開催時点に至るまでに、本買付価格変更後の本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上の次第ですので、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

iii. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

A) 本公開買付けの成立

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2023年11月13日から2024年1月15日までの40営業日を公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、2024年1月23日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社株式12,013,491株（所有割合25.61%）を保有するに至っております。

B) 自己株式の消却

当社は、本取締役会において、2024年3月26日付で、2024年1月30日時点において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、当社が、2024年1月30日時点で保有する自己株式数は2,241,848株です。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主はいすゞ自動

車のみとなる予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2024年3月6日から2024年3月24日まで整理銘柄に指定された後、2024年3月25日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社は、本取引の実施が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて本特別委員会に諮問し、同委員会より本取引の実施は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書及び、本買付価格変更を前提としても、本取引の実施の決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする2023年12月25日付答申書の提出を受けております。更に、当社は、2024年2月2日、本特別委員会において、本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないとの見解であることの確認を得ております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社及び公開買付者は、公開買付者と当社の支配株主（親会社）であるいすゞ自動車との間で、いすゞ自動車が本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを含む本二者間契約書が締結されていること、及び、当社において本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施すること等が想定されていること等から、いすゞ自動車と当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、公開買付者及び当社は以下の措置を講じております。なお、公開買付者は、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社の親会社であるいすゞ自動車が当社株式20,261,828株(所有割合:43.19%)を所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると本公開買付けの成立が不安定なものとなり、かえって本公開買付けへの応募を希望する当社の少数株主の皆様の利益に資さない可能性があると考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しないことといたしました。もともと、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、公開買付者に関する記載は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、スパークスから提示された本買付価格変更前の本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本買付価格変更前の本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、2023年11月9日付で当社株式価値算定書を取得しております。

当社は、本公開買付けに係る買付条件等の変更に関する意見表明を検討するにあたり、当社株式価値算定書において前提とした本事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がないことから、新たに当社株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得していません。

なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していません。また、当社は、本「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引における公正性が十分に担保されていると判断したことから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

当社株式価値算定書の概要は以下のとおりです。

みずほ証券は、本公開買付けにおける当社株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値算定を行いました。みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価基準法、類似企業比較法及び DCF 法を採用して、当社株式の価値を算定しております。みずほ証券が上記各手法に基づき算定した当社株式の 1 株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法 593 円から 685 円

類似企業比較法 217 円から 565 円

DCF 法 556 円から 839 円

市場株価基準法では、2023 年 11 月 9 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の普通取引の基準日における終値 685 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 657 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 631 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 593 円をもとに、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 593 円から 685 円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似性があると判断される事業を営む上場企業の市場株価及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 217 円から 565 円までと算定しております。

DCF 法では、本事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として 2024 年 3 月期第二四半期以降に当社が将来創出されると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、第二四半期以降に一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 556 円から 839 円と算定しております。

なお、本事業計画については、本特別委員会が当社との間で質疑応答を行うとともに、本特別委員会がその内容や前提条件等の合理性を確認しました。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減効果を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していません。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社取締役会は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するために、2023 年 9 月 28 日に開催された当社定例取締役会決議により、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役であり、本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断される織田秀明氏、土屋市郎氏及び川本英利氏、並びに公開買付関連当事者から独立性を有し、本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断される鈴木健太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）及び松本久幸氏（公認会計士、株式会社 Stand by C）の 5 名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、互選により、本特別委員会の委員長として鈴木健太郎氏を選定しております。本特

別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額により又は時間単位の報酬を支払うものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用しておりません。

そして、当社は、同取締役会において、本特別委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(i) 本取引の目的の正当性・合理性(本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。以下同じです。)、(ii) 本取引の取引条件(本取引により当社の株主に交付される対価を含みます。以下同じです。)の妥当性、(iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。以下同じです。)、(iv) (i)乃至(iii)を踏まえ、本取引の実施(本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含みます。以下同じです。)が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否か(以下「本諮問事項」と総称します。)について諮問し、これらの点に対する本答申書を当社取締役会に提出することを囑託するとともに、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議しました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、(i) 本諮問事項についての判断及び検討に必要な情報を収集・受領する権限、(ii) 本特別委員会が必要と判断する場合には自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限、(iii) 本取引の取引条件等に関する当社による交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと、並びに、当社及び当社の一般株主の利益を図る観点から、本特別委員会が必要と認める場合に、当該交渉を直接行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与する権限(以下、「本権限」と総称します。)を付与することを決議しました。

本特別委員会は、2023年10月10日から2023年11月8日まで合計6回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行いました(注)。

(注) なお、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」のとおり、2023年8月9日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定しましたが、2023年2月10日に開催された定例取締役会において、本特別委員会と同様の委員から構成され、本権限を有する旧特別委員会を設置し、本諮問事項を諮問する旨を決議しており、旧特別委員会は、2023年2月10日から2023年7月12日まで合計8回開催され、当社及びスパークスの事業内容、本取引後の当社の経営方針、本事業計画の内容等について慎重に協議及び検討を行っており、本特別委員会は、旧特別委員会における検討状況を踏まえて、本諮問事項に関する協議及び検討を行っております。

具体的には、本特別委員会は、まず初回の本特別委員会において、当社が選任したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」のとおり、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と、みずほ銀行及びみずほ信託銀行との間で本取引に関する情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築しており、独立性及び専門性に問題がなく、リーガル・アドバイザーであるT&K法律事務所についても、独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ当社のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。その上で、本特別委員会は、当社から提出を受けた資料等の検討を行うとともに、当社から、当社の事業内容、業績及び財務状況、経営課題、本事業計画の策定過程及び内容、本取引の意義、目的及び背景、並びに本取引による当社事業への影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、スパークスから、本取引の検討・実施に至った経緯及び背景、本取引の目的及び意義、当社の完全子会社化が必要であるとする理由、本取引の実施により期待できる当社の企業価値の向上の内容、並びに本取引後に予定している経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社から、スパークスと当社との間における本取引に係る交渉の経緯及び内容等の状況につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本買付価格変更前の本公開買付価格につき、スパークスから812円という最終的な提案を受けるに至るまで、スパークスとの交渉過程に実質的に関与しております。

また、本特別委員会は、みずほ証券による当社株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について、当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである T&K 法律事務所から当社が得た、当社における本公開買付けを含む本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容についての法的助言についても説明を受け、検討しております。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2023年11月9日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(i) 本諮問事項に対する本特別委員会の答申（結論）

- (a) 本取引の目的には正当性・合理性が認められる（諮問事項（i）に対する意見）。
- (b) 本取引に係る交渉過程等の手續には公正性が認められる（諮問事項（iii）に対する意見）。
- (c) 本取引の取引条件の妥当性が認められる（諮問事項（ii）に対する意見）。
- (d) 本取引の実施が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる（諮問事項（iv）に対する意見）。

(ii) 意見の理由及び検討内容について

(a) 諮問事項（i）本取引の目的の正当性・合理性

(ア) 本取引の理由及び背景

当社が本取引を実施する理由及び背景の概要は以下のとおりである。

- ・当社は、2023年11月9日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、連結子会社4社、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成され、自動車、建設機械並びに産業車輛・機械業界等を需要先とした鍛造品、鋳造品及び機械加工・組立品の製造、販売を主な事業としている。
- ・当社グループを取り巻く経営環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少、段階的な経済・社会活動の回復が進んだものの、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクに加え、中国経済の減速、資源価格・原材料高騰や物流費等のコスト上昇の影響による経済下振れリスクや金融資本市場の動向に注視する必要があり、依然として予断を許さない状況が続いている。一方、自動車業界においては100年に1度の大変革と言われているCASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）の動きが加速している。足下の業績については、エネルギー・資材費用の高騰に加え、世界的な半導体不足に起因する得意先計画ボリュームの急激な変動、生産要員の確保に伴う労務費負担増により、十分な収益性を確保することが困難な状況である。これらの経営課題を解決するためには、機動的な資金調達、外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠と認識している。他方で、これらの施策を実施することにより、先行費用や大規模な設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、短期的には当社の利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性が考えられ、上場を維持したままで同様の施策を実施すれば、一時的に当社株式の価値に悪影響を及ぼすこと等も想定される。そのため、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施することは当社株主が負担するリスクが増大することも懸念されるため、相応の困難が伴うと考えている。
- ・以上を踏まえて、当社株主が短期的な悪影響を被ることなく当社株式を売却できる機会を提供するとともに、当社が短期的な業績にとらわれず中長期的な視点に立脚した成長

戦略を実現するためには、当社は、非公開化し経営の改革を進めていくことが最適と認識している。

- ・スパークスは、上記のような当社を取り巻く現在の事業環境を踏まえた検討の結果、素材加工一貫体制の強みを活かした既存製品の競争力の維持・向上、海外拠点を活用した商用車部品事業の海外展開に加え、産業機械・産業用ロボット向け鋳造品の拡販に向けた大規模先行投資を通じて競争優位性を確立し、鋳造事業ポートフォリオの再構築を行っていく必要があるとの認識に基づき、生産設備等の拡大に向けた大規模な設備投資及び研究開発、DX 領域への投資や将来を見据えた人材への投資、機動的な M&A の実施等が必要であると考えている。スパークスは、これらの施策の実施には先行費用や設備投資等相応の時間及び資金を要し、当社が上場を維持したままでは株価や配当の観点から既存株主に負担となる可能性があることも認識している。
- ・当社は、上記のようなスパークスの説明及びスパークスとの度重なる協議を踏まえて、今後、成長戦略を確実に実行するにあたり当社が果たすべき経営課題、経営施策等を慎重に検討した結果、本公開買付けを含む本取引により、スパークスグループの有するネットワークを活かした専門人材の派遣/活用・スタートアップ等の企業との提携/協業を通じて、既存内燃機関部品製造における生産管理の強化・体質の改善、商用車用電動化領域での研究開発支援、電動化に伴う事業ポートフォリオの再構築に多くの貢献が得られることが期待できると判断した。特に、鋳鍛品を製造する当社にとって喫緊の課題である環境問題については、産業機械・産業用ロボット等向け鋳造品の環境配慮型新工場の建設をはじめ多くの関連領域でのあらたな知見の獲得の支援をスパークスから得られると判断した。さらに、本取引に伴い、当社自己株式取得の実施後、一時的に、いすゞ自動車は当社の直接の株主でなくなるが、本取引後においてもいすゞ自動車から当社の経営に対する協力・協働を期待できると考えている。

(イ) 検討

本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る当社担当者による説明には、いずれも不合理的な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。とりわけ、当社の経営課題を解決するためには機動的な資金調達、外部知見の導入等を通じた抜本的な経営改革が必要であり、そのために迅速な意思決定を可能とする体制整備が不可欠との前提で、当社及びスパークスが当社の課題及び今後の事業運営の方向性について共通認識を有していることを踏まえると、本取引が当社の企業価値向上に資するとの当社の判断は合理的であると考えられる。

なお、旧特別委員会は第3回特別委員会（2023年3月17日開催）において、また、本特別委員会は第2回特別委員会（2023年10月17日開催）において、それぞれ、スパークスの担当者に対するインタビューを実施し、大要、①スパークスの概要、②本取引の概要・背景、③当社に対する評価、④本取引後の経営戦略、⑤公開買付価格に関する方針、⑥資金調達、⑦本デュー・ディリジェンスを踏まえた当社の経営面に対する評価、⑧全社共通の具体的な施策と戦略の方向性及び⑨事業毎の環境認識と想定する戦略の方向性について説明を受けた。これらの説明中、本取引の実施にあたり指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらなかった。

(ウ) 小括

以上より、本取引の目的には正当性・合理性が認められると考えられる。

(b) 諮問事項 (iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性

本取引の取引条件の妥当性の前提として、まず本取引に係る交渉過程等の手続の公正性について検討する。

(ア) 独立した特別委員会の設置・運用

本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当せず、かつ、いわゆるマネジメント・バイアウト取引にも該当しない。しかし、当社株式の非公開化後にいすゞ自動車から公開買付者に再出資することが予定されており、いすゞ自動車と当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることも踏まえ、当社では、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として特別委員会である本特別委員会を設置したものである。当社の取締役会は、本特別委員会を設置するにあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議している。

また、本特別委員会は、公開買付者又はスパークスとの間の協議及び交渉の方針について、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から適時に説明を受けた。本特別委員会は、本特別委員会において確認された方針に沿って当社と公開買付者及びスパークスとの間の交渉が行われたものと判断した。

その他、本買付価格変更前の本公開買付価格に至る交渉過程への本特別委員会の関与の形態及び実質について指摘すべき事項や懸念は特に見当たらない。

(イ) 当社担当者による協議、検討及び交渉に対する本特別委員会の評価

以下のとおり、当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社並びにいすゞ自動車からの独立性が認められるフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及びリーガル・アドバイザーである T&K 法律事務所から助言等を受けながら、当社の立場から当社の少数株主にも配慮しつつ、当社の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、当社の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本取引の一連の手続の公正性といった点についても慎重に検討しているものと認められる。

- ・ 当社担当者は、スパークスとの間で、2022年9月以降、多数回にわたって本取引についての協議及び検討を重ねてきたところ、2023年4月7日付で、スパークスから、当社担当者に対して、当社株式の株式価値総額が約263億円であること、具体的な本買付価格変更前の本公開買付価格については改めて提示する旨の提案（以下「旧提案」という。）がなされた（2023年4月7日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・ 旧特別委員会は、当社担当者より、第5回特別委員会（2023年4月10日開催）において、旧提案について意見を求められた。その際旧特別委員会は、株式価値総額での提示ではなく、本公開買付価格提案を受けてから改めて検討したい旨、及び、株式価値総額の評価としても十分な水準にあると評価できない旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。しかしながら、スパークスからは本公開買付価格提案はなされず、2023年8月9日に開催された定例取締役会において、本取引の検討を終了する旨を決定した。
- ・ 2023年9月28日に開催された定例取締役会において、本取引の検討再開が決定された後、2023年10月16日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を730円とする提案書（以下「第1回提案」という。）が示された（2023年10月16日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・ 本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月17日に開催された第2回特別委員会において、第1回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、第1回提案に係る価格は、当社の第三者算定機関であるみずほ証券による当社株式価値の試算結果や、類似事例におけるプレミアム水準等に照らすと、本特別委員会でのさらなる検討に値する十分な価格に至っていないため、類似事例におけるプレミアム水準を十分に意識した公開買付価格の再提示を求めることが相当である旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月20日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格の再提示を求めるよう申し入れた（2023年10月20日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年10月20日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を760円とする提案書（以下「第2回提案」という。）が示された（2023年10月20日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月25日に開催された第3回特別委員会において、第2回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、①みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの相当程度上方の価格とする必要性及び②市場株価基準法に係る算定基準日、当該算定基準日からの1ヶ月平均、同3ヶ月平均及び同6ヶ月平均の4つの期間のそれぞれに対しても類似事例におけるプレミアム水準である30%~40%を超える水準を確保する必要性があり、これらを満たす水準の公開買付価格の再提示を求めるべきである旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月25日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格の再提示を求めるよう申し入れた（2023年10月25日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年10月27日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を785円とする提案書（以下「第3回提案」という。）が示された（2023年10月27日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年10月30日に開催された第4回特別委員会において、第3回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、①みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、当社が重視するDCF法のレンジの中央値より相当程度は上方の価格とする必要性及び②市場株価基準法に係る算定基準日、当該算定基準日からの1ヶ月平均、同3ヶ月平均及び同6ヶ月平均の4つの全ての期間において、30%程度のプレミアム水準を確保し、類似事例におけるプレミアムに比して遜色ない水準とする必要性に鑑み、本買付価格変更前の本公開買付価格を835円とする提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年10月31日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を835円とするよう申し入れた（2023年10月31日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月2日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を805円とする提案書（以下「第4回提案」という。）が示された（2023年11月2日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023年11月6日に開催された第5回特別委員会において、第4回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、本公開買付けの公表日を間近に控えていることも踏まえ、足元の株式市場全体及び当社株価推移のトレンドも鑑み、本買付価格変更前の本公開買付価格を825円以上とする旨の最終提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。

当社は、これを受けて、2023年11月6日付で、スパークスに対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を825円以上とするよう申し入れた（2023年11月6日付「公開買付価格に関するご提案に対する回答書」）。

- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023年11月7日付で、スパークスから、当社担

当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を 808 円とする提案書（以下「第 5 回提案」という。）が示された（2023 年 11 月 7 日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。

- ・本特別委員会は、当社担当者より、2023 年 11 月 8 日に開催された第 6 回特別委員会において、第 5 回提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、足元の株式市場全体及び当社株価推移のトレンドも鑑み、本買付価格変更前の本公開買付価格を 815 円以上とする旨の最終提案をすべき旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。
- ・上記の当社からの申し入れを受けて、2023 年 11 月 8 日付で、スパークスから、当社担当者に対して、本買付価格変更前の本公開買付価格を 812 円とする提案書（以下「最終提案」という。）が示された（2023 年 11 月 8 日付「貴社株式の取得条件等に関するご提案」）。
- ・本特別委員会は、当社担当者より、最終提案に係る価格の妥当性について意見を求められた。これに対して、本特別委員会は、最終提案に係る価格が、みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、DCF 法に基づく株式価値のレンジの上位 25% にあり、かつ、市場株価基準法に係る算定基準日からの 3 ヶ月平均、同 6 ヶ月平均に対して、概ね 30% 程度のプレミアムを加えた価格となっていることから、少数株主の利益保護の観点から妥当であると評価可能な水準を超えていると思料される旨、当社担当者に全会一致の意見を述べた。
- ・以上の経過により、本買付価格変更前の本公開買付価格を最終提案に係る価格である 812 円とするとの結論に至った。かかる結論に至るまでの当社担当者による公開買付者及びスパークスとの協議、検討及び交渉について指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、公開買付者から本取引に関する提案書を受領してから、本買付価格変更前の本公開買付価格を検討するまでの間に、当社は、本取引の検討を終了し、その後、検討が再開されているが、本特別委員会はこれは、もっぱらスパークス側の事情で当初の想定スケジュールとおりに本買付価格変更前の本公開買付価格の提案がなされなかったことが原因と理解しており、当社が殊更に手続を遅延させた事情は関知していない。

(ウ) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社担当者は、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に価値算定を依頼した。みずほ証券は、当社の事業の現状を反映した最新の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、市場株価基準法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社株式の 1 株当たりの株式価値の分析を行った。その結果は、当社株式価値算定書にまとめられている。当社は、みずほ証券から本買付価格変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していない。

当社株式価値算定書の作成過程、提出に至るまでの当社担当者によるみずほ証券との協議及び検討、みずほ証券の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

(エ) 当社による独立した法律事務所からの助言の取得

当社担当者は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車から独立したリーガル・アドバイザーである T&K 法律事務所を選任した。当社は、T&K 法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、

意思決定方法その他本取引に関する意思決定の留意点について、日本法の観点から法的助言（いわゆる公正性担保措置及び利益相反回避措置に係る助言を含む。）を得ている。

2023年11月9日に至るまでの当社担当者によるT&K法律事務所との協議及び検討、T&K法律事務所の稼働状況等について指摘すべき点は認められない。

(オ) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与、当社担当者の検討過程における不当な影響及び干渉の不存在

本特別委員会は、当社が開催を予定している本取引を承認する取締役会について、当社の取締役7名のうち、過去にいずれも自動車の役職員の地位を有していた瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏の2名を除く5名の取締役が審議し、その全員の賛成により決議を行うものと理解している。

なお、当社の取締役のうち、瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏が本取引の交渉過程に関与し、又は当社担当者の検討過程に対して不当な影響又は干渉を与えたとの事実は認められない。

(カ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの期間を2023年11月13日（月曜日）から2023年12月25日（月曜日）までの30営業日に設定していた。これは法に定められた公開買付け期間の最短期間（20営業日）よりも長い期間であるが、その趣旨は、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本買付価格変更前の本公開買付け価格の適正性を担保することを企図したものと考えられ、上記公開買付け期間は妥当であると考えられる。

また、当社と公開買付者の間には、当社が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は存在しないものと認められる。

(キ) 二段階買収に係る強圧性の排除

本取引では、本公開買付けの決済完了後速やかに、当社株式の非公開化を目的に、当社の全部の株式（但し、本不応募株式及び本自己株式を除く。）の取得を目的として、公開買付者は、本臨時株主総会の開催を当社に要請することが予定されている。その際、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者、当社及びいずれも自動車を除く。）に対しては、最終的に金銭を交付することが予定されており、かつ、当該株主に交付される金額は、本買付価格変更前の本公開買付け価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されている。また、株式併合に反対する株主には、会社法上、株式買取請求権や価格決定申立ての権利が認められている。以上より、いわゆる二段階買収に係る強圧性が排除又は軽減されていると評価することが可能である。

その他、本取引において二段階買収に係る強圧性をうかがわせる事情は特に見当たらない。

(ク) 小括

以上のとおり、本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が採られていることが認められる他、本取引の諸条件について、当社の少数株主の利益保護の観点から慎重に協議及び交渉が行われたことが認められる。また、二段

階買取に係る強圧性の懸念は特に見当たらない。したがって、本取引に係る交渉過程の手続には公正性が認められると考える。

(c) 諮問事項 (ii) 本取引の取引条件の妥当性

(ア) 当社株式価値算定書との整合性

当社株式価値算定書によれば、当社株式1株当たりの株式価値は、市場株価基準法（算定基準日：2023年11月9日）で593円～685円、類似会社比較法で217円～565円、DCF法で556円～839円とされている。本買付価格変更前の本公開買付価格である812円は、上記算定方式のうち最も高いレンジを示しているDCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%に収まっている（第3四分位数を超過している）こと、及び類似会社比較法に基づく株式価値の上限よりも相当高い価格であることが確認できる。

本特別委員会は、みずほ証券及び当社の各担当者から、前提となる当社の事業計画の内容、株式価値評価に用いられた算定方法の他、株式の株式価値の算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受け議論及び検討したが、特に不合理な点は認められなかった。

なお、みずほ証券のグループ会社であるみずほ銀行は、公開買付者に対して買付資金等に係る融資の実施を予定している他、日本モノづくり未来ファンドの有限責任組合員及び当社株主であり、また、当社、いすゞ自動車及びスパークスに対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことである。さらに、みずほ証券のグループ会社であるみずほ信託銀行は、いすゞ自動車に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しているとのことである。本特別委員会は、これらの点について、みずほ証券から法令等に基づき情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築していることの説明を受けた。その他、みずほ証券と公開買付者、スパークス、当社及びいすゞ自動車の間に、本取引に関する特別の利害関係は見当たらない。

(イ) 本公開買付価格のプレミアム

本買付価格変更前の本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券の当社株式の株式価値の算定結果において最も高いレンジを示しているDCF法に基づく株式価値のレンジの上位25%にあり、かつ、上記(ア)のとおり、当該算定結果と整合している。

また、本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値685円に対して、18.54%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本(イ)において株価に対するプレミアムの数値について同じ。）を加えた価格であり、直近1ヶ月間の終値単純平均値657円（小数点以下を四捨五入。以下、本(イ)において終値単純平均値の計算において同じ。）に対して23.59%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値631円に対して、28.68%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して36.93%のプレミアムを加えた価格であり、このうち、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日における当社株式の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率を取り上げると、他の類似事案におけるプレミアム水準に照らして、必ずしも高い水準であるとは言い難いものの、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは概ね30%程度であることから、本買付価格変更前の本公開買付価格は相応のプレミアムが付された価格であると評価できる。

以上より、当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本買付価格変更前の本公開買付価格に適切に反映されていると評価して差し支えないと考えられる。

(ウ) 交渉による本公開買付価格の引上げ及び交渉過程の公正性

当社は、本特別委員会において確認された交渉方針に沿って公開買付者又はスパークスとの間で交渉を行い、その結果、第1回提案に係る価格(730円)から最終提案に係る価格(812円)に至るまで、82円(第1回提案に係る価格の11.23%(小数点以下第三位を四捨五入))の引上げを実現した。

上記(b)のとおり、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本買付価格変更前の本公開買付価格は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、当社担当者と公開買付者又はスパークスとの間の真摯な交渉を経て決定されたものと評価できると考えられる。

(エ) その他の取引条件

上記(b)(キ)のとおり、本株式併合で本公開買付けに応募しなかった当社の株主(公開買付者、当社及びいすゞ自動車を除く。)に対して交付される金銭の額は、本買付価格変更前の本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定することが予定されており、相当と評価できる。

また、本買付価格変更前の当社自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるいすゞ自動車について、(i)当社自己株式取得価格にて当社自己株式取得を行った場合の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮にいすゞ自動車が本買付価格変更前の本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り金額となる金額を基準として設定されている。この点、本特別委員会は、いすゞ自動車が当社自己株式取得により、少数株主が受領する対価を上回る経済的利益を得るものではないという意味において当社自己株式取得価格は妥当な価格と評価できると考える。なお、当社自己株式取得資金を公開買付者が当社に対して提供することは、実質的には公開買付者からいすゞ自動車への資金移動であるが、当社自己株式取得価格を前提とする限り、また、少数株主をスクイーズアウトした後の企業間取引であることから、本特別委員会から特に付言することはない。

(オ) 小括

以上のとおり、(I)当社の株主が享受すべき企業価値やシナジーが本買付価格変更前の本公開買付価格が適切に反映されていること、(II)当社は、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、公開買付者又はスパークスとの真摯な交渉を行い、その結果本買付価格変更前の本公開買付価格の引上げを実現したこと、並びに(III)(i)本株式併合において株主に交付される金銭の額が相当であること、及び(ii)当社自己株式取得について特に指摘すべき点がないことを踏まえると、結論として本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

(d) 諮問事項(iv) 当社の取締役会が本取引の実施を決定することが少数株主に不利益なものでないか否か

上記(a)乃至(c)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

本公開買付けではいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の

買付予定数の下限設定はなされていない。これは、いすゞ自動車の当社株式所有割合が 43.19% (2023 年 3 月末日時点) であることから、本公開買付けにおけるかかる下限設定が公開買付の成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があることと当社が考えたことによることである。この点、(i) 当社は、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、上記 (b) 記載の各手段を採用しており、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると評価し得ること、(ii) 上記 (c) のとおり、本買付価格変更前の最終の本公開買付価格が妥当な水準にあると考えられること等を踏まえると、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限設定をしないことが不合理とはいえない。

結論として、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

その後、当社は、本公開買付けの開始以降、当社株式の市場株価が本買付価格変更前の本公開買付価格を上回って推移しており、公開買付者から本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされる場合を想定し、本特別委員会に対して、公開買付者から本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされた場合でも、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かにつき諮問を行う予定である旨を伝えたところ、本特別委員会は、2023 年 12 月 14 日及び同月 21 日に特別委員会を開催し、本公開買付けに係る諸条件の変更についての提案がなされた場合を想定した検討を実施いたしました。その後、公開買付者が、2023 年 12 月 25 日に当社に対して本買付価格変更を行う旨の意向を示し、本買付価格変更の提案をしたことを受け、当社は、本特別委員会に対して、本買付価格変更を前提とした場合でも、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かにつき正式に諮問を行ったところ、本特別委員会は、同日、特別委員会を開催して検討を行い、委員全員の一致により、本買付価格変更を踏まえても、本答申書の内容に関して特段の変更の必要はない旨の意見に至り、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の 2023 年 12 月 25 日付答申書を提出しております。

(i) 諮問事項に対する本特別委員会の答申 (結論)

本買付価格変更を前提としても、本取引の実施の決定は当社の少数株主にとって不利益なものでない。

(ii) 意見の理由及び検討内容について

本答申書に記載のとおり、本取引の目的の正当性・合理性及び本取引に係る交渉過程の手続の公正性が認められるが、本答申書の提出以降、今般の 2023 年 12 月 25 日付答申書提出までの間に、これらの点に反する事情は特段生じていない。

また、(i) 本答申書の提出以降、当社が作成した当社の 2024 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更はない他、当社の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii) 本公開買付けによりその公表前に比べて相応のプレミアムが付された価格で全株主が当社株式の売却が可能となることを踏まえると、引き続き、本取引の取引条件の妥当性が認められると考える。

上記の他、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情として指摘すべき問題点や懸念は特に見当たらない。

なお、その後、公開買付者が、2024 年 2 月 1 日に当社に対して本スキーム変更に係る提案をし

たことを受け、当社は、本特別委員会に対して、本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かにつき検討を求めたところ、本特別委員会は、2024年2月2日、本スキーム変更を前提としても、本取引の目的の正当性・合理性が失われるものではなく、本取引の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨を確認しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2023年9月28日に開催された定例取締役会において、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてT&K法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、T&K法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。T&K法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、T&K法律事務所から受けた法的助言及びみずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びにみずほ証券から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は2023年11月10日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

その後、当社は、公開買付者より、本買付価格変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、本特別委員会の2023年12月25日付答申書を踏まえ、本買付価格変更に関して慎重に協議及び検討を行いました。その結果、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の根拠及び理由に基づき、2023年12月25日開催の取締役会において、当社の取締役7名のうち、下記の瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役5名の全員一致により、本買付価格変更後の本公開買付けにおいても、引き続き、本意見表明プレスリリースにおいて既に公表されている意見、すなわち、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

また、上記取締役会において、出席した監査役（監査役4名中、2023年11月10日開催の取締役会では出席監査役4名（うち社外監査役2名）、2023年12月25日開催の取締役会では出席監査役3名（うち社外監査役1名）のうち浅原健一氏以外の監査役はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役である瀬戸貢一氏及び長谷川修二氏は、いずれも自動車の出身者であることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、上記各取締役会に出席したものの、審議及び決議には参加しておりません。また、当社の監査役である浅原健一氏は、いずれも自動車の執行役員としての地位を有しているため、本取引における利益相反の問題による影響を受ける可能性を排除する観点から、上記各取締役会の審議には一切参加しておらず、当該取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えております。また、2023年11月10日時点及び同年12月25日時点において、当社の監査役である浅原健一氏以外には当社といずれも自動車を兼務する役員はおらず、当社といずれも自動車を兼務する役員は当社の立場におい

てスパークスとの協議及び交渉に参加しておりません。

⑤ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者、いすゞ自動車及び当社を除きます。）が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することも企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業若しくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更若しくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付者は、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、いすゞ自動車は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引の決定は、支配株主との取引等に該当いたしません。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2023年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社は当社の製品の主要な販売先であります。当社と同社との取引については、購買契約に従い市場価格を考慮した取引条件を交渉により合意し、所定の社内決裁を得ることとし少数株主の権利を害することがないよう努めております。」と記載しております。当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2023年11月9日付で、本特別委員会より、本取引の実施について決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨を内容とする本答申書を受領しております。また、当社は、2023年12月25日付で、本特別委員会より、本答申書の内容に関して特段の変更の必要はない旨を内容とする2023年12月25日付答申書を受領しております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。なお、本答申書及び2023年12月25日付答申書は、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

Ⅲ. 単元株式数の定めの廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は、上記Ⅱ.「株式併合について」の2.「株式併合の要旨」の(2)「株式併合の内容」の⑤「効力発生後における発行済株式総数」に記載の数となり、単元株式数を定める必要がなくなることによるものです。

2. 廃止予定日

2024年3月27日（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記Ⅳ.「定款の一部変更について」に記載する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

Ⅳ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は4株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は、上記Ⅱ.「株式併合について」の2.「株式併合の要旨」の(2)「株式併合の内容」の⑤「効力発生後における発行済株式総数」に記載の数となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(3) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主はいすゞ自動車のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り

上げを行うものであります。

- (4) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主はいすゞ自動車のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4株</u> とする。
(<u>単元株式数</u>) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	(削除)
(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	(削除)
第10条～第12条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)
(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(削除)
第14条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
(<u>電子提供措置等</u>) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>	(削除)
第16条～第43条 (条文省略)	第12条～第39条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

2024年3月27日（予定）

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式会社併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上



2023年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社 I J T T
代表者名 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(コード番号 7315 東証 スタンダード市場)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
(TEL 045-777-5560)

(訂正・数値データ訂正)「2023年3月期 決算短信(連結)」
の一部訂正に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日に公表いたしました「2023年3月期 決算短信(連結)」の記載内容について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

当社は、2023年5月12日公表の「2023年3月期 決算短信(連結)」にて、当社の鍛造部門に係る資産グループにおける収益性の低下による減損損失1,555百万円(個別1,514百万円)を特別損失に計上いたしましたが、今回、回収可能価額に係る将来キャッシュ・フローの割引率を見直しすることとし、減損損失を2,080百万円(個別2,040百万円)に修正し、これに関連する箇所を訂正することといたしました。

2. 訂正箇所

訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の全文を添付し、訂正箇所に____を付して表示しています。

以上

(訂正後)



2023年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

2023年5月12日

上場会社名 株式会社IJTT 上場取引所 東
 コード番号 7315 URL <https://www.ijtt.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 瀬戸 貢一
 問合せ先責任者 (役職名) 管理部門統括 (氏名) 樋口 恵一 (TEL) 045-777-5560
 定時株主総会開催予定日 2023年6月29日 配当支払開始予定日 2023年6月30日
 有価証券報告書提出予定日 2023年6月29日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2023年3月期の連結業績 (2022年4月1日~2023年3月31日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2023年3月期	167,983	16.4	3,948	19.9	4,567	7.5	1,159	△59.0
2022年3月期	144,360	—	3,292	—	4,247	—	2,827	—

(注) 包括利益 2023年3月期 3,799百万円(△34.4%) 2022年3月期 5,788百万円(—%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2023年3月期	24.72	—	1.5	3.3	2.4
2022年3月期	60.27	—	3.7	3.3	2.3

(参考) 持分法投資損益 2023年3月期 319百万円 2022年3月期 591百万円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前期増減率は記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2023年3月期	141,520	88,049	56.4	1,702.59
2022年3月期	132,016	85,228	59.2	1,664.60

(参考) 自己資本 2023年3月期 79,874百万円 2022年3月期 78,092百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年3月期	10,172	△12,179	3,219	12,815
2022年3月期	5,596	△7,479	△891	11,126

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産 配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
2022年3月期	—	10.00	—	10.00	20.00	938	33.2	1.2
2023年3月期	—	10.00	—	10.00	20.00	938	80.9	1.2
2024年3月期(予想)	—	12.50	—	12.50	25.00		51.0	

3. 2024年3月期の連結業績予想 (2023年4月1日~2024年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	179,000	6.6	3,500	△11.4	3,900	△14.6	2,300	98.4	49.03

※ 注記事項

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） : 無
新規 —社（社名）— 、除外 —社（社名）—

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2023年3月期	49,154,282株	2022年3月期	49,154,282株
② 期末自己株式数	2023年3月期	2,240,945株	2022年3月期	2,240,648株
③ 期中平均株式数	2023年3月期	46,913,473株	2022年3月期	46,913,778株

発行済株式数に関する注記

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

- ・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。
- ・決算補足説明資料は、2023年5月12日（金）に当社ウェブサイトにて掲載します。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況	2
(2) 当期の財政状態の概況	2
(3) 当期のキャッシュ・フローの概況	3
(4) 今後の見通し	3
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	3
3. 連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 連結貸借対照表	4
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	6
連結損益計算書	6
連結包括利益計算書	7
(3) 連結株主資本等変動計算書	8
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	10
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	11
(継続企業の前提に関する注記)	11
(セグメント情報等)	11
(1株当たり情報)	11
(重要な後発事象)	11
4. その他	12
(1) 役員の異動	12

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による度重なる新規感染者数の増加により医療体制の逼迫が続きましたが、ワクチン接種の進展により行動制限が徐々に緩和され、さらに政府の旅行支援策や入国者の水際対策の大幅な緩和により、社会経済活動は正常化へ向かう動きが見られており、足元では感染者数の落ち着きやマスク着用ルールの緩和に伴い、感染症法上の分類引き下げが行われるなどアフターコロナへの動きが加速しつつあります。一方で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を巡る地政学リスクに起因したエネルギー資源・原材料価格の高騰は長期化しており、世界的なサプライチェーン混乱による慢性的な部品不足は解消しておらず、加えて欧米におけるインフレ加速に伴う金融引き締めの影響を受けた急激な円安の進行や原材料価格の上昇に起因する物価上昇等による景気下振れリスクの懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

トラック市場におきましては、サプライチェーン混乱による慢性的な部品調達難は続いており、半導体の供給量は改善傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には回復しておらず、国内では完成車メーカーの生産台数が本格的に回復していない等、厳しい状況が続いております。

一方で、海外ではタイのピックアップトラック、インドネシアでは天然資源価格高騰を追い風に商用車で好調を維持しており、とりわけアセアン地域を中心に需要は堅調に推移しました。

建設機械市場におきましては、国内では公共投資を中心に回復基調にあるものの、サプライチェーン混乱による部品不足の影響を受け、需要は減少しました。一方、海外では天然資源価格高騰の恩恵を受けたインドネシア等のアジア新興国を中心に需要は堅調に推移したものの、景気減速が続いている中国において需要は大幅に減少しました。

このような情勢下、当連結会計年度の収益につきましては、得意先である自動車メーカーの稼働停止や生産調整が断続的に発生したものの、原材料価格やエネルギーコスト高騰等の客先への価格転嫁や円安効果等により、売上高は167,983百万円と前年同期と比べ23,623百万円(16.4%)の増収、利益面につきましては、生産性向上及び固定費削減等の原価改善活動とともに、原材料価格やエネルギーコスト高騰等に応じた製品への価格転嫁や円安効果等により、営業利益は、3,948百万円と前年同期と比べ655百万円(19.9%)の増益、経常利益は、4,567百万円と前年同期と比べ320百万円(7.5%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の減損損失を特別損失に計上したこと等により、1,159百万円と前年同期と比べ1,668百万円(59.0%)の減益となりました。

(2) 当期の財政状態の概況

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ9,503百万円増加し、141,520百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,700百万円、売掛債権が2,377百万円、棚卸資産が1,587百万円、有形固定資産が2,877百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ6,682百万円増加し、53,471百万円となりました。これは主に支払債務が2,349百万円、借入金が4,240百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ2,821百万円増加し、88,049百万円となりました。これは主に利益剰余金が221百万円、為替換算調整勘定が1,395百万円、非支配株主持分が1,039百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(3) 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ1,688百万円増加（前年同期比15.2%増）し、当連結会計年度末には12,815百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果獲得した資金は、10,172百万円と前年同期と比べ4,575百万円（81.8%）の増加となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益2,431百万円、減価償却費8,373百万円、減損損失2,080百万円、仕入債務の増加額2,101百万円に対し、売上債権の増加額1,924百万円、棚卸資産の増加額1,390百万円、法人税等の支払額986百万円があったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は、12,179百万円と前年同期と比べ4,699百万円（62.8%）の支出増となりました。主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出が12,128百万円であったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果獲得した資金は、3,219百万円（前年同期は891百万円の支出）となりました。主な内訳は、長期借入金の返済による支出が1,060百万円、配当金の支払額（非支配株主への配当金の支払額を含む）が978百万円であった一方で、短期借入金の純増減額が5,300百万円であったこと等によります。

(4) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、長期化する原材料価格やエネルギーコスト等の高騰に加え、半導体不足に起因する顧客需要の急激な変動が生じており、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような状況を踏まえ当社グループでは、コア商品の拡販を推進するとともに、更なるコスト構造改革を進めてまいります。

また、今後自動車の電動化により、自動車向けの鋳造部品の製造販売が逡減することが想定されるため、当社は、2023年2月に、成長が見込まれる産業機械、産業ロボット等向けの鋳造部品の製造する鋳造工場を、岩手県北上市に所在する北上工場内に建設することを決定し、工事に着工いたしました。

通期の業績予想につきましては、売上高179,000百万円、営業利益3,500百万円、経常利益3,900百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,300百万円を見込んでおります。

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、当面は、日本基準で連結財務諸表を作成する方針であります。

なお、IFRSの適用につきましては、国内外の諸情勢を考慮の上、適正に対応していく方針であります。

3. 連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,177	12,878
受取手形	2,519	2,775
売掛金	30,508	32,629
製品	3,259	4,064
仕掛品	2,754	3,231
原材料及び貯蔵品	5,798	6,103
その他	3,795	3,629
流動資産合計	59,813	65,312
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	48,180	50,068
減価償却累計額	△32,976	△34,529
建物及び構築物（純額）	15,203	15,539
機械装置及び運搬具	152,785	158,989
減価償却累計額	△126,821	△132,937
機械装置及び運搬具（純額）	25,963	26,052
土地	16,366	16,477
リース資産	202	261
減価償却累計額	△119	△157
リース資産（純額）	83	104
建設仮勘定	4,265	6,135
その他	12,261	13,242
減価償却累計額	△11,135	△11,666
その他（純額）	1,125	1,576
有形固定資産合計	63,008	65,885
無形固定資産	364	384
投資その他の資産		
投資有価証券	8,157	8,418
その他	673	1,519
投資その他の資産合計	8,831	9,938
固定資産合計	72,203	76,208
資産合計	132,016	141,520

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,967	11,613
電子記録債務	13,990	15,693
短期借入金	2,060	7,360
リース債務	48	48
未払金	1,696	1,946
未払法人税等	658	653
賞与引当金	1,977	2,005
その他	5,592	6,150
流動負債合計	36,991	45,471
固定負債		
長期借入金	2,650	1,590
リース債務	38	58
繰延税金負債	504	0
再評価に係る繰延税金負債	754	754
環境対策引当金	80	34
退職給付に係る負債	5,680	5,458
その他	87	102
固定負債合計	9,796	7,999
負債合計	46,788	53,471
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,500	5,500
資本剰余金	22,561	22,561
利益剰余金	49,710	49,931
自己株式	△1,017	△1,017
株主資本合計	76,754	76,975
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	211	274
土地再評価差額金	1,412	1,412
為替換算調整勘定	481	1,876
退職給付に係る調整累計額	△767	△665
その他の包括利益累計額合計	1,337	2,898
非支配株主持分	7,135	8,175
純資産合計	85,228	88,049
負債純資産合計	132,016	141,520

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	144,360	167,983
売上原価	133,637	156,131
売上総利益	10,723	11,852
販売費及び一般管理費	7,430	7,903
営業利益	3,292	3,948
営業外収益		
受取利息	45	98
受取配当金	82	37
持分法による投資利益	591	319
雇用調整助成金	97	42
その他	232	255
営業外収益合計	1,049	753
営業外費用		
支払利息	23	21
シンジケートローン手数料	35	37
支払補償費	-	34
その他	35	42
営業外費用合計	94	135
経常利益	4,247	4,567
特別利益		
固定資産売却益	9	2
投資有価証券売却益	25	-
受取保険金	83	73
特別利益合計	119	76
特別損失		
固定資産除売却損	64	94
減損損失	163	2,080
災害による損失	-	36
その他	26	-
特別損失合計	254	2,211
税金等調整前当期純利益	4,111	2,431
法人税、住民税及び事業税	830	1,162
法人税等調整額	△67	△606
法人税等合計	762	556
当期純利益	3,349	1,875
非支配株主に帰属する当期純利益	521	715
親会社株主に帰属する当期純利益	2,827	1,159

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	3,349	1,875
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	63
為替換算調整勘定	1,582	1,394
退職給付に係る調整額	327	97
持分法適用会社に対する持分相当額	538	368
その他の包括利益合計	2,439	1,924
包括利益	5,788	3,799
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,734	2,720
非支配株主に係る包括利益	1,054	1,079

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,500	22,561	47,633	△1,017	74,677
当期変動額					
剰余金の配当			△750		△750
親会社株主に帰属する当期純利益			2,827		2,827
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,076	△0	2,076
当期末残高	5,500	22,561	49,710	△1,017	76,754

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	220	1,412	△1,102	△1,099	△569	6,107	80,216
当期変動額							
剰余金の配当							△750
親会社株主に帰属する当期純利益							2,827
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9	-	1,583	332	1,906	1,028	2,935
当期変動額合計	△9	-	1,583	332	1,906	1,028	5,012
当期末残高	211	1,412	481	△767	1,337	7,135	85,228

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,500	22,561	49,710	△1,017	76,754
当期変動額					
剰余金の配当			△938		△938
親会社株主に帰属する当期純利益			1,159		1,159
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	221	△0	221
当期末残高	5,500	22,561	49,931	△1,017	76,975

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	211	1,412	481	△767	1,337	7,135	85,228
当期変動額							
剰余金の配当							△938
親会社株主に帰属する当期純利益							1,159
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63	-	1,395	102	1,560	1,039	2,599
当期変動額合計	63	-	1,395	102	1,560	1,039	2,821
当期末残高	274	1,412	1,876	△665	2,898	8,175	88,049

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,111	2,431
減価償却費	7,724	8,373
受取利息及び受取配当金	△127	△135
支払利息	23	21
持分法による投資損益 (△は益)	△591	△319
固定資産除売却損益 (△は益)	54	92
減損損失	163	2,080
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,424	△1,924
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,064	△1,390
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,866	2,101
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	144	△124
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△229	△559
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	294	293
その他	△608	△337
小計	5,337	10,603
利息及び配当金の受取額	322	578
利息の支払額	△25	△22
法人税等の支払額	△38	△986
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,596	10,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△47	△63
定期預金の払戻による収入	-	54
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	1	1
長期貸付けによる支出	-	△732
長期貸付金の回収による収入	-	721
有形及び無形固定資産の取得による支出	△7,599	△12,128
有形固定資産の売却による収入	64	62
投資有価証券の売却による収入	71	-
投資有価証券の取得による支出	△8	△9
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	51	△40
その他	△13	△44
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,479	△12,179
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,000	5,300
長期借入金の返済による支出	△1,060	△1,060
リース債務の返済による支出	△54	△42
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△750	△938
非支配株主への配当金の支払額	△25	△40
財務活動によるキャッシュ・フロー	△891	3,219
現金及び現金同等物に係る換算差額	461	476
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,312	1,688
現金及び現金同等物の期首残高	13,439	11,126
現金及び現金同等物の期末残高	11,126	12,815

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社グループの事業セグメントは、自動車用等関連部品製造事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,664.60円	1,702.59円
1株当たり当期純利益金額	60.27円	24.72円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	－円	－円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,827	1,159
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,827	1,159
普通株式の期中平均株式数(株)	46,913,778	46,913,473

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2022年3月31日)	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	85,228	88,049
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	7,135	8,175
(うち非支配株主持分(百万円))	(7,135)	(8,175)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	78,092	79,874
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	46,913,634	46,913,337

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4. その他

(1) 役員の変動

① 代表取締役の変動※

氏名	新役職	現役職
伊藤 一彦	—	代表取締役 取締役会長

② 取締役の変動※

a 新任取締役候補者

取締役 常務執行役員 営業部門統括兼経営企画部門統括代理	すずき たつや 鈴木 達也	常務執行役員 営業部門統括兼経営企画部門統括代理
------------------------------------	------------------	-----------------------------

b 退任予定取締役

代表取締役 取締役会長	いとう かずひこ 伊藤 一彦	[—]
取締役副社長	あさだ かずのり 浅田 和則	[—]
取締役	かねこ たかゆき 金子 孝之	[—]

③ 監査役の変動※

a 新任監査役候補者

監査役	かねこ たかゆき 金子 孝之	[現 取締役]
-----	-------------------	-----------

b 退任予定監査役

監査役	くりはら せいいち 栗原 清一	[—]
-----	--------------------	-------

④ 就任ならびに退任予定日

2023年6月29日

(※役員の変動については、2023年3月10日に公表済みであります。)



2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2023年11月10日

上場会社名 株式会社IJTT 上場取引所 東
コード番号 7315 URL <https://www.ijtt.co.jp/>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 瀬戸 貢一
問合せ先責任者 (役職名) 管理部門統括 (氏名) 樋口 恵一 (TEL) 045-777-5560
四半期報告書提出予定日 2023年11月10日 配当支払開始予定日 2023年12月4日
四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2024年3月期第2四半期の連結業績(2023年4月1日~2023年9月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年3月期第2四半期	82,847	2.2	1,976	35.2	2,336	21.4	1,376	48.3
2023年3月期第2四半期	81,075	21.4	1,461	18.4	1,925	12.8	927	△9.8

(注) 包括利益 2024年3月期第2四半期 4,363百万円(5.5%) 2023年3月期第2四半期 4,136百万円(790.9%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2024年3月期第2四半期	29.34	—
2023年3月期第2四半期	19.78	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2024年3月期第2四半期	152,966	91,914	54.2
2023年3月期	141,520	88,049	56.4

(参考) 自己資本 2024年3月期第2四半期 82,886百万円 2023年3月期 79,874百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2023年3月期	—	10.00	—	10.00	20.00
2024年3月期	—	12.50	—	—	—
2024年3月期(予想)	—	—	—	0.00	12.50

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有

3. 2024年3月期の連結業績予想(2023年4月1日~2024年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	179,000	6.6	3,500	△11.4	3,900	△14.6	2,300	98.4	49.03

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
新規 一社(社名) — 、除外 一社(社名) —

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

会計方針の変更に関する注記

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	2024年3月期2Q	49,154,282株	2023年3月期	49,154,282株
② 期末自己株式数	2024年3月期2Q	2,240,945株	2023年3月期	2,240,945株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	2024年3月期2Q	46,913,337株	2023年3月期2Q	46,913,544株

発行済株式数に関する注記

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想の利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	7
(重要な後発事象)	7

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第2四半期連結累計期間（2023年4月1日～2023年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類引き下げ後、社会経済活動の正常化が進み、国内の消費活動も回復基調となりました。一方、欧米との金融政策の違いによる円安進行や海外経済の減速懸念、長期化するウクライナ情勢を背景としたエネルギー資源・原材料価格の高止まりが続き、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

トラック市場におきましては、国内では慢性的な部品調達難が回復基調となり、完成車メーカーの販売台数は前年を上回りました。一方、海外では、タイにおける自動車ローン審査の厳格化やインドネシアでの金利上昇による購買力の低下が要因となり、アセアン地域での需要が減少しました。

建設機械市場におきましては、国内では公共投資の増加により需要は増加するとともに、部品調達難の回復効果もあり、販売台数も増加しました。一方、海外では、アセアン地域における鉱山資源の投資抑制によって需要が低迷し、さらに中国においては、政局不安による景気の低迷が継続しているため需要は大きく減少しました。

このような情勢下、当第2四半期連結累計期間の収益につきましては、原材料価格やエネルギーコスト高騰等の客先への価格転嫁や円安効果等により、売上高は82,847百万円と前年同期に比べ1,772百万円（2.2%）の増収、利益面につきましては、生産性向上や原価改善活動とともに、原材料価格やエネルギーコスト高騰等に応じた製品への価格転嫁や円安効果等により、営業利益は1,976百万円と前年同期に比べ515百万円（35.2%）の増益、経常利益は2,336百万円と前年同期と比べ411百万円（21.4%）の増益、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては1,376百万円と前年同期と比べ448百万円（48.3%）の増益となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ11,445百万円増加し、152,966百万円となりました。これは主に、現金及び預金が6,606百万円、有形固定資産が3,970百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ7,581百万円増加し、61,052百万円となりました。これは主に電子記録債務が4,241百万円、借入金が2,650百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ3,864百万円増加し、91,914百万円となりました。これは主に為替換算調整勘定が1,689百万円、利益剰余金が907百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2024年3月期の連結業績予想につきましては、2023年5月12日に公表しました連結業績予想から変更はありません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,878	19,484
受取手形及び売掛金	35,404	35,747
棚卸資産	13,399	12,803
その他	3,629	3,614
流動資産合計	65,312	71,650
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	15,539	15,194
機械装置及び運搬具（純額）	26,052	26,025
土地	16,477	16,598
建設仮勘定	6,135	10,319
その他（純額）	1,680	1,718
有形固定資産合計	65,885	69,855
無形固定資産	384	562
投資その他の資産		
その他	9,938	10,897
投資その他の資産合計	9,938	10,897
固定資産合計	76,208	81,315
資産合計	141,520	152,966
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,613	10,303
電子記録債務	15,693	19,935
短期借入金	7,360	10,540
未払法人税等	653	624
賞与引当金	2,005	1,992
その他	8,145	10,021
流動負債合計	45,471	53,418
固定負債		
長期借入金	1,590	1,060
再評価に係る繰延税金負債	754	754
環境対策引当金	34	28
退職給付に係る負債	5,458	5,473
その他	161	318
固定負債合計	7,999	7,633
負債合計	53,471	61,052

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,500	5,500
資本剰余金	22,561	22,561
利益剰余金	49,931	50,839
自己株式	△1,017	△1,017
株主資本合計	76,975	77,882
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	274	641
土地再評価差額金	1,412	1,412
為替換算調整勘定	1,876	3,566
退職給付に係る調整累計額	△665	△616
その他の包括利益累計額合計	2,898	5,003
非支配株主持分	8,175	9,027
純資産合計	88,049	91,914
負債純資産合計	141,520	152,966

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
売上高	81,075	82,847
売上原価	75,564	76,888
売上総利益	5,511	5,959
販売費及び一般管理費		
運搬費	1,156	1,009
給料及び手当	1,092	1,130
賞与引当金繰入額	188	183
退職給付費用	71	73
その他	1,540	1,586
販売費及び一般管理費合計	4,049	3,982
営業利益	1,461	1,976
営業外収益		
受取利息	29	104
受取配当金	20	20
持分法による投資利益	258	74
為替差益	137	106
雇用調整助成金	30	5
その他	72	90
営業外収益合計	549	402
営業外費用		
支払利息	10	17
シンジケートローン手数料	13	5
支払補償費	34	—
その他	27	19
営業外費用合計	86	42
経常利益	1,925	2,336
特別利益		
固定資産売却益	0	14
受取保険金	25	—
特別利益合計	25	14
特別損失		
固定資産除売却損	63	53
その他	—	10
特別損失合計	63	64
税金等調整前四半期純利益	1,887	2,286
法人税等	548	590
四半期純利益	1,338	1,695
非支配株主に帰属する四半期純利益	410	319
親会社株主に帰属する四半期純利益	927	1,376

四半期連結包括利益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
四半期純利益	1,338	1,695
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△20	367
為替換算調整勘定	2,052	1,741
退職給付に係る調整額	81	48
持分法適用会社に対する持分相当額	684	510
その他の包括利益合計	2,798	2,667
四半期包括利益	4,136	4,363
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,028	3,481
非支配株主に係る四半期包括利益	1,108	881

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法を採っております。

(重要な後発事象)

(ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付け)

当社は、2023年11月10日開催の取締役会において、ARTS-1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後により予定されている一連の手続を経て当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

詳細につきましては、2023年11月10日公表の「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」をご参照ください。